

令和 2 年

第 4 回定例会会議録

令和 2 年 6 月 17 日

）

令和 2 年 6 月 25 日

田 上 町 議 会

目 次

○田上町告示第16号	1
○会期日程	2
○応招議員	3
○町長提出議案一覧表	4

会期第1日 [第1号] (6月17日 (水))

○招集年月日、招集場所	7
○出席議員	7
○欠席議員	7
○地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の氏名	7
○本会議に職務のため出席した者の氏名	7
○開 会	8
○開 議	8
○日程第 1 会議録署名議員の指名	9
○日程第 2 会期の決定	9
○日程第 3 諸般の報告	9
○日程第 4 報告第 7号 令和元年度田上町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について	12
○日程第 5 報告第 8号 同年度田上町一般会計継続費繰越計算書の報告について	12
○日程第 6 報告第 9号 県央土地開発公社事業計画書及び事業報告書の提出について	12
○日程第 7 同意第 2号 田上町監査委員の選任について	14
○日程第 8 同意第 3号 田上町農業委員会委員の任命について	16
○日程第 9 同意第 4号 田上町農業委員会委員の任命について	16
○日程第10 同意第 5号 田上町農業委員会委員の任命について	16
○日程第11 同意第 6号 田上町農業委員会委員の任命について	16
○日程第12 同意第 7号 田上町農業委員会委員の任命について	16
○日程第13 同意第 8号 田上町農業委員会委員の任命について	16
○日程第14 同意第 9号 田上町農業委員会委員の任命について	16

○日程第15	同意第10号	田上町農業委員会委員の任命について	16
○日程第16	同意第11号	田上町農業委員会委員の任命について	16
○日程第17	同意第12号	田上町農業委員会委員の任命について	16
○日程第18	議案第29号	道の駅たがみの設置及び管理に関する条例の制定について	19
○日程第19	議案第30号	田上町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について	19
○日程第20	議案第31号	田上町公民館条例の一部改正について	19
○日程第21	議案第32号	田上町交流会館条例の一部改正について	19
○日程第22	議案第33号	田上町国民健康保険税条例の一部改正について	19
○日程第23	議案第34号	道の駅たがみの指定管理者の指定について	22
○日程第24	議案第35号	田上町道路線の認定について	23
○日程第25	議案第36号	田上町道路線の変更について	23
○日程第26	議案第37号	下吉田川N〇. 1雨水調整池整備工事請負契約について	24
○日程第27	議案第38号	令和2年度田上町一般会計補正予算(第4号)議定について	25
○日程第28	議案第39号	同年度田上町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)議定について	25
○日程第29	議案第40号	同年度田上町介護保険特別会計補正予算(第1号)議定について	25
○日程第30	議案第41号	同年度田上町水道事業会計補正予算(第1号)議定について	25
○日程第31	一般質問		27
	5番	小嶋謙一君	27
	1番	小野澤健一君	42
	3番	藤田直一君	54
	4番	渡邊勝衛君	66
○散会			77
○議事日程第1号			78

会期第2日 [第2号] (6月18日(木))

○招集年月日、招集場所	8 1
○出席議員	8 1
○欠席議員	8 1
○地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の氏名	8 1
○本会議に職務のため出席した者の氏名	8 1
○開 議	8 2
○日程第 1 一般質問	8 2
7番 今井幸代君	8 2
11番 池井豊君	9 3
13番 高橋秀昌君	10 3
10番 松原良彦君	11 9
8番 椿一春君	12 7
6番 中野和美君	13 3
○散 会	14 0
○議事日程第2号	14 1

会期第9日 [第3号] (6月25日 (木))

○招集年月日、招集場所	14 3
○出席議員	14 3
○欠席議員	14 3
○地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の氏名	14 3
○本会議に職務のため出席した者の氏名	14 3
○開 議	14 4
○日程第 1 議案第29号 道の駅たがみの設置及び管理に関する条例の制定について	14 4
○日程第 2 議案第30号 田上町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について	14 4
○日程第 3 議案第31号 田上町公民館条例の一部改正について	14 5
○日程第 4 議案第32号 田上町交流会館条例の一部改正について	14 5
○日程第 5 議案第33号 田上町国民健康保険税条例の一部改正について	14 5
○日程第 6 議案第34号 道の駅たがみの指定管理者の指定について	14 7
○日程第 7 議案第35号 田上町道路線の認定について	14 8

○日程第 8	議案第 36 号	田上町道路線の変更について	148
○日程第 9	議案第 37 号	下吉田川N o. 1 雨水調整池整備工事請負契約 について	150
○日程第 10	議案第 38 号	令和 2 年度田上町一般会計補正予算（第 4 号） 議定について	151
○日程第 11	議案第 39 号	同年度田上町国民健康保険特別会計補正予算 （第 2 号）議定について	151
○日程第 12	議案第 40 号	同年度田上町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）議定について	151
○日程第 13	議案第 41 号	同年度田上町水道事業会計補正予算（第 1 号） 議定について	151
○日程第 14	議員派遣の件について		155
○日程第 15	閉会中の継続調査について		155
○閉 会			157
○議事日程第 3 号			158

田上町告示第16号

令和2年 第4回田上町議会定例会を次のとおり招集する。

令和2年6月5日

田上町長 佐野恒雄

1. 期 日 令和2年6月17日
2. 場 所 田上町議会議場

令和2年 第4回 田上町議会（定例会）会期日程

月 日 (曜)	開 議 時 間	本委区分	内 容
6.17 (水)	午前 9:00	本 会 議	<ul style="list-style-type: none"> ・開 会 (開議) ・会議録署名議員の指名 ・会期の決定 ・諸般の報告 ・人事案件上程 (提案説明・質疑・採決) ・議案上程 (提案説明・質疑・各常任委員会付託) ・一般質問 ・散 会
		本会議終了後	委員会 広報常任委員会
6.18 (木)	午前 9:00	本 会 議	<ul style="list-style-type: none"> ・開 議 ・一般質問 ・散 会
6.19 (金)			議案調査
6.20 (土)			(休 会)
6.21 (日)			(休 会)
6.22 (月)			議案調査
6.23 (火)	午前 9:00	委 員 会	総務産経常任委員会 (付託案件審査)
6.24 (水)	午前 9:00	委 員 会	社会文教常任委員会 (付託案件審査)
6.25 (木)	午後 1:30	本 会 議	<ul style="list-style-type: none"> ・開 議 ・議案審議 (委員長報告・質疑・討論・採決) ・閉 会
		本会議終了後	議員互助会総会

応招議員（13名）

1 番	小 野 澤	健	一	君
2 番	品 田	政	敏	君
3 番	藤 田	直	一	君
4 番	渡 邊	勝	衛	君
5 番	小 嶋	謙	一	君
6 番	中 野	和	美	君
7 番	今 井	幸	代	君
8 番	椿	一	春	君
9 番	熊 倉	正	治	君
10 番	松 原	良	彦	君
11 番	池 井		豊	君
12 番	関 根	一	義	君
13 番	高 橋	秀	昌	君

令和2年第4回田上町議会（定例会）提出議案一覧表

議案番号	件名
報告第7号	令和元年度田上町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
報告第8号	同年度田上町一般会計継続費繰越計算書の報告について
報告第9号	県央土地開発公社事業計画書及び事業報告書の提出について
同意第2号	田上町監査委員の選任について
同意第3号	田上町農業委員会委員の任命について
同意第4号	田上町農業委員会委員の任命について
同意第5号	田上町農業委員会委員の任命について
同意第6号	田上町農業委員会委員の任命について
同意第7号	田上町農業委員会委員の任命について
同意第8号	田上町農業委員会委員の任命について
同意第9号	田上町農業委員会委員の任命について
同意第10号	田上町農業委員会委員の任命について
同意第11号	田上町農業委員会委員の任命について
同意第12号	田上町農業委員会委員の任命について

議案番号	件名
議案第29号	道の駅たがみの設置及び管理に関する条例の制定について
議案第30号	田上町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について
議案第31号	田上町公民館条例の一部改正について
議案第32号	田上町交流会館条例の一部改正について
議案第33号	田上町国民健康保険税条例の一部改正について
議案第34号	道の駅たがみの指定管理者の指定について
議案第35号	田上町道路線の認定について
議案第36号	田上町道路線の変更について
議案第37号	下吉田川N o. 1 雨水調整池整備工事請負契約について
議案第38号	令和2年度田上町一般会計補正予算（第4号）議定について
議案第39号	同年度田上町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）議定について
議案第40号	同年度田上町介護保険特別会計補正予算（第1号）議定について
議案第41号	同年度田上町水道事業会計補正予算（第1号）議定について

第 1 号

(6 月 17 日)

令和2年田上町議会
第4回定例会会議録
(第1号)

- 1 招集場所 田上町議会議場
- 2 開 会 令和2年6月17日 午前9時
- 3 出席議員
- | | | | |
|----|---------|-----|--------|
| 1番 | 小野澤 健一君 | 8番 | 椿 一春君 |
| 2番 | 品田 政敏君 | 9番 | 熊倉 正治君 |
| 3番 | 藤田 直一君 | 10番 | 松原 良彦君 |
| 4番 | 渡邊 勝衛君 | 11番 | 池井 豊君 |
| 5番 | 小嶋 謙一君 | 12番 | 関根 一義君 |
| 6番 | 中野 和美君 | 13番 | 高橋 秀昌君 |
| 7番 | 今井 幸代君 | | |
- 4 欠席議員
なし
- 5 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の氏名
- | | | | |
|--------------|-------|---------------|--------|
| 町 長 | 佐野 恒雄 | 町民課長 | 田中国 明 |
| 副町長 | 吉澤 深雪 | 保健福祉課長 | 渡邊 賢 |
| 教育長 | 安中 長市 | 会計管理者 | 山口 浩一 |
| 総務課長 | 鈴木 和弘 | 教育委員会
事務局長 | 小林 亨 |
| 地域整備課長 | 時田 雅之 | 代表監査委員 | 大島 甚一郎 |
| 産業振興課長
補佐 | 近藤 拓哉 | | |
- 6 本会議に職務のため出席した者の氏名
- | | |
|--------|-------|
| 議会事務局長 | 渡辺 明 |
| 書記 | 中野 祥子 |
- 7 議事日程
別紙のとおり
- 8 本日の会議に付した事件
議事日程に同じ

午前9時00分 開 会

議長（熊倉正治君） 改めて、おはようございます。本日、令和2年第4回田上町議会定例会が告示になっておりますので、ただいまから開会いたします。

ただいまの出席議員は13名であります。よって、定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

佐野町長から招集のご挨拶をお願いいたします。

（町長 佐野恒雄君登壇）

町長（佐野恒雄君） 改めまして、おはようございます。議会開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。本日、令和2年第4回田上町議会定例会を招集申し上げましたところ、議員各位におかれましては、公私とも何かとご多忙のところご参集を賜りまして、誠にありがとうございました。先週11日に新潟県も平年より1日早く梅雨入りとのことであります。近年の降雨は、局地的に、かつ集中的に豪雨となる傾向があります。さらに、新型コロナウイルスの影響によって避難所の運営方法を見直しております。避難所の開設に当たりましては、密閉、密集、密接のいわゆる3密を防ぐ対策が求められております。県内は一定程度落ち着いた状況にはあるわけではありますが、コロナの感染リスクは常にあるわけでありまして、警戒を緩めずに、新しい生活様式を実践することで、感染防止と社会経済活動の両立を目指すという大変難しい局面にあります。とにかく災害の起こらないことを願ってやみません。

さて、今定例会におきましては、報告案件が3件、監査委員の選任と農業委員会委員の任命についての人事案件が11件、10月28日開業予定の道の駅たがみに関連した条例の制定と一部改正5件、指定管理者の指定、町道路線の認定及び変更、契約の締結、令和2年度の一般会計及び各特別会計の補正予算4件、合計27案件をご提案申し上げます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。招集のご挨拶といたします。

議長（熊倉正治君） 本日の議事日程は、お手元に印刷・配付のとおりであります。

午前9時03分 開 議

議長（熊倉正治君） これより本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（熊倉正治君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって

3番 藤田直一 議員

4番 渡邊勝衛 議員

を指名いたします。

日程第2 会期の決定

議長（熊倉正治君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、提出案件から見て、また議会運営委員会の議を経まして、本日17日から25日までの9日間といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（熊倉正治君） 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日17日から25日までの9日間と決定いたしました。

日程第3 諸般の報告

議長（熊倉正治君） 日程第3、諸般の報告を行います。

地方自治法第235条の2第3項の規定による例月出納検査結果報告書の4月分が提出されております。お手元に写しを配付いたしましたので、御覧願います。

次に、本日までに受理した陳情は、田上町観光協会、湯田上温泉旅館協同組合及び田上町商工会からの要望書、新型コロナウイルスに立ち向かう医療従事者の方々への支援に関する会長声明の2件であります。お手元に写しを配付いたしましたので、御覧願います。

本定例会には、議案説明のため、地方自治法第121条の規定によって、説明員の出席を求めています。

以上で議長報告を終わります。

次に、執行から行政報告の申出がありますので、発言を許します。

副町長（吉澤深雪君） 改めて、おはようございます。貴重な時間をお借りしまして、令和2年度田上町管内の公共事業の予算づけについて報告をいたします。お手元に資料を配付いたしましたので、ご確認、ご参照いただければと思います。

最初に、県道新潟五泉間瀬線ではありますが、県単道路防災対策事業としまして、ホテル小柳から五泉市境までの間において1,500万円の予算づけがなされております。斜面对策工、ロープネットが予定されております。

次に、県単道路改築事業としまして、五泉市境の道路拡幅で1,000万円の予算づけがなされております。

次に、地域づくり基盤道路整備事業としまして、田上下工区と言われます初音からみき庵の間になりますが、最後の舗装工を予定しており、1,000万円の予算づけがなされております。こちらについては、降雪期前まで、11月末頃をめどに完成を予定しております。

次に、県道新潟小須戸三条線ではありますが、後藤地内におきまして拡幅のための用地測量及び用地買収で5,100万円の予算づけがなされております。

最後に、一級河川五社川につきまして、河川改修の再開に向け、測量、設計で1,000万円の予算づけがされております。

以上、今年度の公共事業関係の報告を申し上げまして、行政報告といたします。貴重な時間、ありがとうございました。

議長（熊倉正治君） 以上で行政報告を終わります。

次に、各一部事務組合議会の報告を行います。

加茂市・田上町消防衛生保育組合議会の報告を求めます。

（12番 関根一義君登壇）

12番（関根一義君） それでは、12番、関根です。加茂市・田上町消防衛生保育組合議会の報告をいたします。お手元に一部事務組合議会報告の資料が添付されていると思いますので、目を通していただきたいと思います。

期日は3月27日、開催をいたしました。定例会の開催でございました。参加組合議員は、田上町からは私と、それから椿議員、高橋議員、池井議員の4名でございます。加茂市、田上町、全議員が参加をいたしました。

議案は、3議案提起されまして、議論がなされました。第1号議案は、加茂市・田上町消防衛生保育組合職員の給与に関する条例の一部改正についてであります。議会報告資料に載っておりますので、目を通していただきたいと思います。本議案は原案可決であります。

本議案の提案趣旨は、加茂市が行財政健全化推進計画に基づき、自主財源確保を目的として給与の減額を行うため、当組合もこれに準じて同様の引下げを行うとしたものであります。削減内容については、別紙資料を参照していただきたいと思います。

質疑といたしまして、当町の議員であります池井議員から給与削減提案に至る経過について質問がなされ、管理者から、加茂市の財政調整基金が底をつく状況の中で人件費の削減は避けて通れないものとなり、関係組合との4回の交渉の結果、妥結に至ったので、それに準じて提案したものであるという見解が述べられました。

続いて、第2号議案であります。一般会計補正予算についてであります。これにつきましても原案可決であります。この補正予算につきましても、退職手当、充当額ですけれども、2,239万1,000円を増額し、総額10億5,486万2,000円とするものであります。これに充てる財源についても資料を参照していただきたいと思います。本件については、質疑はございませんでした。

続きまして、第3号議案であります。一般会計予算についてであります。原案可決であります。平成2年度当初予算総額は11億8,675万1,000円で、昨年比1億5,887万3,000円の増額であります。なお、田上町の負担金総額は3億6,685万3,000円となっております。また、田上出張所の管理運営費でありますけれども、346万5,000円あります。

予算の特徴点について、1に申し上げたいと思います。衛生費でございますけれども、本年度は不燃物中間ストックヤード建設工事費として3,800万円が計上されています。また、衛生費の維持管理費として3億3,215万6,000円が計上されております。消防費につきましても、退職手当充当相当額ですけれども、2,174万8,000円、また今年度につきましても、消防庁舎の冷房設備が老朽化しているということで、庁舎冷暖房設備改修・設置工事費が1,724万8,000円計上されております。

質疑の内容についてご報告申し上げます。当町の議員であります高橋議員からは、消防職員の定数確保について質問がなされました。池井議員からは、403号バイパス全線開通と救急搬送時間の効果等について質疑がなされました。椿議員からは、産業廃棄物処理料の適正化について質問が行われました。私からは、ごみ処理施設整備構想及び一般廃棄物処理基本計画策定に関する業務委託について考え方をただしました。なお、その後、事務局から連絡が入っておりまして、この業務委託につきましても、4月20日に株式会社環境デザイン設計事務所に契約が完了したという連絡が入っております。文字どおり、これから業務委託がコンサルタント会社に業

務委託されましたので、そこで議論がなされ、ごみ処理施設についての構想策定が動き出すという状況になっているということについて報告を申し上げておきたいと思います。

以上で報告を終わります。

(何事か声あり)

12番(関根一義君) 申し訳ありません。会議の開催日時が間違っていたようでございますので、開催日時は27日でありますけれども、26日と言ったそうですけれども、27日の誤りです。訂正を……

(反対、反対の声あり)

(逆の声あり)

12番(関根一義君) 逆だそうであります。申し訳ありません。26日に訂正をいたします。

なお、当初予算の関係ですけれども、平成2年と言ったそうですけれども、これは令和2年の誤りですので、訂正させていただきます。

以上、申し訳ありませんでした。

議長(熊倉正治君) 報告が終わりました。関根議員、ご苦労さまでした。

以上で一部事務組合議会の報告を終わります。

これで諸般の報告を終わります。

日程第4 報告第7号 令和元年度田上町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

日程第5 報告第8号 同年度田上町一般会計継続費繰越計算書の報告について

日程第6 報告第9号 県央土地開発公社事業計画書及び事業報告書の提出について

議長(熊倉正治君) 日程第4、報告第7号から日程第6、報告第9号までの3案件の専決処分の報告を行います。

佐野町長の報告を求めます。

(町長 佐野恒雄君登壇)

町長(佐野恒雄君) ただいま一括上程となりました報告3件につきまして、その概要をご説明申し上げます。

はじめに、報告第7号 令和元年度田上町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告につきましては、令和元年12月及び令和2年3月議会におきましてお認めいただき

ました繰越明許費について、地方自治法施行令の規定により繰越計算書を議会に提出いたすものであります。その内容といたしましては、総務費におきましては道の駅の地域連携施設に関わる経費、民生費におきましては幼稚園の工事に関わる経費、土木費におきましては橋梁修繕に関わる経費であり、いずれも令和2年度に行うため繰越明許といたしたものであります。

次に、報告第8号 同年度田上町一般会計継続費繰越計算書の報告につきましては、地方自治法施行令の規定により繰越計算書を議会に提出いたすものであります。

その内容といたしましては、総務費におきましては、平成29年度から平成32年度までの4か年にわたって継続費を設定したまちづくり拠点整備事業について、消防費におきましては、令和元年度から令和2年度までの2か年にわたって継続費を設定した防災行政無線整備事業について、それぞれ令和元年度の年割額の残額を令和2年度に逡次繰越しいたしたものであります。

最後に、報告第9号 県央土地開発公社事業計画書及び事業報告書の提出につきましては、地方自治法の規定により構成市町村の議会に報告することになっておりますので、別冊の資料を添えて報告するものであります。

なお、内容につきましては総務課長に説明をさせますので、よろしくお願いを申し上げます。

以上であります。

総務課長（鈴木和弘君） それでは、改めておはようございます。ただいま町長がお話し申し上げました土地開発公社の令和元年度の事業実績報告書と令和2年度の事業計画予算及び資金計画につきまして、冊子を皆様方にお配りしておりますけれども、こちらに沿って説明のほうさせていただきますので、よろしくお願いたします。

まず、令和元年度の主な事業実績でございますけれども、令和元年度におきましては特に売却の実績はございませんでした。一方、既に販売済みの株式会社レーザーテクノに対する値引き販売代金相当額及び本田上工業団地乗り入れ道路建設関係委託代金の補助金といたしまして4,680万1,089円の補助金等の収益がありました。

支出につきまして、主なものといたしましては、本田上工業団地の売却に向けた広告宣伝費といたしまして38万8,800円。またそのほか、にいがた南蒲農業協同組合から借入れをしております長期借入金の利息が289万5,912円でございます。

今申し上げました内容につきましては、令和元年度の事業実績報告書の中、5ページの収益的収入、補助金等収益のところの事業運営補助金収益、それから7から9ページにあります収益的支出、販売費及び一般管理費、8ページになりますが、

広告宣伝費、それから営業外費用の長期借入金利息、こちら9ページになりますけれども、そちらのほうに記載させていただいておりますので、よろしく願いいたします。

その結果といたしまして、16ページの損益計算書にありますように、令和元年度の当期純利益といたしましては3,818万725円の黒字決算となりました。また、令和元年度末におきます資産につきましては、公社が保有する本田上工業団地の面積でございますが、こちらにつきましては20ページをお開きいただきまして、6万6,338.10平米、それから普通預金と定期預金を合わせた金額。戻りますが、17ページ、こちらにつきましては3億3,678万8,057円であります。一方で、負債である長期借入金の残高、こちらは22ページでございますが、4,750万円の返済をいたしまして8億5,500万円という状況でございます。

続きまして、もう一冊、令和2年度事業計画予算及び資金計画、こちらでございますが、令和2年度につきましては、土地の維持管理を行いながら本田上工業団地の売却を進めるとともに、長期借入金の返済を行ってまいりたいと思います。特に工業団地の売却につきましては、このたびの新型コロナウイルス感染症の関係からなかなか積極的に動くことができませんでしたけれども、今後は改めてパンフレットの作成や、昨年度に引き続きまして新潟県や各金融機関など関係機関への情報発信、それから支援要請等を行う予定にしております。あわせまして、新聞広告も活用した情報発信を実施してまいりたいと思っております。

それでは、収入の主なものといたしましては、7ページ、収益的収入の事業収益といたしまして、本田上工業団地売却収益5億5,795万8,000円を計上しております。支出の主なものといたしましては、9ページから11ページにあります収益的支出、販売費及び一般管理費の広告宣伝費、事業外費用の長期借入金利息でございます。そのほかといたしましては、法人税や除草作業など全て通常の維持管理に必要な経常経費でございますので、よろしく願いいたします。

私の説明は以上でございます。

議長（熊倉正治君） 以上で報告が終わりました。

本件は報告事件でありますので、これで終わります。

日程第7 同意第2号 田上町監査委員の選任について

議長（熊倉正治君） 日程第7、同意第2号 田上町監査委員の選任についてを議題と

いたします。

お諮りいたします。本案は人事案件でありますので、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(熊倉正治君) 異議なしと認めます。よって、委員会付託を省略することに決定しました。

提案者、佐野町長の説明を求めます。

(町長 佐野恒雄君登壇)

町長(佐野恒雄君) ただいま上程になりました同意第2号 田上町監査委員の選任につきましては、見識を有する者として、現在その任に当たっておられます、新潟市秋葉区覚路津3644番地、大島甚一郎氏が本年6月30日をもって1期目の任期が満了しますことから、引き続き監査委員に選任したいので、議会の同意を求めるものがあります。任期につきましては、令和6年6月30日までの4年間となっております。

なお、参考資料として略歴をお手元に配付いたしております。

以上、ご説明申し上げましたが、全員のご賛同を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

議長(熊倉正治君) 以上で説明が終わりました。

これよりただいまの案件について質疑に入ります。ご質疑のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいまの案件については討論を省略して採決いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(熊倉正治君) 異議なしと認めます。よって、討論を省略して採決することに決定しました。

これより同意第2号の採決を行います。

この採決は起立採決といたします。本案は原案どおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

議長(熊倉正治君) 起立全員であります。よって、同意第2号は原案どおり同意することに決定しました。

日程第 8 同意第 3号 田上町農業委員会委員の任命について
日程第 9 同意第 4号 田上町農業委員会委員の任命について
日程第10 同意第 5号 田上町農業委員会委員の任命について
日程第11 同意第 6号 田上町農業委員会委員の任命について
日程第12 同意第 7号 田上町農業委員会委員の任命について
日程第13 同意第 8号 田上町農業委員会委員の任命について
日程第14 同意第 9号 田上町農業委員会委員の任命について
日程第15 同意第10号 田上町農業委員会委員の任命について
日程第16 同意第11号 田上町農業委員会委員の任命について
日程第17 同意第12号 田上町農業委員会委員の任命について

議長（熊倉正治君） 日程第8、同意第3号から日程第17、同意第12号までの10案件を一括議題といたします。

お諮りいたします。本案件は人事案件でありますので、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（熊倉正治君） 異議なしと認めます。よって、委員会付託を省略することに決しました。

提案者、佐野町長の説明を求めます。

（町長 佐野恒雄君登壇）

町長（佐野恒雄君） ただいま一括上程となりました同意第3号から同意第12号までの10議案につきましてご説明申し上げます。

この議案は、いずれも田上町農業委員会委員の任命についてであります。現在の農業委員の任期が令和2年7月19日で満了となることから、今年の3月23日から4月22日までの期間、農業委員の推薦、募集を行い、定数と同数の10名の方の推薦がありました。その後、町農業委員候補者評価委員会を設置し、意見を求めました。評価委員会の結果は、候補者の全てが農業委員の職務を適切に行うことができるものであるとの評価をいただきました。つきましては、このたび候補者の全ての方々を農業委員に任命するに当たり、議会の同意を求めるものであります。

同意第3号は五百川眞佐子氏、同意第4号は乾道子氏、同意第5号は塩原栄一氏、同意第6号は藤田新一氏、同意第7号は塩原富士夫氏、同意第8号は小野塚隆蔵氏、同意第9号は諸橋春雄氏、同意第10号は須佐剛氏、同意第11号は田巻俊也氏、同意

第12号は加藤幹夫氏をそれぞれ任命するものであります。

なお、任期につきましては 令和2年7月20日から令和5年7月19日までの3年間となります。参考資料といたしまして、委員の経歴等記載の農業委員候補者名簿をお手元に配付いたしております。

以上、ご説明申し上げましたが、全員のご賛同を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

議長（熊倉正治君） 以上で説明が終わりました。

これよりただいまの10案件について一括質疑に入ります。ご質疑のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいまの10案件は討論を省略して採決いたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（熊倉正治君） 異議なしと認めます。よって、討論を省略して採決することに決定しました。

これより順次採決を行います。この採決は起立採決といたします。

最初に、同意第3号について採決を行います。本案は原案どおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

議長（熊倉正治君） 起立全員であります。よって、同意第3号は原案どおり同意することに決定しました。

次に、同意第4号について採決を行います。本案は原案どおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

議長（熊倉正治君） 起立全員であります。よって、同意第4号は原案どおり同意することに決定しました。

次に、同意第5号について採決を行います。本案は原案どおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

議長（熊倉正治君） 起立全員であります。よって、同意第5号は原案どおり同意することに決定しました。

次に、同意第6号について採決を行います。本案は原案どおり同意することに賛

成の方の起立を求めます。

(起立全員)

議長(熊倉正治君) 起立全員であります。よって、同意第6号は原案どおり同意することに決定しました。

次に、同意第7号について採決を行います。本案は原案どおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

議長(熊倉正治君) 起立全員であります。よって、同意第7号は原案どおり同意することに決定しました。

次に、同意第8号について採決を行います。本案は原案どおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

議長(熊倉正治君) 起立全員であります。よって、同意第8号は原案どおり同意することに決定しました。

次に、同意第9号について採決を行います。本案は原案どおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

議長(熊倉正治君) 起立全員であります。よって、同意第9号は原案どおり同意することに決定しました。

次に、同意第10号について採決を行います。本案は原案どおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

議長(熊倉正治君) 起立全員であります。よって、同意第10号は原案どおり同意することに決定しました。

次に、同意第11号について採決を行います。本案は原案どおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

議長(熊倉正治君) 起立全員であります。よって、同意第11号は原案どおり同意することに決定しました。

最後に、同意第12号について採決を行います。本案は原案どおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

議長（熊倉正治君） 起立全員であります。よって、同意第12号は原案どおり同意することに決定しました。

-
- 日程第18 議案第29号 道の駅たがみの設置及び管理に関する条例の制定について
- 日程第19 議案第30号 田上町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について
- 日程第20 議案第31号 田上町公民館条例の一部改正について
- 日程第21 議案第32号 田上町交流会館条例の一部改正について
- 日程第22 議案第33号 田上町国民健康保険税条例の一部改正について

議長（熊倉正治君） 日程第18、議案第29号から日程第22、議案第33号の5案件を一括議題といたします。

提案者、佐野町長の説明を求めます。

（町長 佐野恒雄君登壇）

町長（佐野恒雄君） ただいま一括上程になりました5議案につきまして、その概要をご説明申し上げます。

はじめに、議案第29号 道の駅たがみの設置及び管理に関する条例の制定につきましては、10月28日に開業を予定しております「道の駅たがみ」について、施設の設置及び管理に関する事項を定めるものであります。

次に、議案第30号 田上町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正につきましては、人事院規則の改正に準じて、免疫等作業手当を支給する作業に家畜伝染病の蔓延を防止する作業、新型コロナウイルス感染症対策に従事する作業を追加するものであります。

次に、議案第31号 田上町公民館条例の一部改正及び議案第32号 田上町交流会館条例の一部改正につきましては、「道の駅たがみ」建設に当たり土地の分筆が行われたことに伴い、所在地の変更が必要になったものであります。

最後に、議案第33号 田上町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に対して、国民健康保険税を減免するための規定を追加するものであります。

以上、5議案につきまして、その概要をご説明申し上げましたが、ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

議長（熊倉正治君） 以上で説明が終わりました。

これよりただいまの5案件について一括質疑に入ります。ご質疑のある方、ご発言願います。

7番（今井幸代君） それでは、今ほどご提案をいただきました議案第29号 道の駅たがみ設置及び管理に関する条例についてお伺いしたいと思います。

今回、第3条において、道の駅たがみの施設は次のとおりとするという中に、先般の全員協議会では交流会館が入っていましたが、今回提案された内容には交流会館が抜け落ちた形となっております。これはどういった経緯から交流会館を外したのでしょうか。その説明をしていただきたいと思います。

町長（佐野恒雄君） 今ほど今井議員のほうから、道の駅たがみの設置及び管理に関する条例の制定のところで交流会館が削除されているということでの、なぜ削除されたのかというふうな話でございます。交流会館等建設調査特別委員会においてお話をさせていただいて、ご説明をさせてもらったのですが、ある議員から、交流会館がそこに入っているということは条例にちょっとそぐわないのではないかと、こういうお話がございました。そういう中で今回削除させていただきました。交流会館そのものは、条例の中から削除することについては問題はないなというふうには考えております。一方で、何でというふうなことになるかと思いますが、道の駅の当然隣に位置しておるわけでありまして、その道の駅の関連施設、いわゆる一体として捉えていく分には運営上の問題は一切ないだろう、ただ条例から削除することは問題ないのではないかなというふうなことで削除させていただいたということになります。

副町長（吉澤深雪君） すみません、若干の補足いたします。

先般の交流会館等建設調査特別委員会でご提案申し上げましたが、まず執行としては交流会館を含めた中での道の駅の設置ということで今まで整備を進めてきました。その考え自体には全く変わりありません。あくまでも交流会館を含めた道の駅のにぎわいの創出ということで今後も整備を進め、運営をしていきたいということでもあります。ただ、条例の関係でいいますと、既に田上町交流会館条例というものを制定しておりまして、2つの条例で同じ交流会館について規定をするのは非常に煩わしいというか、分かりづらいというふうなご指摘を受けましたので、再度執行のほうである程度、内部で協議をした結果、特に今回は、分かりやすくするために、2つの条例で規定するのではなくて、条例上は1つの条例で整理をさせていただいてということで今回提案させていただきました。

説明は以上であります。

7番（今井幸代君） 今ほどご答弁いただいた内容ですと、交流会館は、つまり田上町公民館条例の中で規定をされている部分と、道の駅の中で、両方あるのは少し分かりにくくなってしまいうということが背景にあって今回削除されたということなのですけれども、田上町公民館条例と道の駅たがみの設置及び管理に関する条例というのは全く別物であるというふうに捉えるべきだというふうに私は思っています。というのも、道の駅たがみの施設は次のとおりとすると、道の駅たがみの施設をこの第3条で定義づけをするわけですね。実際に町のほうでは道の駅の登録、申請を国交省に既にされています。その登録、申請されている、町自身が申請されている、そして登録されている内容には交流会館は道の駅の中に入っているわけですね。実際に町のほうでも2019年の注目情報、田上町のホームページでその内容も公表しています。こういったこれらの立法事実がありながらそれを条例に反映しないというのは、大きなそごが生まれると思います。条例の必要性やその正当性を根拠づける客観的な事実、立法事実は、町自身が行った道の駅の登録、申請、その内容ではないかと思うのです。それがありませんが、この道の駅たがみの設置及び管理に関する条例においてはそこを削除するという部分、大きなそごが出ているというふうに思うのですけれども、それに関しては、そごが出ているということは、立法法務上の非常に大きな問題ではないかなというふうに思うのですが、そのあたりの考え方、そごが生まれているということに関して、執行の捉え方はどのようになっているのでしょうか。そもそも交流会館を規定する公民館条例があって、道の駅たがみの条例が2つあると分かりにくいということで外すというものと、道の駅たがみの施設の定義づけの内容になるこの第3条とは全く異なるものだというふうに感じるのですけれども、執行の見解はどのようになっているのでしょうか。

町長（佐野恒雄君） 別にそごになるというふうには考えておりません。あくまでも条例上の中で交流会館を削除させていただいたということでありまして。決してそごになっているというふうには捉えておりません。

7番（今井幸代君） いや、よく考えていただきたいです。町自身が道の駅たがみの登録の申請をされました。その中身では、これらの施設、情報発信施設、地域連携施設、憩いの広場、駐車場、トイレ、そして交流会館も入れて町としては申請をされて、道の駅の登録を既に受けている、これは事実ですね。これは事実であると思います。実際に町自身も町のホームページでもその内容を公表しています。その事実がありながらも、町の条例、いわば法的根拠を持った中で定義づけをしない。事

実としては道の駅の登録、申請をしてあるわけですね、交流会館は。道の駅の施設の一部として道の駅たがみの登録、申請をされているわけですね。その認識は、すみません、もしかしたら私が間違っていたら申し訳ありませんが、私はそういう認識でいましたし、町の公表もそのようになっていたというふうに思っています。そういった立法事実、客観的事実、社会的事実がありながらここに入らない、定義づけを条例の中でしないということは、道の駅たがみで登録されている内容とこの第3条の中における道の駅の施設の定義づけにそごが出るのではないかというふうに申し上げているのです。実際に第1条の、これ設置の目的になると思うのですけれども、この中に「地域の文化活動の拠点として」という文言があります。これは交流会館を指し示すものではないかというふうに思うのですけれども、こういった部分がありながら第3条に地域交流会館を入れないということが非常に違和感があるのですが、そごがないというふうにおっしゃりましたが、社会的な客観的な事実としては皆さん自身が、町自身が国交省への道の駅の登録をする際の申請内容は交流会館が入っており、結果としてその内容で登録されているのではないのでしょうかということです。私の認識が間違っていたらご指摘をいただきたいと思います。

町長（佐野恒雄君） これはあくまでも条例上の話でございます。あくまでも条例上の中で交流会館を削除させていただいたということについては、一切問題ないと思っております。

議長（熊倉正治君） ほかにありますか。

質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております5案件につきましては、精査の必要がありますので、会議規則第39条第1項の規定によって、別紙議案付託表のとおりそれぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

日程第23 議案第34号 道の駅たがみの指定管理者の指定について

議長（熊倉正治君） 日程第23、議案第34号を議題といたします。

提案者、佐野町長の説明を求めます。

（町長 佐野恒雄君登壇）

町長（佐野恒雄君） ただいま上程になりました議案第34号 道の駅たがみの指定管理者の指定につきましては、10月28日に開業を予定しております「道の駅たがみ」について、開業後の施設管理を指定管理者にお願いしたいと考えております。つきま

しては、現在指定管理希望者である「道の駅たがみ協同組合」を指定管理者として指定するものであります。なお、指定期間は令和2年7月1日から令和7年3月31日までの4年9か月間でございます。

以上、その概要をご説明申し上げました。ご審議の上、ご承認いただきますようよろしくお願いを申し上げます。

議長（熊倉正治君） 以上で説明が終わりました。

これよりただいまの案件について質疑に入ります。ご質疑のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております案件につきましては、精査の必要がありますので、会議規則第39条第1項の規定によって、別紙議案付託表のとおり総務産経常任委員会に付託いたします。

日程第24 議案第35号 田上町道路線の認定について

日程第25 議案第36号 田上町道路線の変更について

議長（熊倉正治君） 日程第24、議案第35号及び日程第25、議案第36号の2案件を一括議題といたします。

提案者、佐野町長の説明を求めます。

（町長 佐野恒雄君登壇）

町長（佐野恒雄君） ただいま一括上程になりました2議案につきまして、その概要をご説明申し上げます。

はじめに、議案第35号 田上町道路線の認定につきましては、田上町大字田上地内の国道403号バイパス工事に伴い、新潟県から譲与を受けました国道403号バイパスの側道であります町道湯川・西7号線ほか2路線並びに起終点が変わった既存路線のうち、新たに湯川西10線ほか1路線として認定をお願いするものであります。

次に、議案第36号 田上町道路線の変更につきましては、国道403号バイパス工事に伴い、町道湯川・西1号線ほか4路線について、路線の起点及び終点等の変更をお願いするものであります。

以上、2議案につきまして、その概要をご説明申し上げましたが、ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願いを申し上げます。

議長（熊倉正治君） 以上で説明が終わりました。

これよりただいまの2案件について質疑に入ります。ご質疑のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております2案件につきましては、精査の必要がありますので、会議規則第39条第1項の規定によって、別紙議案付託表のとおり総務産経常任委員会に付託いたします。

日程第26 議案第37号 下吉田川N○. 1雨水調整池整備工事請負契約について

議長（熊倉正治君） 日程第26、議案第37号を議題といたします。

提案者、佐野町長の説明を求めます。

（町長 佐野恒雄君登壇）

町長（佐野恒雄君） ただいま上程になりました議案第37号 下吉田川N○. 1雨水調整池整備工事請負契約につきましては、去る5月29日に制限付一般競争入札を行いました。その結果、小柳・ヤマキ・渡辺特定共同企業体が税込み1億8,370万円で落札いたしました。予定価格が5,000万円を上回ることから、現在仮契約を締結しております。つきましては、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、本議会の議決をいただくことで本契約を締結し、速やかに実施いたしたいものであります。なお、工事期間は令和3年3月31日までとなっております。

なお、参考資料といたしまして入札調書の写しをお手元に配付いたしておりますが、この調書に記載されております金額は消費税が含まれておりませんので、よろしく願いいたします。

以上、その概要をご説明申し上げましたが、ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

議長（熊倉正治君） 以上で説明が終わりました。

これよりただいまの案件について質疑に入ります。ご質疑のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております案件につきましては、精査の必要がありますので、会議規則第39条第1項の規定によって、別紙議案付託表のとおり総務産経常任委員会に付託いたします。

日程第27 議案第38号 令和2年度田上町一般会計補正予算（第4号）議定について

日程第28 議案第39号 同年度田上町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）議定について

日程第29 議案第40号 同年度田上町介護保険特別会計補正予算（第1号）議定について

日程第30 議案第41号 同年度田上町水道事業会計補正予算（第1号）議定について

議長（熊倉正治君） 日程第27、議案第38号から日程第30、議案第41号の4案件を一括議題といたします。

提案者、佐野町長の説明を求めます。

（町長 佐野恒雄君登壇）

町長（佐野恒雄君） ただいま一括上程となりました4議案につきまして、その概要をご説明申し上げます。

はじめに、議案第38号 令和2年度田上町一般会計補正予算（第4号）の議定につきましては、歳入歳出それぞれ1億5,894万1,000円を追加するものであります。

その主な内容といたしまして、歳入では、国庫支出金におきましては、新型コロナウイルス対策といたしまして、新型コロナウイルス感染症対応地域創生臨時交付金の追加、学校臨時休業に伴う学校給食事業者に対する補助金の追加、幼稚園等における保育環境改善に関わる補助金の追加のほか、国の令和元年度補正予算で対応しました橋梁修繕工事の減額と交付決定の増額に伴う社会資本整備総合交付金の増減整理、小学校空調設備設置に関わる学校施設環境改善交付金の追加、国のG I G Aスクール構想に基づく小中学校の通信ネットワーク整備に関わる補助金の追加。寄附金におきましては、図書購入等の指定寄附金の受入れ。諸収入におきましては、地区公民館整理のための自治総合センターからのコミュニティ事業助成金の追加。町債におきましては、土木債では、社会資本整備総合交付金の交付決定に伴う増額。消防債では、消防小型ポンプ積載車に関わる起債メニュー変更に伴う増減整理。教育債では、小学校の空調設備設置と小中学校の通信ネットワーク整備に伴い追加をお願いするものであり、あわせて第2表、地方債補正において起債限度額の追加と増額をお願いするものであります。

一方、歳出では、ほとんどの課に関連いたしまして、4月の定期人事異動に伴う人件費の増減整理をお願いするものであります。それ以外の主な内容といたしまして、総務費におきましては、坂田及び上横場地区公民館への備品等整備のためのコミュニティ助成事業の追加。衛生費におきましては、新型コロナウイルス対策費として、既に避難所における感染症予防のためのパーティションを購入したことによる増額、県の観光キャンペーンと合わせて実施する町内商店、飲食店の割引券の発行に関わる費用の追加、湯田上温泉宿泊券、町内商店割引券の発行及び町観光キャンペーンのための補助金の追加、学校臨時休業に伴う学校給食関係業者への補助金の追加、幼稚園等における保育環境改善のため空気清浄機等の購入費の追加。商工費におきましては、10月28日オープン予定の「道の駅たがみ」に関わるホームページ作成委託料の追加、湯っ多里館における修繕料の増額。土木費におきましては、国道403号バイパス側道の町道認定等に伴う道路台帳作成委託料の増額、翠台団地における街路灯修繕料の増額、社会資本整備総合交付金事業において国の令和元年度補正予算で対応しました橋梁修繕工事の減額及び交付決定に伴う工事請負費の増減整理。教育費におきましては、小学校給食棟への空調設備設置費用の追加、小中学校における学習用端末と通信ネットワーク整備費用の追加、中学校における浄化槽修繕料の追加、令和2年3月に予定していた成人式の延期に伴う費用の増額、寄附金を活用し児童図書購入経費の増額などをお願いするものであります。

次に、議案第39号 同年度田上町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の議定につきましては、歳入歳出それぞれ33万円を追加するものであります。

その内容といたしましては、国民健康保険システムにおいて、令和3年3月から開始されるオンライン資格確認業務に不要な行政区番号を被保険者証等の券面記載事項から削除する必要があることから、システム改修に関わる電算業務委託料の増額をお願いするものであります。

次に、議案第40号 同年度田上町介護保険特別会計補正予算（第1号）の議定につきましては、歳入歳出それぞれ21万1,000円を追加するものであります。

その内容といたしましては、一般高齢者事業委託料において、送迎費の値上がりにより今後不足が見込まれることから、歳入歳出ともに増額をお願いするものであります。

最後に、議案第41号 同年度田上町水道事業会計補正予算（第1号）の議定につきましては、当初予算第3条に定めた収益的収入の水道事業収益予定額から12万円を減額し、2億5,053万8,000円とする補正、収益的支出の水道事業費用予定額から

121万6,000円を減額し、2億6,878万4,000円とする補正及び当初予算第4条に定めた資本的支出の予定額から246万7,000円を減額し、9,246万8,000円とするものであります。

その主な内容は、4月の定期人事異動に伴う人件費、手当、法定福利費及び引当金繰入額の減額をお願いするものであります。

以上、4議案につきまして、その概要をご説明申し上げました。ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

議長（熊倉正治君） 以上で説明が終わりました。

これよりただいまの4案件について一括質疑に入ります。ご質疑のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております4案件につきましては、精査の必要がありますので、会議規則第39条第1項の規定によって、別紙議案付託表のとおりそれぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

この際、議長からお願い申し上げます。各常任委員会に付託いたしました案件につきましては、会期日程に基づき、最終日の本会議に報告できますようお取り組みをお願いいたします。

ここで暫時休憩をいたします。

午前10時08分 休 憩

午前10時25分 再 開

議長（熊倉正治君） それでは、再開をいたします。

日程第31 一般質問

議長（熊倉正治君） 日程第31、一般質問を行います。

通告順に順次発言を許します。

最初に5番、小嶋議員の発言を許します。

（5番 小嶋謙一君登壇）

5番（小嶋謙一君） 議席5番の小嶋謙一です。全国的に新型コロナウイルス感染の終息はいまだ見通せる状況になく、12日の国会で新型コロナウイルス感染対策に充てる第二次補正予算が可決しました。本定例会において私は、新型コロナウイルス感

染対策を背景にした町の施政について町長に質問し、教育長には休校に伴う未履修授業の解消策について質問します。

最初は、町長に大きく3点にわたって質問します。1つ目は、施政の在り方についてであり、2つ目には、産業経済の低迷下における下支えについて、3つ目には、産業経済の復興という観点から、まちづくりについて伺います。

まず、新型コロナウイルス感染を背景に、施政の在り方についてです。佐野町長には、任期を折り返した今、町長の資質が最も問われるコロナショックによる危機に直面しており、情報の発信力と行動力、そしてリーダーシップが一層求められています。危機的社會情勢下における町政運営に取り組む決意を改めて伺います。

また、田上町における情報の発信力は、今もってなお乏しいと言わざるを得ません。今日のような社會情勢の危機下においては、町民へ施政の現状を直接生の声で語りかけたほうが功をなします。このたび設置が進められている戸別防災行政無線の設置済み地域から、戸別受信機を活かした情報発信と、以前の議会でも質問に出ましたが、報道機関との定期会見を町長の顔が見える情報発信として、現下の社會情勢下では有効であると考えます。再度このことに関して見解を伺います。

また、豪雨災害が襲来する季節に入りましたが、今は新型コロナウイルス感染災害時であります。先ほど述べましたが、新型コロナウイルスに関する情報発信への利便性から、戸別防災行政無線の設置スケジュールを予定より早めることができないのか伺います。

次に、産業経済活動低迷下における支援策について伺います。新型コロナウイルスの感染がもたらす不況が底なしの様相を見せています。特に行政へ求められるのは、小規模事業主へ運転資金をはじめとした資金繰りを手厚くし、廃業を食い止めることであり、このことが町の産業を復興させる前提になります。さらに警戒すべきは企業の縮小や廃業に伴う雇用の悪化です。今後は、これまでの支援に加え、失業世帯へ生活再建に供する総合支援資金の貸出しや、住居確保給付金、緊急小口資金の貸付けも必要になると思われます。金融機関と密接な連携の下、町の財源と今後の備えをどのように講じていくのか伺います。

先般の議員全員協議会前までは、地方創生臨時交付金に掲げている事業の中から地域の魅力の磨き上げ事業の活用を考えていましたが、国道403号バイパス沿線に地域の資源と魅力を発信するため大型の案内標識を設置し、地域経済と町の活性化を見いだすことを提案します。また、今後予想される雇用の悪化から、町独自の失業対策として、交付金の地域環境整備事業を活用した、求職期間中における公園や里

山整備等へ臨時雇用を行う施策を提案しますが、見解を伺います。

農業者の資金繰りに支障を生じさせないための対策はどのように講じているのか伺います。また、園芸農家に対し、購買力低迷に伴う出荷減少、土壌改良や資材、農耕機械のレンタル料などに対し、これも地方創生臨時交付金の生産性向上へ取り組む事業者への支援事業の活用を考えていましたが、園芸農家への不況対策支援が必要であり、このことについても町長の見解を伺います。

最後に、滞ることのないまちづくりに向けて、町長の考えを伺います。今年度が新型コロナウイルス対策で終わることなく、施政方針に掲げた施策にも取り組んでいかなければなりません。まちづくり、とりわけ道の駅を中心にしたにぎわいの創出、町のブランド磨きに向けて、このたびの深刻な経済的ダメージは、まちづくりにどのように影響し、今後の対応をどのように考えているのか伺います。

首都圏では、新型コロナウイルスの感染をめぐって、東京一極集中に対する見直し機運が高まっています。第6次総合計画には、地方への回帰も念頭に入れた具体的な受皿を備えたまちづくりであるべきと考えますが、この点について見解を伺います。特に、本田上工業団地へ工場の誘致活動は、地方への回帰を背景にした今がチャンスと捉えます。町長にはこれまで以上に積極的なトップセールスの展開を期待していますが、工場誘致へ向けた見解を伺います。

町長及び教育長は、このたび若い職員の声とアイデアを聞く懇談会を始めましたが、町長にはさらに、産業振興に供するため、業界を支える若い人の声を聞く懇談会も設けるべきと考えますが、見解を伺います。

国道403号バイパスが開通してまだ2か月ですが、国道403号バイパスが開通したことによる町内の経済活動などへマイナス影響がどのように出ているのか伺います。

交通量が減少した従来の国道403号沿いに、施設名や観光名所へのルート、地域名と地域の特色などを紹介した案内標識板を設置することにより、地域住民にとって住んでいることへの誇りと生活に活気が必ず生まれます。これも当初は地方創生臨時交付金の地域の魅力の磨き上げ事業の活用を考えていましたが、町内を案内する看板事業の取組を提案しますが、見解を伺います。

最後に、教育長に新型コロナウイルスの感染予防として講じた休校によって生じた未履修授業解消について伺います。保護者は、子どもの学業の遅れや生活リズムの乱れを心配し、焦りとストレスを感じています。学校もこれからの運営に不安を抱いていることと思います。教育委員会は、関係機関と緻密な連携の下、町独自の考えも掲げ、早めに方針や方向性を示すことが肝要です。学校再開後の授業や行事

等の実施が自治体によって異なる事態が生じていますが、田上町における未履修の実態と今後の対応について教育長に伺います。

以上で1回目の質問を終わります。

(町長 佐野恒雄君登壇)

町長(佐野恒雄君) それでは、小嶋議員の質問にお答えいたします。

はじめに、施政の在り方についての質問にお答えいたします。自治体のリーダーが状況判断する基本的な要件は、いつ何を判断すべきかを判断することであると考えます。これこそがリーダーにとって最も重要な事項かと思えます。言うまでもなく、判断すべき事項は時々刻々と変化します。情報、状況を的確に把握するとともに、この状況で何を判断すべきかということを常に意識して行動してきたと思っております。

危機管理において、情報発信が大切であることはもちろん申し上げるまでもありません。しかしながら、その情報発信がいたずらに住民の不安をあおるようなことがあってはならないとも思います。それだけに、情報発信は当然のことながら慎重を期さなければなりません。冷静に状況を把握した中での的確な発信が望まれます。

新型コロナウイルス感染症対策に加えて、議員ご指摘の水害等、自然災害が心配される時期になってまいりました。感染防止策を備えた避難所をどうするか、そうした課題も検討する必要がありますし、既に一部の対策にも着手いたしております。

今までとは全く違った新しい日常、新しい生活様式が求められる中で、新型コロナウイルス感染症対策と社会経済活動の両立という相反するものを同時に推し進めなければならないという、非常に難しいかじ取りが要求される時期に入ってきております。こうした状況は、一自治体が町単独で解決できるわけではありません。自治体がやるべきこと、やらなければならないことはもちろんありますが、自治体だけでは限界があります。国、県の支援に合わせて、またこれまでにない支援の枠組みなり制度なり、強く求めていく必要があると思っております。

いずれにいたしましても、常に正しい状況の把握に努めるとともに、正確な判断と的確な政策を打てるよう努めてまいります。

防災行政無線の屋外スピーカーの設置が完了し、4月15日から試験運用を開始いたしました。今後は、希望された世帯、事業所等に順次戸別受信機の配置を進めてまいります。災害時には大きな効果が期待されるものと思っておりますし、今回の新型コロナウイルス感染症対策も含めて、様々な機会にこの防災行政無線を活用していきたいと考えております。

報道機関との定期会見についても言及がございました。時と場合、必要に応じて対応したいと思っております。

また、防災行政無線の戸別受信機設置のスケジュールを早めることができないかとお尋ねでありますけれども、設置の進捗状況については、コロナ感染症による緊急事態宣言により若干設置作業のスタートが遅れました。現在は順調に進んでおり、もう少しで川通り地区の設置が終了する状況であります。少しでも早く設置したいという思いはあります。設置の流れとしましては、まず設置希望者宅へ電話連絡を行い、設置の日時を決めております。しかしながら、不在のお宅や電話に出られないお宅があったりするため、予定どおりに進まない場合があります。なるべく1度の訪問で設置できるよう、広報紙等で町民に協力を求めながら、少しでも早まるように進めていきたいと考えております。

次に、産業経済活動低迷下における支援策についてお答えいたします。失業世帯の生活再建に供する総合支援資金の貸出しや、住宅確保給付金、緊急小口資金の貸付けも必要になるのではとのことでありますが、総合支援資金及び緊急小口資金の貸付けにつきましては、町社会福祉協議会において、生活福祉資金貸付制度として対応しております。住宅確保給付金につきましては、生活困窮者自立支援法に基づき、新潟県と新潟県パーソナルサポートセンターにおいて対応しております。新型コロナウイルス感染症に係る失業世帯等の生活再建の相談には、内容を聞き取る中で関係機関にしっかりと適切につなぐようにしております。このように既にある制度の活用により、生活再建していただくことを考えております。今のところ町独自の貸付制度の創設は考えておりません。

地方創生臨時交付金につきましては、さきの全員協議会でご説明したとおり、町のコロナ対策に関しては、国から提示のあった上限額を大幅に上回る規模で事業計画を国に提出いたしております。議員ご提案の大型の観光標識に関しましては、先日説明したとおり、今年度、これから国道403号バイパスを中心に、県の補助を受けながら標識看板の整備を行う予定であります。

また、失業対策に関しては、雇用を守る施策として、雇用調整助成金の申請に関わる費用の助成、事業所の事業継続支援のための町独自の支援金の給付を行うことで、事業の継続とともに雇用を守っていききたいと考えております。

農業者の資金繰りの対策に関しましては、農家と直接に窓口となることが多い農協を通じて、どのような要望が寄せられているのか確認するとともに、県の関係機関などにも確認してまいります。なお、園芸農家への土壌改良、農耕機械のレンタ

ルなどに対し臨時交付金の活用ということではありますが、それが町の施策として必要かつ有効なものか、また町の政策として取り入れられるものかどうか今後研究してまいります。

次に、滞ることのないまちづくりに向けてとの質問にお答えいたします。まちづくりに向けて深刻な経済ダメージはどのように影響し、今後の対応をどのように考えているのかとお尋ねではありますが、新型コロナウイルス感染症の影響により、特に全国で緊急事態宣言が発令されたことにより、外出自粛や、県外はもとより県内からの人の受入れを制限するような事態となりました。国道403号バイパスの開通式も中止せざるを得なくなりました。新たなまちづくりの拠点となる「道の駅たがみ」の開業等に向けて、本来であれば道の駅はオープン前から大々的にPR活動を行い、大勢の人を町に呼び込み機運を高めていくところでもありますけれども、自粛せざるを得ない状況下でもあります。まちづくりに向けたダメージは非常に大きなものがあると考えております。

ようやく全国の緊急事態宣言が解除され、その後に発令された東京アラートも解除されましたが、決してコロナ禍が終息し、元の生活に戻れるというような状況ではありません。こうした状況ではありますが、先日の交流会館等建設調査特別委員会でご説明のとおり、道の駅の開業を周知する看板の設置や、道の駅のホームページの開設、庁用車を活用したPR、JAF会員向けのチラシ掲載など、できることから粛々と進めてまいりたいと考えております。なお、今後の感染拡大の状況にもよりますが、道の駅の開業式やオープンウィークイベントなど、道の駅オープン後のイベントについては、コロナによる悪影響を少しでも抑えるよう、指定管理者と一緒に努めてまいります。

第6次総合計画におけるまちづくりの考え方についてではありますが、令和2年度施政方針において私の考え方をお示しいたしました。第6次総合計画は、第5次総合計画の単なる継続でなく、新しい視点が必要であり、作業を進めるに際し、時代の潮流を的確に把握し、将来展望及びビジョンを明確にしていくとともに、町民が行政と一体になって取り組む新しいまちづくりの道しるべとして策定していきたいと申し上げました。今回のコロナ禍により、これからは新たな生活様式を踏まえた中で、誰もが住んでみたい、住み続けたいと思えるまちを目指すことで、その策定に当たってまいります。

工業団地への企業誘致につきましては、3月に国道403号バイパスが全線開通し、条件整備が整いましたが、一方で企業の設備投資は非常に厳しい状況にあります。

このような状況ではありますが、引き続き企業誘致に向けたセールス活動に努めてまいります。

業界を支える若い人の声を聞く懇談会の設置とのことでありますが、町民の意見を取り入れるため、第6次総合計画の策定に当たっては、いろいろな集会、総会等に出向くとともに、様々な形で町民の声を聞く機会を設けたいと考えております。業界を支える若い方々からも参加していただくような機会を設けたいと考えております。

国道403号バイパス開通による悪影響についてであります。交通の流れは確かに大きく変わりました。これにより、飲食業や小売業の影響は大きいとは思いますが、それ以上にコロナによる影響が大きいと、その実態把握が難しい状況となっております。今後一定程度落ち着いた段階で、その実態について把握していきたいというふうに考えております。

看板事業に関しましては、今年度は道の駅関連の標識看板の整備を行いますが、今後、どのような看板などが必要となるのかについては検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

(教育長 安中長市君登壇)

教育長(安中長市君) それでは、小嶋議員の質問にお答えいたします。

新型コロナウイルス感染拡大による休校で生じた未履修授業解消についての質問ですが、3月の臨時休業における未履修授業につきましては、小学校は、毎年3月は復習に充てる時期なので、その年度の履修範囲はクリアできています。中学校は、今年度一年をかけて、授業のやり方の工夫と行事の簡略化で解消する予定でした。しかし、再び、4月25日から5月10日まで臨時休業になり、次の1週間は分散登校、次の1週間は、小学校は給食後下校になりました。小学校では、学年によって差がありますが、1年生が約40時間、6年生が約60時間、中学校では約50時間の授業ができなくなりました。そこで、今年度は小学校も中学校も1学期の授業を7月31日まで実施することにしました。また、1学期の行事だけでなく、2学期前半の行事も見直しや縮小を今検討しています。行事等を変更する場合は、なるべく早く保護者に伝えるようにいたします。

以上です。

5番(小嶋謙一君) 6月12日の議運の席上、町長は目的と理念を明確に事を進める、私ももっともこれは同感であります。言うまでもなく、政治は生活に直結します。

平時は、町長のこの理念の下、行政と調整しながら課題解決に当たっていただけるわけですが、今は佐野町長は政治家としてその資質が最も求められているときだと思います。新型コロナウイルス対策に係る町独自の支援制度は、支援の対象を広く浅くではなく、特にプレミアム付商品券の発行は困窮度合いを重視し決定したもので、私はこの政治的な判断として評価したいと思います。これがまさに政治であり、これからの町政運営は、このような政治姿勢を貫いてもらいたいと思っております。

町長は今、いつ何を判断すべきか、この時世の中、変化が激しい中で、その判断をする情報収集に努めると言われましたが、これからの町政運営に関しては、情報収集とはどのような手段を用いての情報収集といたしますか、どのような見識、感覚でもって情報を得ていくのか再度お聞きします。

町民は今、町長の一举一動を見詰めております。コロナ危機はまだ終わりが見えません。町長に求める政治姿勢は、具体的には、施策の目的と手段を明確にし、説明していくべきであると考えます。今後いや応なく政治家としての行動が求められていることを自覚すべきであります。町長に再度この点お尋ねします。

次に、情報発信についてであります。先ほど町長は、むやみに情報発信、その中身に依っては、かえって住民の不安をあおると言われました。住民の不安をあおるような情報であっては当然ならぬわけですが、先ほど言いましたように、町長の言うその情報収集の手段、手法はどのように捉えているのか再度お聞きします。

私は、防災行政無線の活用は、限定することなく、情報発信手段として大いに活用すべきであると捉えています。要は、高齢者向けには防災行政無線、若い人は情報を受け取る手段は幾らでもあります。情報は何の目的で誰に伝えるのか、情報の中身に依じて伝達手段を考えていくべきであります。

次に、産業経済の低迷下における支援策についてであります。先ほど私が言いました失業世帯への生活再建もろもろにつきましては、町独自に今まで支援は考えていないと、社協はじめ、いろいろ窓口というのはもうそういう形で分散しており、町独自としては考えていないということでもありますけれども、今後の課題は、国の緊急経済対策の支援を受けてもなお経営が苦しい事業者をどうするか。やはり町独自の支援に供する原資として、町としては考えるものがあると思います。要は財政調整基金であり、減債基金、あるいは最悪の場合は人件費の削減といった手段も考える必要が出てくるおそれもあると思いますが、新型コロナウイルスの終息がさら

に長期化すれば、例えば町でこれまで施政方針で掲げていた、計画していた事業の見直しもあり得るのか、町長に再度確認します。

次に、看板事業であります。大型案内標識、これは県の補助を使って、前の全協でも説明を受けました。確かに写真も見せてもらいましたけれども、この看板標識はあくまでも県、県といいますか、公安委員会が定めているような看板標識であります。恐らく今町長も言われているのはそういうことであると思いますが、私の言っている大型案内標識、要するに大型の看板というのは、要は先ほどの滞ることのないまちづくりにも関係しますけれども、問題は、国道403号バイパスを素通りしていく車両に田上町を印象づけることです。いかにして町へ誘客を図るか、その目的として、その手段としての看板であります。一般の道路標識といいますか、青地に白で書いているような一般の交通標識のことを言うてはいません。このことは、観光協会、あとは旅館協同組合、商工会の要望にある観光プロモーション推進の第一歩ではないでしょうか。設置費用はおのこの各協会に応分の負担を願うことにもなるとは思いますけれども、これからのまち、活気のあるまち、まちづくりについては、ぜひとも国道403号線沿いでの町へ人を呼び込む看板の設置をぜひとも前向きに考えてもらいたい。

町長は3月議会の答弁で、先ほども触れましたけれども、道の駅オープンに向けたPRについて先ほど触れました。そのとき、3月議会のときでは、国道403号バイパス通行車両へPRするのぼり旗云々と言っておりました、交流会館には、カウントダウンですか、オープンまでのカウントダウン等いろいろ言うておりますけれども、のぼり旗すらいまだ見られないという、こういう体制が問題ではないですか。先ほど新型コロナウイルスによる自粛云々ということをおっしゃいましたが、PRというのは、コロナによる自粛云々よりも、あらかじめ皆さんに知ってもらい、要するに町外の人たちからもここに、もうじき道の駅がここにできるのだということをお知らせしていただくのが先決であります。相変わらずのPRが足りないと言わざるを得ません。

次に、失業対策費用についてですけれども、当面は森林環境税、恐らく360万円というふうな形で出てくるかと思うのですけれども、その活用はできないかということでもあります。これからは、県は民有林整備の財源確保の手段を県全体的に検討する方針です。今後、町として失業対策費用にこの財源の活用は考えられないのか伺います。

次に、農業者への支援であります。これJAへの要望と聞き取り、確認をして

今後研究していくということでもありますので、しかし今園芸農家にとりましても、実際販売額、要するにマーケットだとか飲食店等からの注文が減っている中での経営もなかなか容易でないところがあります。ぜひとも農業者に対する支援も前向きに捉えてもらいたいと思います。例えば国は、持続化補助金の農林漁業版として、常時従業員が20人以下を対象に、販路の回復、事業の維持等に取り組む場合、補助率が4分の3で、100万円を上限に補助するとしております。これは農協など経営支援機関による計画作成から実施まで伴走支援を受けることが要件になっておりますけれども、町は残りの4分の1を補助するようなこと、4分の1を補助するような対策、支援を考えるべきではないか、お尋ねします。

それで、次は滞ることのないまちづくりに向けてということでございますけれども、第6次総合計画の中において、東京から要するに移住する人たちに対する対応ということを私申し上げました。地方への回帰は、故郷の重みや地方自治体の役割が再認識されることにつながると思います。今はテレワークによって田上においても仕事ができる若い世代や、退職後2人で穏やかな生活を希望する世帯など、受注、受入れに、田上にあります空き家バンクの見直しや、近隣の不動産会社など民間と連携した準備が必要になってくるのではないかと考えます。この点、町長どのようにお考えかお尋ねします。

また、工業団地の誘致は、この不況下ではありますけれども、逆に中小企業にとっては人材獲得のチャンスと捉えている企業や、現在の為替レートやエネルギーコストであれば国内でも十分やっつけていけるとして、コロナショックを国内回帰の機会にする企業もあります。要は業績が不調の企業ばかりではないということです。この点、独自に情報を得るアンテナを張る必要があります。県との情報交換等だけではなく、町独自でも情報を得る手段というものを講じるべきです。この点答弁お願いします。

業界を支える若い人の声を聞くということでお尋ねしましたけれども、町長はこれは前向きに考えるということですので、ぜひよろしくお願いします。若い人材は何を求めているのか知らなければ、それには応えられません。ぜひとも実行していただきたいと思います。

次に、国道403号バイパスが開通したことでのマイナスの影響、今町長もいろいろ言われました。国道403号バイパス完成による国道沿線の交通量が減ると同時に沿線の活気がおお層なくなることは当初から予想されていたわけです。一方だけにぎわえばよいわけではありません。本来は、道の駅のにぎわい創出と同時に国道沿い

のにぎわい創出にも本当はかかるべきでした。この点、私自身も反省しております。

まちづくりは、要するに町内の拠点を結んだ動線を道の駅から町内へ、町内から道の駅へと構築しなければならないということで、今町は取り組んでおります。先ほどの国道沿線の看板事業の取組は、道の駅と連動して町外からの誘客に向けた効果が期待できます。たかが看板などと侮ってはなりません。この看板の設置につきましては、行政に全て私は任せるのではなく、地元、地域の発想とデザインに委ね、行政は費用の上限を定めるにとどめ、町民、地域を巻き込んだまちづくりになるのではないかと考えていますが、町長の見解をお尋ねします。

最後に、教育長からも説明をいただきました。町での対応もろもろについては承知いたしました。これからの新型コロナウイルスに絡みまして、文科省の指導内容から、その授業の中身、方針について、田上町の場合の具体的な点について再度伺います。

1つは、感染対策と授業の両立ということであり。ウイルス感染の可能性の高い一部の学習活動の実施は控えるように文科省のほうでは求めています。具体的には、歌唱指導、調理実習、それから体育での体が密集する運動ですか、運動会や文化祭、学習発表会というふうなことがありましたけれども、これらの行事については、今教育長はこれから見直しをしていくということでもあります。

それとあと、児童生徒の健康管理はどのように行っていくのかお聞きします。

また、体育実技や運動部活動は地域の感染状況を踏まえてと国のほうでは唱えていますけれども、田上町の場合にはどのような方針でいるのか。例えば部活動は、運動部の部活動は屋外とかということで今いろいろ世間では言われておりますけれども、田上町の場合の対応をお聞きします。

以上、2回目の質問終わります。

町長（佐野恒雄君） それでは、小嶋議員の2回目の質問にお答えしていきたいと思っております。

まず、情報をどのように得るのかというふうなお話ありがとうございました。情報を得るにはいろんな方法があると思います。メディアから得る情報もありますが、一方でやはり自分から外に出向いて行って、いわゆる情報、これも大事な私は情報ではないかなというふうに思っております。特に今回のこうした新型コロナウイルスで商業の関係、観光の関係、製造業、いろんな業種の方々が苦しんでおられる。やはりそういう生の情報というのでしょうか、そういうものはやはり自分自身が外に出向いて行って得ること、このことが大事な情報としてあるのではないかなというふう

に思います。そうした正しい状況や情報を把握した中で、先ほども申し上げました、どう判断していくか、それがいわゆる先ほど小嶋議員がおっしゃられました、目的と手段というふうにおっしゃられましたが、まさにそのとおりだと思います。正確な状況、情報を把握した中で政策を、どうした政策を打っていけばいいのかをしっかりと取り組んでいきたいなと、こういうふうに思っております。

そうした中で、防災行政無線の活用というふうなこともお話がございました。当然今、戸別受信機を、先ほどもお話を申し上げたように、今着々と準備を進めております。いろんな活用の仕方があるかと思えます。テストを兼ねて1回、それぞれ屋外スピーカーを通じた中でテストを兼ねた形で新型コロナウイルスの関係、皆さんに自粛要請という形でお願いをした放送もさせてもらいました。当然こうした発信もこれから特にまた、災害はもちろん、様々な活用の仕方があるのではないかなというふうに捉えております。

それから、いろいろと看板事業についての話、小嶋議員のほうからお話がございました。国道403号バイパスの県から補助をいただいてやる看板、これは大型看板であります。当然小嶋議員のおっしゃられる看板事業、それとはまた別なのだという事はもちろん当然理解をしておるところです。国道403号バイパスを素通りするのではなくて、いかに403号の商店、小売店に誘客をするか、町へ人を呼び込むかと、こういうことなのだろうと思えます。そういうことも当然大事なことだろうと思えます。どういう看板が最も効果的な活用になるのか、それらにつきましても当然これから検討していかなければならないなというふうに考えております。

道の駅オープンに向けてのPRがまだあるではないかというふうな話でございまして、今、安中教育長のほうでコーディネーターになって、若い職員、それから町内の人たちから集まってもらった中で、道の駅オープンに向けてのPRであるとか、オープン後のイベントであるとか、いろんな形で今アイデアを募っているところです。いろんなアイデアもそれぞれ頂戴しておるというふうに聞いておりますし、そうしたことは、これから道の駅のオープンに向けて前面に出ていけるような形になるのだろうと思えます。のぼり旗とかいろんなお話もありました。そうしたことも含めてこれから検討していかななくてはならないものと。そうしたことは確かにもちろんそうなのですけれども、本来であれば交流会館を利用したオープン前のイベントとか、そういうことも本当にいろいろな形で考えておったところもあったわけなのですけれども、残念ながらコロナウイルスの関係でそうしたことも自粛せざるを得なかったという事情もひとつご理解をいただきたいなと思っております。

それから、農業者に対する……その前に、いわゆる失業対策というふうな話がございました。失業者を生まないような形での対策は、もう既に打ってあるわけですが、当然これから本当にそれだけで収まるような状況になってくれればいいと思いますけれども、これからまだまだ厳しい局面に入っていく可能性がないわけではありません。そういう中で、失業対策として小嶋議員の話がございました。自治体によってはいろいろと職員の採用とかやられたりというふうなこともやっているようですし、非常に今のそうした林業の関係とか、そういうところに失業対策としてやっていくということも、一つの大きなことではないかなと思います。そうしたことも含めて検討していきたいなと思っております。

それから、東京の一極集中、今このコロナ禍のウイルスの関係で地方回帰ということ、いわゆる地方としてのチャンスではないかと、こういうふうなお話もございます。この地方回帰という話は、コロナが発生する以前にもそうした多少の動きはあったように私は思うのです。町にということではなくて、東京の一極集中からいわゆる自然を求めての地方回帰ということの動きはあったような感じはするのですが、コロナの感染症の関係でそれが一気に噴き出てきたというふうな感じは確かにあるかと思えます。小嶋議員がテレワークの関係とかおっしゃっておられましたけれども、そうしたいわゆる地方の自然の中で仕事もできる、そういう形の中で少しでも東京一極集中から地方回帰が進むような、そういう期待感というのは確かにあるわけでありまして、そういう意味ではそれをしっかりと、そのチャンスを捉えていくということも非常に大事なことではないかなというふうに思っております。これからの第6次総合計画をやっていく中においても、そうした変化を捉えた中で、しっかりと対応していかなければならないなと思っております。そういう意味においても、また若い人たちの考え方、こういうことも非常に大切なことであろうと思っております。決してコロナの関係ばかりではなくて、町の産業活性化のためにも、そうした若い人たちのどんな考え方を持っておられるのかということもしっかりと、またそういう機会を設けていくことも大事なのではないかなというふうに考えております。

それから、先ほどの看板の事業とダブるといいますか、同じようなことになるのかもしれませんが。国道403号バイパスが全線開通したことによって確かに流れが変わりました。私は、国道403号バイパスが開通し、道の駅ができることによって今までの国道403号の商店街、小売店が影響を受けるのではないかとということも非常に複雑な思いもありました。でも、私は決してマイナスばかりで考えていくことはないの

ではないかなというふうに思うのです。国道403号バイパスができ、全線開通し、道の駅ができる、そうした町外から大勢の人たちを呼び込んでいく中で、そのことが逆にむしろ国道403号の商店街に恩恵が行くような、むしろマイナスではなくてそうしたものをプラスに持っていく、そういうことだっただけでやっぱり考えていく必要もあるし、そうした大きな視点で考えていかななくてはならないのではないかなというふうに思います。そういう意味においては、小嶋議員が先ほどからおっしゃっておられる看板事業、これも非常に大切なことだと思います。ただ国道403号バイパスを素通りするのではなくて、道の駅だけを利用するのではなくて、やはり国道403号にどうやって人を呼び込んでいくか。いろんな施設、町の魅力といいますか、護摩堂山、湯田上温泉、そしてYOU・遊ランド、湯っ多里館、いろんな施設、地域資源があるわけですから、そうしたところにどう誘客をしていくかと、そういうこともしっかりと考えながらまちづくりをやっていかななくてはならないのではないかな、そんなふうに考えております。

以上、何か抜けているところがあったかもしれませんが、こんなところでお願いします。

教育長（安中長市君） それでは、小嶋議員の2回目の質問についてお答えいたします。

小嶋議員がおっしゃるように、料理の実習教室とか……教室ではないですね。授業とかそういった、感染症が広がるとか、3密が非常に避けられないものに関しては、今は残念ながらやらない方向で動いています。これから2学期になり、3学期になり、どのような形になるのか分からないのですけれども、そのことは私どもも大変苦慮しています。また、学校がその中でいろんなことを工夫して、それでも子どもたちに影響が少ないような形で授業、学校生活を送れるようにしていきたいと思っています。

健康管理なのですが、朝お家で必ず体温を測ってきてもらいます。熱があったり、調子が悪いという場合は無理をせず、学校に来ないでお家で休んでくださいというふうに言っていますし、学校に来て、体温を測り忘れた子に関しては、必ず朝のうちに体温を測ってもらっています。何回も休校をして、子どもたちは心も体もある意味少し停滞していた部分があったのではないかと考えています。ただ、この5月の20日から再開をしまして、時々各学校を回りますけれども、今まで以上に子どもたちが非常に明るく前向きに何事もやっているのが印象的です。今ちょっと最近のマスコミも出てきていますが、今回の休業は、休校ですけれども、本当に残念なことなのですから、学校で勉強するということがどれだけ大事だかと、一人ひ

とりの子どもが学校でただ何となくいるように見えますけれども、学校で友達と勉強したり、遊んだり、そして先生と一緒にになって授業をしていくことが本当に子どもたちの成長にもものすごく大事なのだなということが再認識をされているこの頃だと思っています。

最後に、部活動ですけれども、新潟県の中学校体育連盟は、まだはっきりとした形で、3年生がどのような形で引退をしていくのか、県としても、それからこちら辺の市町村としても決定していません。多分近日中に決まると思います。ただ、3年生ですので、大体7月の20日前後ぐらいまでの活動だろうなというふうに言われていますので、それまでの間に子どもたちが何回かでも、何試合かでも試合ができるような形を取りたいと思っています。市町村によっては今、市町村の中なら練習試合はいいですよと言っているところと、外に出てもいいですよと言っているところがあります。残念ながら田上町は、市町村といっても田上中一つですので、もうしばらくすると近隣の中学校とも練習試合をしていくと、3密を避けながらやっていくという形になるのではないかなと思っています。

以上です。

5番（小嶋謙一君） 町長には情報収集もろもろ、はっきりと言われましたけれども、要するにこれからは自分で出向いていくと、極力これから出向いて、要は顔が見える、町民との顔が見えるような対応をしていく、その中で若い人の声、高齢者の声、そういった人たちの直接顔を見ながら、話を聞きながら情報を得ていくということでもありますので、ぜひとも実施してもらいたいし、それが本当の政治家である佐野町長になるのではないかと思います。もろもろのことについては、およそ町長も私と同じような形でもって中身については分かっておられると思いますので、これ以上は言いませんけれども、最後に教育長に再度お聞きしますけれども、小学校の体育の授業というのは、体育館、あと屋外とかというのは、田上町はどのような形で捉えていくのか、これ最後に聞いて終わります。

教育長（安中長市君） 体育の授業については、今は室内でも、それから外でもやっています。今は、激しく運動するときにはマスクは外しています。ただ、集合したりして最初に説明をしたりするときにはマスクをしているかもしれません。小学校ですとあまり格闘技ってないかもしれませんが、あまり体と体が接触するようなスポーツ、例えばサッカーとかはなるべくやらないようにしています。走ったり、それから離れてできる、そういうふうにはしていますが、そういうわけばかりもいかないので、2学期頃からはそういう活動ももしできればいいかなと考えております。

以上です。

議長（熊倉正治君） 小嶋議員の一般質問を終わります。

ここでお昼のため休憩いたします。

午前 11時25分 休憩

午後 1時15分 再開

議長（熊倉正治君） それでは、再開をいたします。

1番、小野澤議員の発言を許します。

（1番 小野澤健一君登壇）

1番（小野澤健一君） 議席番号1番、小野澤でございます。質問に入る前に、前置きですけれども、世界経済の潮流についてちょっと述べて、それから質問に入りたいというふうに思っております。

コロナ危機は、ご存じのように世界の様相を一変させる、恐らく歴史的な事件になるだろうというふうに思っております。私は、このような状況の中であえて経済に焦点を当てますけれども、その根底には経済の本来の意味である経世済民、よい政治を行い、苦しんでいる人々を救う、これを根底に据えてございます。今世界に目を向けると、コロナ危機により貿易摩擦や地政学リスク等の社会全般において不確実性が常態化をしており、そのことが鮮明となる中でグローバル化の神話も崩れてきているのが現状でございます。コロナ対策として、日本のみならず先進諸外国においても、休業補償や民間給与の肩代わり、給付金の交付、債務保証等、政府の関与度は大きくなっております。これは、従来の民間活力に大きく頼る小さな政府の限界を示し、今後の経済には大きな政府が必要となることを物語っているように思えます。田上町においても、町の役割や責任、そして関与度が従来にも増して大きくなることが十分に予想され、しっかりと対応をしていかなければならないというふうに思っております。

前置きが長くなりましたが、こういった状況の中で一般質問をさせていただきます。私の今回の一般質問の内容は、町内循環型消費の実現についてであります。今回の新型コロナウイルスの感染拡大過程の中で様々な問題が浮き彫りとなるとともに、新しい物事へのチャレンジのきっかけを与えてくれているというふうに思っております。ウィズコロナ、コロナとの共生の中で新生活様式が求められ、今後は社会構造や経済構造が、そして暮らしそのものも大きく変わろうとしています。

経済の3大要素はヒト・モノ・カネであり、一番大切な要素であるヒトが外出自

粛等で制限を受けたことによる経済的、精神的打撃は想像を超える厳しいものであります。これは、リーマンショック等の金融絡みの経済困難とは質的に異なり、経験的な処方箋がありません。特に、従来当たり前のこととしてあった日常の経済活動が、人の行動制限の結果としてダメージを受け、停滞、停止したことは、日々の暮らしを直撃し、暮らしそのものを先行きの見えない奈落の底へと突き落とし、今に至っております。

日々の営み、日々の暮らしが経済そのものであり、地域経済力こそ地域住民の暮らしを守る礎であることを改めて知ることになりました。とりわけ、消費の鈍化がいかに地域経済力をそぐかを改めて示した格好であります。このことは、消費の多寡が地域経済力の重要な要素である事実を如実に物語っているものであります。国レベルでもGDP国内総生産の約60%を個人消費が占めると言われており、日本経済の大黒柱となっております。

暮らしを支える地域経済力を維持していくためには、ある一定以上の消費を保ち続けることが必要不可欠なのであります。ここに、単発的な消費喚起策ではない、持続する消費である町内循環型消費を推進し、定着させる大きな理由があります。今回の新型コロナウイルス感染症対策、以降コロナ対策と申し上げますが、における、町単独の経済施策である消費喚起策は、町内循環型消費のきっかけとなり得るものであり、議論の機は熟した感を強くした次第であります。町内循環型消費を可能ならしめるためには、町内において流通する一定量のお金を維持すること、その町内を循環しているお金を極力町外へ流出させない仕組みづくりを行うこと、そして極力地元で地元産農産物を含む買物をする、これが第一義であり、次いで観光分野等で町外マネーを取り込むことであります。なお、観光に関しては、産業観光なるものが注目されており、町としても今後しっかりと研究をしていく必要があると思っております。

今回は、商業分野、前申し上げましたように、町内の経済規模は約460億円のうちの約150億円を占めますが、この商業分野における、町内循環型消費の第一義に大きく関わる地元消費、いわゆる地消について取り上げるものであります。なお、工業分野、これは年間製品出荷額は約170億円ですけれども、工業分野においては、設備更新やサプライチェーンのリスク管理、リードタイムの効率化等の複雑な要素があり、商業分野とは違った観点が必要となることから、今回は割愛をいたしますが、大切な業種であり、機会を見て議論していきたいというふうに思っております。

さて、ではなぜ地元消費、地消が必要なのか。それは、端的に言えば、私たちの

暮らしを守る大切な行為、消費行動だからであります。町内消費の対象業種は生活関連サービス業であり、それは小売、飲食、医療機関等を指します。これらの業種の衰退あるいは廃業は、私たちに大変不便な暮らしを強いることとなります。日本の国家的課題である人口減少の行き着く先のゆゆしき社会現象でもあります。

また、農業分野、これは大体予測をしますに年間恐らく15億円程度の出荷額というふうには思っておりますが、農業も対象業種として非常に大切であります。農業にはもともと地産地消の考えがありますが、これからは地消地産がキーワードになると言われております。生産を起点とする考えから、消費を起点とする考え、いわゆる地域で消費されるものを生産をするという考え方があります。農業政策についての具体的議論も工業分野同様に今回割愛しますが、別の機会に行いたいと思っております。

いずれにしろ、農業を含めた生活関連サービス業の経済的安定は、暮らしそのものを維持していく中で絶対的に必要なものであります。

一方で、これらの業種は、ある一定の人口の上に成り立っているものであり、ある一定の消費を必要としております。このことは、町外資本の大型店、町内資本の小規模事業者を問わず、全てに当てはまるビジネスモデルの基礎的要件であります。問題は、町外資本が採算ラインを下回れば撤退できる反面、地元に基づいている町内資本はそうはいかないということであり、地域経済と運命共同体なのであります。このような事情から、町内小規模事業者を守るための支援が従来にも増して必要とされております。これは、自由競争を基にする経済活動を否定する偏向した施策ではなく、町民の生活を維持するために必須なものであります。

施策には、単発で実効性を発揮できるものと、継続しなければ実効性を発揮できないものの2種類があります。経済の立ち直りに相当な年月を必要としている現状に鑑みれば、特に町独自の経済支援策を継続実施する必然性があります。

以上のようなミクロ、マクロの両経済状況を勘案すれば、町内循環型消費の動機づけとなる施策を、今このタイミングで講じる必要があります。消費者行政では、消費行動のことを1万円、2万円、3万円の円の投票といい、選挙の投票になぞらえております。したがって、有効な施策を町民の皆さんに明示し、理解を得る懸命な努力をしなければいけない時期に来ています。

現在実施されているプレミアム券には、プレミアムの先行的付与があり、消費予約が確保されるため、単発かつ短期的な消費喚起には有効な一つの手段となっております。しかし、一方で、町内資本と町外資本の差別化ができず、町外資本の独り

勝ちによる町内循環マネーの町外持ち出しを防げない弱点があります。経済においては、お金、マネーは血液に例えられる非常に大切なものであります。

技術者の合い言葉の中で「確実性を求める場合は、最先端を捨てる」という合い言葉があるそうですが、これになぞらえれば、一策として、非常にアナログ的ではありますが、1960年代後半から全国の商店街等で実施されてきている地域密着型の事業活動である、スタンプ事業におけるスタンプ方式に注目をしてみたいというふうに思っております。今さらなぜと思われるかもしれませんが、スタンプ方式には、小規模事業者が決定的に苦手としている値引き競争という引き算サービスを回避することができるとともに、継続が比較的容易である足し算サービス機能、いわゆる買物ごとにスタンプがたまり、それが現金換算され実質的な値引きになる機能、こういった機能があるからであります。プレミアムが最後に付与されることから、単発的な消費喚起ではなく継続的な消費が期待できます。田上町でもつい最近までスタンプ事業が継続されてきた経緯があり、かつ事業者においては特別な設備投資を必要としません。継続できなかつた理由の詳細は承知しておりませんが、旧態依然たる状況で、時代の流れに乗った工夫や改良がなされなかつたのではないかとこのように思っております。

町内事業者、町内小規模事業者を守っていくことは、まちづくりの観点からも町政の大切な役割でもあるはずですが、商工会任せでなく、町が主導して商工会や農協と協力をし、参加事業者とプレミアム率を工夫さえすれば、実効性を確保することはそう難しいものではないというふうに思います。要は、地元資本をしっかりと支えることで、結果として町民の暮らしを維持していくというのが、私の唱える町内循環型消費の趣旨であります。

私が知る限りでは、田上町には経済施策でさえ明確な経済合理性に沿った施策がなく、かつほとんどが単発で終わってしまっています。言い換えれば、経済合理性の視点が欠落した施策のために波及効果のシナリオを描けず、効果の最大化を確保できないことから、継続すること自体に妥当性を見いだせないのではないかとこのように思っております。

また、今回のコロナ対策における町の対応には、危機管理とリスク管理を同一視する等、危機管理の要諦が理解されておらず、結果として適切かつ果敢なリーダーシップが発揮されなかつたことは甚だ遺憾であり、現状認識の甘さが露呈したとともに、スピード感を欠き、かつ支援策の理由づけ、あるいは根拠が弱く、投入予算額にも及び腰であったことは記憶に新しいものであります。経済における消費の大

切さ、地元経済における地元消費の大切さをしっかりと認識する中で、単発的な消費喚起策としてのプレミアム券の理由づけ、ないしは根拠の発展形としての町内循環型消費の推進、定着に向けた施策を今こそ講じるタイミングにあることを強く申し上げる次第であります。

そこで町長にお伺いをいたします。質問1、今回の新型コロナウイルスの感染拡大により田上町はどのようなダメージを受けていると認識をしているのか。現状の事実認識としての町の見解をお聞かせください。

質問2、今回のコロナ対策において、消費喚起策として町独自支援策としてプレミアム券の発行を実施しましたが、その趣旨を引き継ぎ、かつ発展形としての町内循環型消費の推進、定着を志向する施策を実施する予定はありますか。あわせて、町内循環型消費に対する町の見解をお聞かせください。

質問3、コロナ対策における経済支援策の第2弾以降の実施予定はありますか。

質問4、農業における所得安定化の一策に、いわゆる地産地消の地消の推進、定着がありますが、それについての町の見解をお聞かせください。

これで私の1回目の質問は終わりでございます。

(町長 佐野恒雄君登壇)

町長(佐野恒雄君) それでは、小野澤議員の町内循環型消費の実現についての質問にお答えをいたします。

1点目の新型コロナウイルス感染症拡大による田上町が受けているダメージであります。これまで報告してきたとおり、特に旅館業、飲食業、サービス業などが大きな打撃を受けております。さらに、3月からこの6月にかけて影響を受けている業種も広がっており、悪化している状況であります。また、今後の事業経営の回復に関しても、コロナ禍の終息が見通せないことから、多くの事業所が先の見えない大きな不安の真ただ中にあるというのが、実態ではないかというふうに考えております。

2点目の町内循環型消費の推進、定着に向けた施策の実施予定ということですが、プレミアム券の発行につきましては、この6月に飲食券と商品券との2種類を発売しました。その有効期間がそれぞれ9月と10月となっており、この間での利用動向、各事業所の声などを確認し、その検証を行った上で、さらなる消費喚起策を実施するかどうかは検討してまいりたいと考えております。

町内循環型消費に関しては、地元資本をしっかりと支えることで結果として町民の暮らしを維持していくという考え方であり、町内循環型消費の推進、定着に向け

た施策が必要であると感じております。

3点目のコロナ対策における経済支援策の第2弾以降の実施予定ということではありますが、第一次の地方創生臨時交付金の事業計画書に掲載されている事業だけで既に交付金を上回っており、二次補正の計画書へ振り替えを行い、今回提案した観光キャンペーンを含めた施策を計画書に盛り込むことを踏まえた上で、必要性和町の財政力も考慮した中で、新たな施策について検討していきたいというふうに考えております。

4点目の農業における所得安定化策として地消の推進、定着についての見解ということではありますが、議員の考え方を参考にいたしてまいりたいと思います。この秋に開業する「道の駅たがみ」に直売所を設置する予定であり、既存の湯っ多里館の駐車場にある直売所やJA隣の直売所をはじめ、町内には多くの直売所があります。これら直売所から田上産の農産物をPRすることはもちろんでありますけれども、消費者の求めているものが何かを把握し、消費の面からそれを生産に結びつけた取組も必要であるということを感じました。また、消費からのアプローチということで、農業者の生産サイドからだけではなく、食育や健康づくり、福祉、教育といった幅広い分野からの取組もあることから、消費者の求めているものが何かを農業者に伝えていくことに取り組んでいきたいと思っております。

以上です。

1番（小野澤健一君） どうもお答えありがとうございます。

まずは1番、どのようなダメージを受けているか、これあえて聞いたのですけれども、大体どこの地域でも同じというか。ただ、私はやっぱり言いたいのは、先ほど一般質問の中でも私申し上げた、初めのやっぱり段階で、覆水盆に返らずではないのですけれども、基本的にやっぱり危機管理とリスク管理って全然違うのです。違うのですよ。要は今回、例えば国会で立憲民主党の枝野代表でしたか、総理に言ったように、例えば正常性バイアスであるとか、これ社会心理学の言葉ですけども、あと犯罪学でいうと認識ある過失なんていう言葉がある。いわゆる現状の甘さ、多分大丈夫だろうなど、こういうふうなやっぱり思いがあったがために、残念ながら、私が見てる限りにおいては、いわゆるスピード感あるいは内容等々、少しやはり対策が遅れたのではないかなと。したがって、その田上町が受けているダメージ、先ほど私の前の議員のほうで質問があったように、やっぱり情報をもう少し積極的に取りに行くというか、そういう形をしていかないと、起きている、いわゆる危機管理というのはもう危機が発生しているわけですから、その発生している危機をい

かに最小限にとどめて回復軌道に乗せるかというのが危機管理の要諦であるわけですが、そういった中で情報の収集が一番大事にもかかわらず、やはりその辺が弱かったというふうに思っております。午前中の町長答弁の中であって、そういったものを改善していくというお話ありましたので、ぜひともその辺の情報、いろんな意味で発信も含めた情報については、改善をしていただきたいというふうに思っております。

それから、つい最近、6月号の「きずな」が手元に届きまして、その中で「町長室から」ということで、町長の寄稿文を読まさせていただきました。その中で、前々から言っている、いわゆる苦しんでいる人たちを救うと。これは政治の基本的な理念で、私は全く異論はないのですけれども、町長が全員協議会とかそういう中で言ってきている本当に困っている人、あるいは「きずな」の中では今度大きく困っている方々と、こういう表現に変えられておりますけれども、具体的にどんな人を指しているのか、あるいはどんな困窮状態にあると認識をしているのか、この辺をお聞かせをいただきたいというふうに思っております。

それからもう一つ、同じく「町長室から」のその寄稿文の中で「特に、国、県の支援制度ではあまり行き届かないところへの支援が必要だと考えています」というふうな文言がありますけれども、地方施策の中で国、県の支援策に上乗せをした町独自の政策がありますが、これと矛盾をしているのではないかとこのように思いますが、これについていかがでしょうか。まずこれ質問1に対する2回目の質問は3つです。いわゆる大きく困っている人、具体的にどんな人を指すのか。それから、どんな困窮状態にあると認識をしているのか。それから、国、県の支援策に上乗せをした町独自の施策、これは町長が寄稿された「町長室から」の寄稿内容と矛盾しているのではないかと。これ3点です。

それから、質問2についてのご回答いただきました。確かに町長言われるように9月、10月までの間でプレミアム商品券の使用期限が来るわけですから、その状況を見てどう判断をされるか、これは非常に大切だろうというふうに思います。したがって、徹底的にその辺を検証していただいて、どういう形で町内消費が喚起をされたのか、この辺を検討して我々にまたお示しをいただきたいというふうに思っております。

それから、いわゆる町内循環型消費についての町の見解ということで、必要だということでご答弁がございました。私の認識と一致をしているのかなというふうに思いますが、私はやはりいろんな、今回のプレミアム商品券についてもそうなので

すけれども、事経済施策に関しては、いわゆるその立てつけというか、理由とか根拠、ここが非常に弱いというふうに思っております。したがって、慣れないというところもあるのかもしれませんが、一体何を目的にしてやるのかということを確認する必要がありますので、これは一つの提案なのですけれども、今は産業振興課あたりで恐らくいろいろこういったものをつくっているのだろうというふうに思いますけれども、これを例えば政策推進室の中において経済施策を専門にやるようなチームをつくってやっていかないと、恐らく今年よりも来年、下手すると再来年、日銀あたりは二、三年かかるというふうな見解のようですけれども、今度は商業ベースではなくて製造業が四苦八苦するのが多分来年だろうと言われていました。したがって、田上町の中における製造業の年間出荷額、先ほど申し上げたように170億円でしたか、ございます。ここが破滅的なダメージを受けてしまいますと、田上町もどうなるかと。固定資産税の減免とか云々は国の施策の中でほぼ決まってきたようでございますが、それ以外にそういったいわゆる川上工程とか川下工程、いろんなリードタイムがある製造業に対してどういうてこ入れをするのか、こういったものを真剣に考える施策立案をする部署が私は必要だというふうに思いますので、ぜひともそういう部署を政策推進室の中にそういったプロジェクトチームをつくって、しっかりと施策として対応してもらいたいと思うのですが、これについてのお考えを2番目の質問として、2回目の質問としてお聞きをします。

それから、3番目、第2弾以降のいわゆる実施策、これについてはおやりにならざるを得ないわけですけれども、前から言っているように施策についての理由の立てつけであるとか根拠、これを非常に明確にしていきたい。消費喚起なのか、あるいは福祉政策なのか何なのか。それによって施策の波及効果というのは大きく変わってきますし、お金の出し方も変わってくるわけですので、ここを、例えば議員からの質問があれば、こうこうこういう理由でこうなのだというのがはっきりした施策を行っていただきたい。これは質問ではありませんで、要望でございます。

それから、4番目、農業についてですけれども、私が持っている資料においては、2016年度で田上町の農業産出額というのは14億3,000万円。今は、田上町の町民の所得の関係から逆算をしていくと、恐らく13億円を切るぐらいかなというふうに思っています。2016年度のこの確定した数字を見ると、先ほど申し上げたように14億3,000万円の農業出荷額があって、そのうちの米が約9億2,000万円、野菜が2億4,000万円、果物が7,000万円と、以下云々という形であります。農業問題は、今までいろんな議員が質問してきた中において、非常に急を要する今事態になってきて

いるというふうに私は認識をしております。例えば新規参入の難しさ、いわゆる初期投資が高額になるであるとか、あるいは後継者がいない、育ちにくい、こういったもの。それから、そもそも農業従事者の減少であるとか高齢化、こういったいろんな農業問題が今現在もう表面化されて久しいわけでありまして。したがって、先ほど町長が言われたように、道の駅での直売所、湯っ多里館の直売所、それから農協の直売所、こういった中で田上町の産物を販売をする、それだけではもう足りない時代に今なってきています。

私は、ここで一つの提案をしたいのが、午前中で農業委員の方の改選がありまして、議員全員の一致の中で再任をされたわけでございますけれども、こういった農業委員の方々から田上町の農業についての提言を受けるような形、そしてこの人たちと農協、それから田上町の部署で真剣になって農業について、考えるという時期にもう来ているだろうというふうに思います。農業は、私もじいちゃん、ばあちゃんの頃は農業でしたけれども、田んぼは1回もう耕作をしないと、次また水田というわけにもういかないのです。したがって、田んぼは、今見渡す限り田んぼありますけれども、今水を張っています。高台から見ると水の張っていない田んぼがある。これというのはやはり休耕田であるとか、あるいは転作をした田んぼであるとか、そういった状況で、昔みたいに一面水できらきらしているという状況ではありません。したがって、農業の広域化、所得の安定化、これも非常に我々の今後の暮らしを支えていく大きな産業であるわけでございますので、やはりこの一、二年ぐらいにある程度の手を、あるいは方向性を打ってやらないと、農家の人が私はもう年でやめたわいと言った後に、いやいや、そう言わないでもう一回やってくださいと、こういうわけにはまいりません。したがって、極端かもしれませんが、私が主張したように、例えば地元の農産物、これを徹底的に地元の人を使うと、買う、米であれば田上産以外の米食わないとか、そのぐらいのやはり覚悟がないと農業というのはなかなか救っていけないだろうと私は思うのです。農業というのは、基本的には作るほうのプロではありますけれども、販売であるとか流通、この辺が非常に不得手というところでありまして、安心して作れば安心して買ってくれるのだというふうなやっぱり体制をつくる中で、農業委員会の中でそういった提言を取りまとめもらう、こういう形にしたらいかがかなというふうに思っておりますので、これについての町長のご見解をお聞かせをいただきたいというふうに思います。

以上、2回目の質問終わります。

町長（佐野恒雄君） 2回目の質問にお答えさせていただきたいと思っております。

2回目の質問にお答えさせてもらう前に、今回の小野澤議員の通告書、何回も実は私読ませていただきました。というのは、今回のこの通告書、いわゆる新型コロナウイルスに関して、地域経済力が大事である、町内循環型消費ということに本当に小野澤議員が真剣に考えておられる、そのことを実は私自身も改めて強く感じさせられたという、そういう思いがあって、何度も実は読み直しさせてもらいました。本来であれば、こうしたいわゆる町内循環型消費という施策とは、当然今回のコロナ感染症のこうした直面した中での話ではなくて、もう常にそうした町内循環型、これを本当に、この田上町の地域経済力をつけていくためには本当に大事なことのだろうなということ、これは今回のコロナでどうのこうのではなくて、本来であれば以前からそういうことをもう、地元の消費、商店に、そこにお金を落とすしていくこと、そうしたことが本当に大事だったのではないかなということも改めて強く感じた次第です。そうした中で質問のほうにお答えをさせてもらいたいと思うのですけれども、より大きく、広く浅くではなくて、より困っている人たちにとということとで今回、もちろん「きずな」にも書かせていただきました。私自身の今回のコロナ支援策として、私の基本方針として打ち出させてもらっております。より大きく困っている人、それ先ほど申しあげました。もうそれこそ言をまたずに、今回まずは旅館業、飲食業、サービス業、これが最も打撃を受けた一番大きな、いわゆる影響を受けた業種ではなかったかなと思っております。そこをやはり支援しなくてはならない。そうした中で第1回目の町の支援策を打ち出させていただいたというところであります。

いろいろと今小野澤議員が矛盾があるではないかというふうなお話もございました。決して私は矛盾があるとは思っておりません。国が持続型給付金を支給しました。でも、その中で救えない、いわゆる率でもって売上げが減少した、そこで救えない人たちを何とかやはり支援していかななくてはならない、そういう形でもって町の独自策を打ち出したわけですから、決して私は矛盾をしているというふうなことではないかと、こういうふうにも思っております。

それから、いわゆる町内消費の喚起、先ほども冒頭申しあげました。本当に町にお金が回っていくそうした施策、これは本当に大事なのだろうなと思っております。当初私、小野澤議員の通告書を読ませてもらったときに、単純にただお金が地元の商店、小売にお金が落ちていけばいいというふうな捉え方だった。決してそうではないのだよなど。あくまでも循環した地産地消、いわゆる地産地消という言葉の小野澤議員使っておられましたが、まさにそうなのだろうと。お金が回っていかなく

れば、ただ町にお金が落ちていく、それだけではなくて、その地域の経済力を増していくには、そうしたお金が地元で、この田上の地元の中で回っていかなければ、なかなか地域経済力がついていかないのだなということを改めて感じたところであります。

それから、今回のこの新型コロナウイルス、今のところある一定の落ち着いた状況、県内は落ち着いた状況下にはあると思いますけれども、これはもう本当にこれから先もコロナ禍の影響というのは、大きくまだ続いていくのだろうということを考えていかなければならないと思っています。俗に第2波、第3波というふうなことも言われておりますけれども、そうしたことも踏まえる中でこれからも国の支援、県の支援もあるかと思えます。また、それに合わせた形の中で、町としても支援策も考えていかななくてはならないなということだと思えます。今はそうした飲食業、それから観光業、そしてサービス業ということ为先ほど申し上げましたけれども、今既にもう製造業にもそうした影響が出てきているというふうに聞いております。決してこれからということではなくて、現にもう製造業にもそうした影響が出てきている。そうしたことから、本当に支援策というのは、まだまだこれから町としてもやるべきことはやっていかななくてはならないのだろうなというふうに考えているところです。

そうした中で、町としてそうしたプロジェクトチームというふうなお話もございました。そういうことも必要になってくることも、当然考えていかななくてはならないというふうに考えておるところです。

それから、農業の関係のお話もございました。これは、今回コロナの影響を受けて、農業の所得とかそういうことにも当然影響はもちろん出ておるのですけれども、これは以前からも、先ほど小野澤議員がおっしゃるように、本当にこの農業の問題、後継者問題であるとか、なかなか所得が上がらない、それこそ若い人たちが農業を継いでいく人たちがいない、そうした課題というのは、もうそれこそ私が町長という職に就いたときからこの農業問題、いろんな課題が大きな課題になっております。先ほど農業委員のほうから、そうした提言を受けることも必要ではないかというふうなお話もございました。これは、農業委員の方々からの提言だけではなくて、やはりこれから農業を継ごうとしている人たち、若い人たちの中からも、これから先農業をどういうふうにしていけば魅力のある農業ができるのだと。私は、以前もよく言っているのは、やはり米作一辺倒ではなかなか若い人たちの後継してもらえぬ意欲にもつながっていかないのだろうな、やはり県も推奨しておりますけれども、

園芸作物、そちらのほうにも当然手を広げていかないと、なかなかその後継者問題も解決しないのではないかなというふうに捉えています。そうした若い人たちの声を聞くこともやはり大事なことではないかなと、こう思っておりますので、それらも踏まえた中で、また提言も当然大事だろうと思っておりますので、そうしたことも踏まえて、この農業対策、農業の問題についてもしっかりと取り組んでいきたいなと思っております。

以上であります。

1 番（小野澤健一君） では、最後になります。町長のほうで町内循環型の消費ということでご理解をいただいたのは非常にありがたいというふうに思っています。経済に長く携わってきた私ですけれども、本当に一瞬にして経済というのは奈落の底に落ちるということです。我々やはりサラリーマンの一種ではありますけれども、やはり商売やっている人って命かけてやっているわけです。どんな商売であろうと、どんな大社長であろうが、中小零細であろうが、やっぱり命をかけてやっている。だから、そういった人たちが苦しんでいる状況を指をくわえて見ているわけにもいかない。町としてやれるもの、やれないものも当然ありますけれども、やれるものを精いっぱいやってやると、そういうことが、やはりその命をかけて商売をしている人たちに対する報いでもあるだろうというふうに思っています。その中でこういった、一般質問の中でも言ったように、もうグローバル化という、グローバリゼーションとか、地球化とか、世界化とか、いろんな言い方ありますけれども、これが実はもう破綻をしてくているのではないかと、こう言われているのです。自国第一主義という非常にエゴ的なイメージがありますけれども、残念ながらこのコロナ危機に関しては全部自国第一主義ですよね、先進諸国。したがって、どういうことが起きるかという、今まで海外に持っていた工場がまた日本に回帰をしてくるのではないかと、こういうふうに言われています。そういう流れも当然製造業、田上町の中で影響受けてくるわけでございますので、ぜひとも町内の企業は町内で要は守っていくのだという、そういう強い決意の下で施策をしっかりとした理由を付して実施をしていただきたいと思いますと思うのです。

いろいろ今後出てくると思うのですけれども、経済施策の中で実は2通りあると言われているのです。下支え策というものと、いわゆる振興策と言われる。これとこのを混同して使っている人が実は多いのですが、下支えというのは、言葉が非常に悪いですけれども、くれてやる政策です。くれてやるよと。これで何とかしてくれよと。振興策というのは、今現に動いている、それにちょっとプラスをしても

っと売上げ伸ばしてよ、利益伸ばしてよと、こういうことです。これがごっちゃになった施策というのは、何をどうしたらいいのだろうと、こういう形になりますので、下支えをやるのか、振興策をやるのか、この辺をやはり政策の中で明確にする必要がありますので、こういった手法は経済施策をつくる手法の中でありますので、ぜひともそういったプロをやっぱり育てていただきたい。我々が質問すると、いや、あの、その、このなんていう、やっぱりそういう施策というのは残念ながら、経済というのは原理原則で動いているところがございまして、そこを逸脱した施策というのは、非常にナンセンスだろうというふうに思いますので、知ったかぶりをするわけでもありませんけれども、原理原則、それから経済合理性、こういったものを兼ね備えた経済施策の実施を強く期待をいたします。

それから、農業についてはいろいろ過去の議論の中で町長が述べてこられた。これは非常によく分かるのですけれども、私はいわゆる米、米というのは、商売である反面、食料なわけです。園芸というのはなかなか、今食べる花があるやに聞きますけれども、花を見て腹がいっぱいにはならない。やっぱり米を食わないと腹いっぱいにならないと。こういったいわゆる食料としての米の位置づけをしっかりとる中で、田上の人口は田上で作った米で食っていかれるのだという状況をつくっておかないと、先ほど申し上げたようにグローバル化、下手すれば田上はほかから買ってこなくても田上の中で作った米で町民が腹いっぱいになるのだという、やはりそういった食料政策と言うとちょっと大げさでありますけれども、そういった中で農業を考えていく必要があるのだろうと。そこに付加価値というものを考えたときに、町長が言われる園芸作物であるとか、そういった発想が来るわけですので、農業というのは単なる商売とは違って、食を守って、いわゆる生命を守る、それから田んぼとか畑、いわゆる環境も守る、そういった中で存在をしてきた特殊な業種でありますので、その辺も含めた中で農業施策についてはしっかりと、もう本当に時間がございませぬ。一日でも早くいろんなものを立ち上げていく中で、農業を支援をしていくという形でやっていただければというふうに思います。

質問はありませんで、意見になりますけれども、これで私の質問を終えたいと思います。ありがとうございました。

議長（熊倉正治君） 小野澤議員の一般質問を終わります。

次に、3番、藤田議員の発言を許します。

（3番 藤田直一君登壇）

3番（藤田直一君） 3番、藤田でございます。今日は、3項目について質問をさせて

もらいます。

まず、1番目でございますが、災害時における新型コロナウイルス感染対策についてであります。昨年12月に発生した新型コロナ感染は、今やもう全世界に広がり、感染者は540万人、私が書いているときはそうでしたけれども、今朝見ましたらもう800万人という数値になっておりました。これはもう世界各地で今も感染が拡大中でありまして。そのような状況の中で、日本においては、国民の感染予防意識の高さや、国や企業が一体となつての感染予防対策への取組で爆発的な感染を抑えることができ、10万人当たり感染者数は0.5人と低い数値になっており、5月14日には緊急事態宣言解除となりました。新潟県においても15日には、感染拡大の予防のための工夫や入場制限などをはじめとする最大限の感染拡大防止を講じることを前提に、全ての施設の休業要請を解除した状況であります。

当田上町においては、町民の皆様の高い感染予防意識や佐野町長の公共施設における感染予防対策等の効果もあって、町において現在感染者は出ておりません。引き続きこの状況が維持されながら、新薬やワクチンの早期開発に期待し、早い時期の終息を望むものであります。

さて、新型コロナウイルス感染が続いている中でも自然災害は容赦なく襲ってまいります。毎年6月のこの梅雨時期から10月にかけては、台風や集中豪雨などにより低い土地での浸水や河川の増水、土砂災害が発生しやすい時期となっております。台風や洪水、土砂崩れ、地震など自然災害が発生すれば、町が指定する施設へ避難をしなければなりません。施設では、不特定多数の人を収容するので、密閉、密集、密接の3密となる可能性が極めて高くなります。東日本大震災では、避難所内にてインフルエンザの流行やノロウイルスの感染、集団食中毒などを招いています。さらに、トイレが少なく環境も悪い、キッチンもなく温かい食事が取れない、プライバシーが保てないなどの課題もたくさんありました。もしこの田上町で災害が発生したなら、新型コロナウイルス感染防止策はもとより、これらの問題も同時に解決をしなければなりません。

国は、この4月に、災害が起きた場合の避難所での対応策を地方自治体に通知をしています。この中で、可能な限り多くの避難所を開設することや、旅館、ホテル、親戚や友人宅への避難を検討するように求めています。町の対応策はどのようなになっているのか、町長に伺います。

次に、老人憩いの家「心起園」の入浴時間の変更についてであります。新型コロナウイルス感染症に対する感染防止対策として、3月3日から3月31日と4月20日

から5月25日の2回にわたり老人福祉センター及び心起園は休館をしました。そして、両施設は5月26日から再開をいたしました。再開に当たり入浴時間の見直し実施との報告は、4月21日の全員協議会で保健福祉課長からの報告がありました。その後、令和2年度の「きずな」5号に心起園の入浴時間の変更についての記載が載っております。私も利用者の一人として、気にすることなく、変更になったのかと思っておりましたが、その後私の携帯に、何で急に変更したのか、議会でなぜ決めたのか、おまえも賛成したのかなど、たくさんのお叱りと苦情をいただき、変更した理由も分からない、説明もできない状態では困るとの思いで、私なりになぜ急に変更が決定されたのかなどについて調べてみました。

調査項目は、1つ目、管理人から毎年出される施設改善要望書について、2つ目が入浴時間を見直しにした要因について、3つ目が見直しに当たり関係者の意見調査を行ったかについて、4つ目が過去5年間の両施設の利用者と管理人経費と維持修繕費についての4項目であります。

1つ目の管理人からの毎年出される施設改善要望書については、要望書での提出はなく、役場担当者が口頭での聞き取り及び現地確認を行い、予算要求を行っているとの回答でした。

2つ目の入浴時間を見直しをした要因については、保健福祉課の見解では、現状の勤務形態に問題があり、見直すことで入浴時間の変更となったとのことでありました。では、勤務形態の問題点とは何か。それについて調べますと、管理人の勤務形態は8時30分から午後5時15分となっておりますが、心起園においては、入浴開始時間を10時にするために、週3回朝6時に出勤し、ボイラーを点火後一度帰宅して、再度8時30分までに出勤をしている。これでは適正な勤務時間、勤務体制ではないとのことなので、改善を実施した結果、10時の入浴から正午の入浴へと時間の見直し変更となったとの回答でございました。

3つ目の見直しに当たり関係者の意見調査を行ったのかというものについては、管理人から現状の聞き取りを行い、その内容を保健福祉課で協議し、その後、町長及び副町長と協議をし、決定をしたとの回答でございました。

4つ目の過去5年間の両施設利用者と管理人経費と維持修繕費については、私なりに表をまとめてみました。心起園における年間の平均利用者は約2万3,150人、老人福祉センターにおける年間の利用者は平均2万941人、そして心起園における修繕費は年間平均約140万円、老人福祉センターにおける修繕費は年間平均38万円、これが5年間の大体平均の推移でありました。

そこで、この4点の中で、特に2つ目、時間帯を見直しした要因、そして3つ目、見直しに当たって関係者の調査を行ったか、この2点について質問をしていきたいというふうに考えております。

2つ目の勤務形態の問題点であります。朝6時に出勤し、ボイラーに点火後一度帰宅して、再度8時30分までに出勤する勤務体制は、いつ頃から始まってずっと続いてきたのか。そして、この実態を把握したのはいつなのか。また、早朝出勤には最低でも30分の業務時間がかかるそうですが、過去に改善要望はなかったのか、町長に伺います。

次に、3つ目の見直しに当たり関係者からの意見調査を行ったかについてですが、管理人から現状の聞き取りを行った以外、利用者に対しては聞き取りも説明もなく、今回の見直しを実施したのではないかと私はやはり調べた範囲では思われてなりません。両施設における年間の利用者は先ほども言いました。この5年間平均で、老人福祉センターでは2万941人、1日平均約68人、そして心起園では年間2万3,150人、1日平均75人となっております。利用者への説明が不十分であったために、その反動が苦情やお叱りとして私にも届いたのではないかと私は感じていますが、利用者との協議または説明はどのように行われたのか、町長にお伺いをいたします。

3番目、次でございます。田上町の交流人口対策についてでございます。私は、機会あるたびに、田上町における交流人口をいかにして増やすことができるかについては、護摩堂山を活用の原点と位置づけて、いろいろな政策と結びつけていくのが一番の近道と言ってきました。それには理由があります。現状の自然環境のままであっても、新聞報道では年間6万から7万人の人たちが来てくれるからです。たくさんの方が来てくれれば商いが活性化し、町がにぎやかになり、町としての魅力が増して、さらに人が集まってきます。護摩堂山の環境整備を行いながら着実に交流人口を増やしていくことが実感できれば、次のやるべき政策が見えてまいります。新聞報道で、昨年5万、6万、いや10万人が訪れる護摩堂山とも言われていますが、正確な人数を町は把握をしていますか。1日平均何人来るでしょうか。休日は何人来ますか。この人たちを公共巡回バスで道の駅や温泉街へ、町内の商店街へ送迎することも可能ではないでしょうか。交流人口を確実に増やし、増えた人たちをどのようにして町内にとどめることができるか。人がたくさん集まることで恩恵を受ける業種を多くすることが私は次の政策だと思っています。

定住人口を増やすために自治体はいろいろと取り組んでいます。町長もベッドタ

ウン化も政策の一つであると言っております。2019年度の国のデータによると、東京に住む人10人に1人しか移住を考えていないとのことでありました。例えば新潟県から10人東京に住所を移したら、10人のうち1人しか移住、戻ってこようとする人が1人しかいないということになります。移住で一番先に考えることは、では何か。それは仕事のことです。移住するにも、仕事を継続できるか、または辞めて新しい仕事を見つけなければなりません。だから、定住人口の増加は長い時間を要する施策になってしまいます。でも、この施策も並行して取り組んでいかなければなりません。しかし、交流人口を増やす施策は比較的短時間で取り組むことが可能なのです。

そこで町長に伺います。去年は護摩堂山頂上の展望が格段によくなりました。次は頂上のトイレ改修計画に取り組んでいただけないでしょうか。年間、護摩堂山に何人の人が訪れているのか正確な数値を調べてみませんか。

以上で1回目の質問を終わります。

(町長 佐野恒雄君登壇)

町長(佐野恒雄君) それでは、藤田議員の質問にお答えいたします。

はじめに、災害時における新型コロナウイルス感染対策についてのご質問ですが、避難所の開設に当たり、密閉、密集、密接のいわゆる3密を防ぐ対策を取る必要があります。町としても今後、避難所あるいは自主避難所を開設する際には、少しでも避難者の分散が図られるよう、複数箇所の避難所を開設することにしており、状況によっては小中学校の空き教室の利用や車中避難等もできるよう、小中学校のグラウンドの開放も考えておるところであります。また、湯田上温泉旅館協同組合とは既に災害時における宿泊施設の供給に関する協定を締結をしております。先日改めて、私から組合長へ宿泊施設の供給についての協力を依頼させていただいたところであります。

一方で、町民の皆様の避難行動確認の周知徹底が非常に重要であるというふうに考えております。町からは、4月24日に洪水・土砂災害ハザードマップを、6月12日には「災害の危険が迫ったら迷わず避難」というチラシを全戸に配布をいたしました。このチラシは、洪水・土砂災害ハザードマップの一部として保存していただくように、保存版という形になっております。町民の皆様からは、まずお住まいの建物等が災害リスクのある場所かどうかを洪水・土砂災害ハザードマップで確認をしていただき、さらにチラシに記載されている避難行動判定フローにより、どのような避難行動を取ればよいのかを確認していただくこととしております。災害リスク

のある場所であっても、すぐに避難所へということではなく、安全な場所であれば親戚や友人宅への縁故避難も有効であり、どの警戒レベルで避難を開始すればよいか導き出せるようなフロー図になっております。このような縁故避難が可能な方が増えれば、避難者の分散化にもつながることとなります。このように、避難所への避難だけが避難ではないことを引き続き町民の方々に啓発するとともに、高齢者や要配慮者の方につきましては、民生委員、自主防災組織等と一緒に頑張ってまいります。

次に、老人憩いの家「心起園」の入浴時間の変更についてのご質問ですが、6月2日から入浴開始時間を従来の午前10時から正午へと変更いたしました。施設の管理人が朝6時にボイラーに点火後一度帰宅して、再度8時半までに出勤する体制がいつ始まったのか、あわせてその実態を把握した時期については、明確ではありませんが、かなり前からあったとのことであります。管理人からの勤務の改善要望につきましても前からあったとのことであります。勤務時間等の関係からそのような対応を特に求めてはいなかったが、午前10時からの入浴時間に間に合わせようという管理人の厚意で行っていたのが、慣例になっていったというふうに聞いております。

入浴開始時間の見直しについて、関係者からの意見調査を行ったかということですが、利用される皆様からの意見調査は行っておりません。管理人からの聞き取りを行い、現状を再度把握した上で、適正な勤務時間、労働環境及び健康管理の観点から、正規の勤務開始時刻の8時半から出勤することに改め、それに伴う運用にしたところであります。このことにつきましては、4月21日開催の議会全員協議会において説明を行い、利用される皆様への周知につきましては、4月下旬に老人憩いの家「心起園」に掲示したいと考えておりましたが、新型コロナウイルス感染症拡大のため急遽4月20日から臨時休館としたため、周知が遅れてしまったことは大変申し訳ないと思っております。5月に入り、町広報紙「きずな」、町ホームページ、全戸配布などにより町民の皆様には周知を行ったところであります。現在、入浴開始時間が正午に変更となりましたが、老人憩いの家「心起園」や町には直接苦情はいただいておりますが、いずれにいたしましても、利用される皆様には入浴時間が遅くなるということでご不便をおかけいたしますが、何とぞご理解を賜りたいと思っております。

最後に、田上町の交流人口対策についてということで、護摩堂山に関してお尋ねであります。昨年度までの間で山頂付近の整備を行い、眺望の改善を行ったことに

より登山者の方々から好評の声を聞いております。引き続き、山頂、あじさい園の管理を含め、整備に努めてまいります。

登山者の人数ですが、毎年9万人前後の方が訪れています。この数値につきましては、山という関係上、登山道への入り口が複数あり、交通手段に関しても、車、電車、徒歩などいろいろな手段があるため、正確な人数を把握することは難しい状況にあります。現在は近隣施設の利用状況などから推計で算定しており、冬場を除いて1日平均400人から500人以上が訪れているかと推計しております。利用者の動向につきまして、より正確に把握することについては、研究していきたいと思っております。

なお、山頂付近トイレの件につきましては、登山道や登山口にあるトイレを近年改修いたしており、登山者にはそちらでの利用を促しております。山頂トイレの整備に関しては、多額の費用がかかることから、改修を行うことは大変難しいというふうに考えておるところであります。

以上であります。

3番（藤田直一君） 2回目の質問をさせていただきます。

今ほど、災害時における新型コロナウイルス感染対策については、町長から説明をいただきました。複数の場所の設置も検討しなければならない、また駐車避難ができる場所も検討しなければならないということでもあります。ぜひそのような対応はしていただきたいと思っております。

今、町内では、リストを見ますと22か所の施設があるわけであります。その中でも、町長が先ほど言われたように旅館、ホテル等の分散避難も確認をした中では可能であるというお話でありました。先般の全員協議会の中、私が、例えば県外からこちらに帰郷した人が万が一感染をしている場合も対処するために、せめて2週間、ホテル、旅館等の施設での宿泊も勧めたらいかがですかというお話もした経過もありますが、そのときには、施設の関係者からはそれはちょっと遠慮したいというお話だったということだったものですから、今回こういう事態の中で災害が発生したときには本当に大丈夫、分散避難が可能なのかということでお聞きしたわけですが、可能だということでもありますから、これも安心をいたしました。

ただ、この防災避難行動のタイミング、新型コロナウイルス感染症対策を考慮した避難行動は、どのタイミングで避難場所を開設して避難を始めるのか、避難する場所が増え、遠くに行く人も出てくる中で従来の田上町の防災計画の見直しも必要ではないのか、また避難者にはマスク、体温計、消毒液等の持参もしてもらわなけ

ればならないのではないのか、または避難場所の設置に当たり、これらの体温測定、手洗いの実施、発熱があった場合の申告など、基本的な衛生対応についての対策はどうか、避難者が施設に集中しないようにするにはどうか、この辺の対策も町は考えなければならぬと思いますが、この辺のお考えについて町長に2回目お伺いしたいと思っております。

その次に、心起園の問題でございます。先ほど町長が早い時期から実は把握をしていたというお話でありました。その把握した時点でなぜ見直しをしなかったのか。それは、早い時点で把握したということですから、今の新しい町長になってからではないのかもしれませんが、でも把握した時点が早い時期であったならば、なぜその時点で見直しをし、早急なる改善を図らないできて、たまたまこの新型コロナウイルスに当たってしまった。その辺について、なぜ早い時点で見直しをしなかったのか、その点について町長にお伺いをいたします。

もう一点、護摩堂山の件でございますが、いろいろとトイレについてはお金がかかるということでありました。そうですね。かかりますね。でも、私は前も言ったように、トイレは今の躯体は大変丈夫なのです。だから、改修費も町長が考えている数千万円なんて私がかからないと思っています。私、積算したわけではないのですけれども、その辺もあります。実はすばらしい頂上の見晴らしがよくなった。そして、この前も新聞に出ておりましたが、新聞によれば年間9万人が護摩堂山の魅力に取りつかれて登ってくるということですが、本当に頂上の見晴らしがすばらしい。それから、下山後の温泉が楽しみだという人、また県が実施した宿泊割引クーポンを利用して、泊まりに来たという登山客もおりましたということが日報の新聞にも出ておりました。これからはやっぱり、コロナ感染による新しい生活形態の中で、ますますこの護摩堂山の魅力はもっともっと高まっていくと私は感じております。だから、次にやることは、今度は衛生環境のやっぱり改善だというふうに私は思っています。トイレ改修に当たっては、先ほど町長言うようにお金はやっぱりかかります。しかし、トイレ改修計画を実現するためにいろいろなやり方が私あると思うのです。もう本当に潤沢な予算が町にあるわけでありませんが、しかし一つの例として知恵を出せば、クラウドファンディングの活用で、企画実現するためのお金調達もできるわけでありまして。ですから、すぐに着工しないにしても、よし、では取り組むか、計画は何年かかろうと、取りあえず取りかかろう、そしてその資金をどういう形であれ積立てをするのか、それとも理解ある人から寄附をいただくのか、そういうふうな一応基本的なスケジュールもやるのが、私はやっぱり行政の

一歩足を踏み出す一つだというふうに考えています。この辺について、ひとつお伺いしたい。

それから、先ほど正確な登山客の人数を把握するにはいろいろな登り口がありますという町長のお話で、そうです。あるのです。しかしながら、根幹は、あの護摩堂の駐車場からあの大きな登山道を登るのが恐らく9割ぐらい。よそから上がってくるのなんてほんの少ない数だと私は思うのです。ですから、把握するには、別にお金をかければあるのです。一例としてですが、来客カウンターシステムという装置があります。これは概算で30万円ぐらいでできるのです。人が通るたびにもう自動的にカチャンカチャン、カチャンカチャン、もう数を数えていくのです。一番安いので、あそこにはもう、登り口には電気が来ているわけですから、別に電気を新しく引っ張ることもありません。ですから、設置も30万円ぐらいでできる、私の概算ですよ。できるのです。それで、では何人まで把握ができるかといいますと、5桁までできるのです。ということは、9万9,999人まで一応把握ができるようになっているのです。ですから、30万円ですけれども、これらの正確な人数の把握もやろうと思えばできるわけなので、ぜひ取り組んでいただいて、この正確な来られた人数を、先ほども言いましたように、いろんな町内のこれからできる施設への輸送等、また来ていただくようなことを政策の中で検討していただければと思いますが、この辺についても町長にお伺いをしたいと思います。

以上で2回目の質問を終わります。

町長（佐野恒雄君） 藤田議員の2回目の質問でございます。

まずは、防災計画の見直しということでございます。今回、新型コロナウイルスの関係で、防災計画は見直しを求められていることはご承知のとおりでございます。昨日体育館で、今回いわゆる3密を防ぐというふうなことで、300区画確保するためのパーティションを業者から納入をしていただきました。せっかく納入をいただいても、実際にではどうやって形に作業はするのだというふうなこともありまして、各関係担当課の職員、そして主に川通りでしたでしょうか、区長たちからも、急遽のお話、急なお話だったのですけれども、おいでをいただいて、パーティションの設置作業とか、それから保健福祉課の担当課のほうで避難時の入所者の流れといいますか、そういうことについて、体験といいますか、実際にその流れを皆さんから見ただいたということでありました。当然これは防災計画、こうしたことの見直しも当然今までの防災計画にまた、見直しをしていかななくてはならないというふうに思っておりますので、それらについてはしっかりと取り組んでいきたいなど、

こう思っております。

それから、心起園の入浴時間の変更、大変利用者の方々には申し訳ないなと思っております。早い時点でというふうなお話を先ほど申し上げましたけれども、結局管理人の方々の厚意で朝の早い時間に一旦点火をして、また戻って、8時半までに勤務に就くと。ある意味非常に、点火をして現場を離れるわけですから、非常に危険な面も、防火上非常に危険でもありました。そんなことから、利用者の方々には大変時間が遅くなって申し訳ないとは思ってはおるところなのですが、今回そういう対策を取らせていただいたということでもありますので、ご理解をお願いしたいなと、こう思っております。

それから、護摩堂のトイレの問題、藤田議員からはいつもこの護摩堂のことで質問といいますか、非常に護摩堂のトイレ、護摩堂のいわゆる衛生環境の改善ということでご指摘をいただいております。私自身も本当に、せっかくあのすばらしい空気を吸いながら頂上まで行って、トイレで深呼吸もできないというような状況というのは、私自身も本当にじくじたる思いがあります。それこそ本当にお金はかかっても改善をしたいというのは、私自身の気持ちの中にはもちろんあるのですが、なかなか大きなお金がかかるというふうなことで、それこそなかなかできない状況にいるというのが現状であります。いろんな今ご提案もいただいて、クラウドファンディングの活用とかというふうなお話もございました。確かにそういう方法もあるのだろうと思います。しかしながら、またそのクラウドファンディングも決して簡単なことではないのだというふうなことも一つには聞いております。一種の寄附を募るという形なのだろうと思いますけれども、そう簡単なことではないのだというふうにも聞いてもおります。ただ、そうはいいながらも、何かそういう、そのクラウドファンディングだけではなくて、何かそうした形でいわゆる資金、財源ができるのであれば、何か考えていければ一番いいのかなというふうには思っております。

それから、護摩堂の利用者の正確な人数の把握ということでもあります。先ほども申し上げましたように、いわゆる推測で申し上げて、約年間9万人というふうなことで推測をしておるところであります。実際には正確な人数というのは把握はされておられません。今ほど藤田議員のほうから、簡単に、そんなにお金をかけなくてもそうしたことができるのだというふうなお話もございました。そうしたご提案もしていただいた中で検討していきたいなと、こんなふうに思っております。

以上であります。

3番（藤田直一君） 最後の質問でございます。心起園入浴時間の見直しについてであります。2時間入浴時間が短縮されたということで、特に先ほども言いましたように1日平均75人の人が最低でも入浴するわけです。ところが、2時間短縮になったということで、この75人がどのように入浴されているのか、いろいろ私なりに尋ねているのですけれども、しかしながらここで心配なのが、施設の入浴時間の短縮は新型コロナウイルス感染の3密をつくりやすい環境をつくっているということになってしまっているのです。町としてこの3密対策をどのようにして対応して、ならないようにするのか、その辺のお考えを町長にお伺いしたいのが1点。

もう一点。全て公共施設の目的は、町民の皆様へ安全で安心して利用してもらい、喜んでいただくことだと、そのための施設を運営しているというふうに私は理解をしています。町長がよく言われる、みんなと決める、みんなと進める、オール田上でまちづくりは、この政策スローガンは本当に町民の皆様への思いが感じられるスローガンだと私は思っております。ですから、従来どおりの10時の入浴を可能にするためには、どうすればよいのかの視点で再検討をお願いしたい。いろんな対策がありますが、ぜひこの辺についても町長のお考えを聞かせていただき、最後の質問とさせていただきます。

町長（佐野恒雄君） 心起園の入浴時間の問題、重ねて申し上げますが、本当に利用者の方々には、時間短縮という形で、大変申し訳ないかと、こう思っております。今藤田議員おっしゃられるように、そのことによって3密になってくるというふうなお話でございます。現実にはどういふふうな状況になっているのかについては、これから調査といいますか、把握をさせてもらう中で検討していければと思います。どういふ方法であればまた従来のような、10時ですか、利用できる、していただけるのか、それらについても検討してまいりたいと思います。補足といいますか、今の状況とか、もしであれば担当課のほうから説明させていただきます。

保健福祉課長（渡邊 賢君） 今、藤田議員から3密対策ということでお話がございました。今老人憩いの家「心起園」、また老人福祉センターで行っている新型コロナウイルスの感染予防と、あと3密の対策をちょっとお話をさせていただきたいと思っております。

まず、両施設とも当分の間は入浴のみと今させていただいているところでございます。あと、風邪症状のある方は来館をご遠慮いただいているという部分でございます。あとは、来館時につきましてはマスクを着用していただくと。あと、手指消毒ということで消毒液を入りに用意しておりますので、消毒をしていただい

るという状況です。あとは換気を十分に行うと。ここからなのですけれども、入浴ということで、入浴時、3つの密を防ぐということから、浴室の同時入浴の人数制限を行わせていただいております。まず、老人憩いの家「心起園」につきましては、男女各6人、心起園のお風呂広いですので、男女各6人ということで今制限をさせていただきます。それから、老人福祉センターにつきましては男女各3人ずつと、福祉センターのほうがちょっと狭いですので、3人ずつというふうに入浴制限をさせていただきます。ということで、それ以上に来られる方が当然いらっしゃいますので、入浴できるまでお待ちいただくということで、その場合はロビー等で人と人の間隔をおおむね2メートル空けていただいております。ということで、来館される皆様に、全戸配布でもお知らせをさせていただきましたけれども、施設にも貼り紙をして、管理人からもその辺をお話をしていただいているところでございます。ちなみに、管理人に伺ったところ、お昼前、2人か3人ぐらい待っているときもあると。ただ、その人たちはやっぱり2メートル間隔を空けてお待ちいただいているということで、利用者の方からは本当に理解していただいて、やっていただいているということで聞いております。

あと、お風呂のことでお話もちょっとさせていただきたいのですけれども、心起園につきましては6月2日から正午ということになっております。ただ、1日置きに水を入れ替える、衛生管理上1日置きに水を入れ替えるということで、火曜日、木曜日、土曜日、この日は水の入れ替えを行います。そうしますと、今暖かい時期ですので、11時頃にお湯が沸くという状況がございます。ただ、日曜、水曜、金曜日につきましては、残り湯ということで前のお湯が残っています。ですので、多少、まだ温かい状況ですので、大体10時頃もう沸くという状況がございますので、正午からには今のところしておりますけれども、心起園の貼り紙につきましては、正午よりも前に入れる場合もございます。それと管理人から早く入れるときもありますよということでご来館いただく方にはお話をさせていただいているところでありますけれども、ただ時間が何時ということにははっきりちょっと、申し訳ありません、言われませんので、ちょっと早く入れることもありますよということで、来館される方には周知をさせていただいているところでございますので、よろしく願いいたします。

議長（熊倉正治君） 藤田議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。

午後2時56分 休 憩

午後3時10分 再開

議長（熊倉正治君） それでは、再開いたします。

それでは、本日最後の一般質問、4番、渡邊議員の発言を許します。

（4番 渡邊勝衛君登壇）

4番（渡邊勝衛君） 議席番号4番の渡邊です。一般質問をさせていただきます。

3月の定例会の冒頭の挨拶の中で話をさせていただきました新型コロナウイルス感染は、その後も衰えを見せず、世界中で感染を続けております。国内の死者は、15日現在で、横浜クルーズ船を含めて全国で946名、重症者が72名で、死者が1,000名を超えようとしております。新型コロナウイルスの感染者が県内で最後に確認されてから、この15日で1か月がたちました。田上町も町民の皆様のおかげで感染が出ておりませんが、今後は第2波に備え警戒継続をお願いしたいと思っております。

6月5日には、北朝鮮による拉致被害者、横田めぐみさんの父、滋さんが87歳で亡くなりました。安倍総理も最重要課題とされておりましたが、滋さんは、めぐみさんに再会果たせぬまま亡くなっております。心よりご冥福をお祈りいたします。私も忘れられない拉致。11月15日の県民集会には5回参加させていただき、署名活動をしてまいりました。特に平成30年には拉致問題担当大臣を兼務する菅官房長官も出席し、政府として拉致問題の解決に全力で取り組む姿勢を強調しました。しかしながら、いまだに拉致問題は解決されていません。5日の夜には安倍総理も「全力で尽くしてきたが、実現できなかったことは断腸の思い。本当に申し訳ない」と述べております。夫、滋さんは愚痴も言わず、弱音も吐かず、本当に強い人だったと妻の早紀江さんがかみしめるように語ったとのこと。めぐみさんは必ず取り戻すと夫に誓ったそうです。一日も早く拉致問題を解決していただきたいと思えます。

今回は3つのテーマです。1番目は、新型コロナウイルスについて、2番目は清掃センターについて、3番目はAEDについて町長に尋ねます。

1番目の新型コロナウイルスについて。昨年12月に中国の武漢で新型コロナウイルスが発生して以来、感染は世界中に広がりました。2月29日には新潟市秋葉区の男性が県内初の新型コロナウイルスの感染者確認のニュースが流れました。3月2日には加茂市の男性が、県内2人目の新型コロナウイルス感染者確認の発表がありました。町も新型コロナウイルス対策連絡調整会議設置から始まり、新型コロナウイルス感染症警戒本部に移行。その後は対策本部に移行と、多くの課題を抱えて

の作業、大変ご苦労さまでした。感謝しております。県内では15日間、当時ですね、新型コロナウイルス感染者が出ていませんでしたが、3密を守って続けていただきたいと思います。

新型コロナウイルス感染は、リーマンショック、東日本大震災を上回る戦後最大の緊急事態であると思います。3月3日から小中学校の臨時休業、幼稚園の登園自粛と、子どもたちにとっては学年のまとめ時期と重なって大変ショックだったと思われる。学校行事の延期、内容の変更で年度末を終えた令和元年度であったと思われる。

令和2年度は、小中学校の入学式及び竹の友幼稚園入園式は無事に終了しました。ところが、新型コロナウイルス感染者は増加の一途をたどり、新型コロナウイルス感染症に関し、政府は4月7日、東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、大阪府、兵庫県、福岡県の7都府県に緊急事態宣言を発令しました。4月8日には、町も町民の皆様へのお願いとして、緊急事態宣言が発令された区域への不要不急の往来は厳に控えていただきますようお願いいたします。緊急事態宣言が発令された区域から、就職、転勤、進学、出張帰り、冠婚葬祭などで帰省された場合には、2週間程度自宅待機をしてくださるようお願いいたします。緊急事態宣言が発令された区域からやむを得ず帰省された場合、ご家族などで同居されている方々は、ご自身の健康観察を徹底していただき、少しでも体調に不安を感じた場合は外出を控え、速やかに新潟県帰国者・接触者相談センターにご相談ください。以上の3点を最大限の水際対策として町民にご理解とご協力を重ねてお願いしております。その後、4月16日に新型コロナウイルス緊急事態宣言対象が全国に拡大され、翌17日には、新潟県教育委員会より、市町村教育委員会に臨時休業の措置等で感染予防を推進する旨の依頼が来ております。それにより、再度、感染症防止に向け、小中学校が4月25日より5月10日まで臨時休業となっております。臨時休業期間中の児童生徒の健康観察についても説明されております。一年中で一番気候のよい、家族と旅行ができるゴールデンウィークは全てキャンセルとなってしまいました。小中学校も11日から分散登校で始まり、昼食前に下校、18日からは午前授業、昼食後に下校と、変則的ではありましたが、生徒も元気で通学しておりました。町も特別定額給付金から始まり、多くの給付金、交付金に対応しなければなりませんでした。

政府は、5月25日に東京など5都道県の緊急事態宣言を解除しました。県では、解除後の対応について協議する第2回新型コロナウイルス感染症対策専門家会議を同日夜県庁で開き、新型コロナウイルス感染症第2波感染拡大に備え、県独自の対

策基準を決定しております。国が示す新しい生活様式を実施し、気を緩めずに暮らしたいと思えます。

1 番目といたしまして、梅雨などで水害が起こりやすい時期を前に、県と市町村は、災害時の住民避難が新型コロナウイルスの感染拡大につながらないように、避難所の運営方法の見直しに着手しました。その内容について町長に尋ねます。

2 番目、新型コロナウイルスの緊急経済対策として1人当たり10万円を配る特別定額給付金について、作業の進み具合について町長に尋ねます。

3 番目、新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐために行われた臨時休校によって、新潟市を除く県内の小中学校で平均87時間ほど学習の遅れが生じております。町の対応について町長に尋ねます。

4 番目、4月15日より同報系デジタル防災行政無線の運用を開始しております。本日から毎週水曜日午後5時に町内一斉の試験放送をいたします。どうぞよろしくお願ひいたしますと町長は呼びかけられましたが、新型コロナウイルスについての話は、残念ながら一回も聞いていないとの町民からの話があります。緊急事態宣言が発令されていた時期でした。なぜ防災無線を有効活用しなかったか町長に尋ねます。

5 番目、一次補正で1兆円を確保した自治体向け交付金は、二次補正で2兆円増額されます。国は6月12日までの成立を目指していますが、今後の対応について町長に尋ねます。

次に、清掃センターについて。清掃センターは、加茂市・田上町消防衛生保育組合が田上町原ヶ崎新田地内で、敷地は9,637平米で、施設規模は60トン、稼働時間は16時間で、2炉ありますので、1台は30トンです。建設年度は、着工が昭和54年の7月、竣工が昭和55年10月で、改造が平成10年12月から平成11年5月に実施されております。設計施工は三機工業株式会社で、処理方式は准連続燃焼式焼却炉であります。

今年の4月には、1号炉について通常修繕を実施する予定で業者が確認したところ、炉体天井部分の鉄板にたわみが生じ、耐熱タイル崩落のおそれがあることが確認されたため、急遽1号炉を停止し修繕が必要となり、補修工事を実施しております。私も4月17日、現場を見せていただきました。補修工事は完了してはいたしましたが、やはり非常に危険な状態で1号炉は使用していたと思えます。

本施設は、稼働開始から39年、改造工事からは20年が経過しています。施設状況についても、施設全体の損傷、劣化が著しく、処理機能にも影響を及ぼしていると

思います。本来の機能が発揮できていないから、野積みを実施しなければなりません。改善のためには大規模な整備を実施する必要がありますが、施設そのものの劣化も激し過ぎる。昨年5月までの管理者が不具合の部品だけの交換しかしなかったため、多数の機器において損傷、劣化状況が著しいと見た目で見分かります。定期点検でもダイオキシン類が法基準を超過していると思われ、それに付随して作業環境もよくないと思われまます。

稼働開始から39年。炉の形式が旧式化していることで、本施設は機能の改善ができないと思われまます。測定結果が法基準を超過すれば運転の停止も予想されまます。建屋に関しては雨漏りがあり、ケーブルにビニールシートをかぶせて応急対策を実施。漏電の危険も伴っているのが現状であります。今後は処理の継続がより困難になると考えられまます。これからは新施設の建設もしくは委託処理を行うなどの計画を早急に立案していくことが必要となりまます。町民が一番心配しているのが清掃センターであり、町も情報提供していかねばならないと思っております。

質問といたしまして1番目に、今年の4月実施された1号炉の炉体天井部分の鉄板にたわみが生じ、耐熱タイルの崩落のおそれがあることが確認されておりましたが、原因はどこにあるか町長に尋ねまます。

2番目、町長は町民にきれいな空気を提供するため、清掃センターを改修、新設しまますと公約されて選挙に出ておりましたが、現時点での今後の計画を尋ねまます。

3番目、最近のダイオキシン類濃度検査の数値と法令等の検査頻度について町長に尋ねまます。

4番目、作業環境測定結果においては、どのようなチェック方法で行っているか町長に尋ねまます。

5番目、過去5年間の補修費と改造状況について町長に尋ねまます。

次に、AEDについて。日本では、8分に1人が突然死しておりまます。突然死とは、急に起こった何らかの症状により意識を失い、死に至ることです。発症から24時間以内の予期せぬ内因性の死で、単純計算で1日200人が突然死で亡くなっておりまます。今この瞬間にも悲しい出来事が起こっており、しかも年々増え続けているという事実です。その中で50%が何の前触れもなく心停止してまます。

突然の心停止では、心室細動と呼ばれる不整脈がほとんどのことす。心室細動とは、心臓がぶるぶると秩序なく震えており、心臓が機能していない症状のことす。15秒で意識消失、数分で脳をはじめとする全身の細胞が死んでいきまます。予測できる心停止の例として、冬季の入浴と激しい運動です。冬季の入浴は、体温

の急激な変化が心臓に負担をかけるために心停止に至ることがあります。激しい運動では、持久走などの心臓に負担のかかる運動をしたときは、ハイリスクだと覚えていただきたいと思います。若年層にありがちのことです。

予測できない心停止は、その後の迅速な救命処置で死を防ぐしかありません。一般の町民が突然の死を目撃した場合、やるべきことは3つあります。最初に、119番通報、救急車の手配となります。その後、胸骨圧迫ということで心臓マッサージになります。あとはAEDの使用による電気ショックです。救命の可能性と時間経過では、心臓停止後3分で死亡率が約50%、呼吸停止後10分で死亡率が50%、多量出血で死亡率50%です。心臓停止は1分経過で10%救命率が低下しますので、救急隊の到着を待ってからの救命は10%も救命できないそうです。救急隊が到着する前に処置をすれば助かる確率が2倍になります。つまり、医師でない人が処置をして救命率が2倍近くに上がる医療行為はほかにないそうです。個人の知識と行動次第で助けられるなら、やらない理由はありません。心臓マッサージもAEDに比べれば簡単。やる気があれば誰でもできます。心臓マッサージで救命率は2倍になります。家族や大切な友人、隣人が倒れた場合に備えて覚えていただきたいと思います。

AEDは全国に60万台設置されており、これは世界の中でも進んでおります。心停止は、ほとんどが心室細動から始まります。理論として、意識が消失し、心室細動が始まってからすぐにAEDで電気ショックを行えば、心臓を元のリズムに戻すことができます。1分経過するごとに10%助かる確率は低下します。やはりAEDも時間との勝負です。居合わせた一般の人がAEDを用いることが救命率を上げる第一歩になります。AEDの数自体は増えているので、いかに電気ショックをかける人を増やすかが救命率を上げる上での大きな問題となっております。家族や大切な友人、隣人が倒れた場合に備えて覚えていただきたいと思います。本田上地区も平成26年の9月21日の防災訓練時に、加茂地域消防署救急係のご協力の下、救命入門コースを開催し、皆さんから喜ばれております。

それでは、質問といたしまして1番目は、田上町に設置されている民間を含めてのAEDの全体数を町長に尋ねます。

2番目、職員の過去5年間の講習実績を個人別と職場別で町長に尋ねます。

3番目、心肺蘇生法、AEDは、小学校高学年、中学校、高校と繰り返し教えるのに必須科目にすべきと思いますが、町長に尋ねます。

4番目、心肺蘇生法、AEDが処置できる人を増やすにはどのような対策が必要か町長に尋ねます。

これで1回目の質問を終わります。

(町長 佐野恒雄君登壇)

町長(佐野恒雄君) それでは、渡邊議員の質問にお答えいたします。

はじめに、新型コロナウイルスについてお答えします。1点目の避難所の運営方法の見直しにつきましては、先ほど藤田議員の質問に回答したとおり、避難所の開設に当たり、密閉、密集、密接のいわゆる3密を防ぐ対策として、少しでも避難者の分散が図られるよう、複数箇所の避難所を開設することとし、状況によっては小中学校の空き教室の利用や、車中避難等もできるよう小中学校のグラウンドの開放も考えております。

一方で、町民の皆様には避難行動の確認を周知し、密集を避けるため、安全な場所への在宅避難や親戚、知人宅への縁故避難を呼びかけ、避難者の分散化を図ります。また、避難所内の衛生環境の確保に努め、避難所内に感染者などが出た場合は、避難所内の専用スペースで一時的に待機をしてもらい、三条保健所や医療機関に受診を依頼いたします。

2点目の特別定額給付金の進捗状況については、5月中までに対象世帯の91.2%に当たる3,834世帯の皆様へ、金額にして10億6,520万円をお渡しすることができました。本日6月17日までは、対象世帯の97.1%に当たる4,084世帯へ、金額にして11億2,620万円の振込を終えております。今後は、申請されていない方への再勧奨を行ってまいります。

4点目の防災行政無線を有効活用についてであります。防災行政無線により新型コロナウイルス感染症拡大防止の注意喚起をお願いする私からの放送は、4月22日の夕方の1回だけでありました。防災行政無線は、緊急時に町民の皆様へ瞬時に情報を提供するものであります。長い文章を放送することは、聞き取りづらいこともあり、コロナ感染症に関しての注意喚起等の周知にはあまりそぐわないと判断し、文書による全戸配布の方法を中心としてきました。

5点目の国の二次補正に対する今後の対応につきましては、国の補正予算は6月12日に成立いたしました。今のところどの程度交付金が配分されるのか確認はできておりません。交付金の制度や算定方法等が一次補正と同様な取扱いなら、先日の全員協議会で説明したとおり、地方創生臨時交付金の事業計画書に掲載した事業だけで既に交付金を上回っておりますので、二次補正の計画書への振り替えを行い、今議会で提案させていただきました一般会計補正予算の施策も計画書に盛り込むこととして、施策の必要性和町の財政力も考慮した上で、新たな施策について検討し

ていきたいというふうに考えております。

次に、清掃センターについての質問にお答えいたします。1点目の1号炉の炉内天井部分のたわみの原因につきましては、やはり経年劣化によるものと考えております。そのため、2点目の質問に対する答えとなりますけれども、さきの予算委員会で説明したとおり、加茂市・田上町消防衛生保育組合において、今後のごみ処理の方向性や施設の在り方などの基本的な考え方をまとめる必要があるために、令和2年度、令和3年度の2か年の計画で、ごみ処理施設整備構想と一般廃棄物処理基本計画の策定に着手し、令和3年度中に策定する予定であります。今のところ、構想と計画に必要な過去のごみの排出量などの基礎資料をそろえるなど、町でも作業を進めておまして、今後の計画については、それらが策定された後に明確になりますので、いましばらく時間をいただきたいと思っております。なお、その内容につきましては、随時町民の皆様にお知らせしてまいります。

3点目のダイオキシン類濃度検査の関係ですが、ダイオキシン類対策特別措置法において毎年1回以上検査が義務づけられております。直近で1号炉は、令和元年6月3日に測定した結果、5.0ナノグラム以下という基準値の範囲内の1.60ナノグラムでした。2号炉は、令和元年6月26日に測定し、基準値を超える16.0ナノグラムであったため、設備の一部修繕を行い、再度、令和元年7月30日に測定した結果、基準値の範囲内の2.3ナノグラムに収まりました。

4点目のダイオキシン類等の調査に関わる作業環境測定ということですが、加茂市・田上町消防衛生保育組合では年2回測定調査を実施し、その測定結果から、職員の暴露を抑えるため、安全に配慮し、保護具の着用を義務づけて作業に当たっているということです。

5点目の過去5年間の修繕料の関係につきましては、平成26年度は5,876万円、平成27年度6,237万円、平成28年度6,358万円、平成29年度5,717万円、平成30年度は5,260万円であり、修繕箇所は、燃焼室あるいはガス冷却室等の修繕が主なものであり、いずれも機能維持のための修繕であり、機能を高めるための改造ということではないということです。

最後に、AEDについての質問にお答えいたします。1点目の田上町に設置されているAEDの全体数につきましては、全国AEDマップによると、学校関係が4か所、医療福祉施設が8か所、事業所が7か所、その他公共施設が16か所、合計35か所に設置されていることになっております。

2点目の職員の過去5年間の講習実績につきましては、平成27年度は59人、平成

28年度は24人、平成29年度は44人、平成30年度は62人、令和元年度は4人であり、いずれも竹の友幼稚園の職員による受講でありました。町職員全体の講習会は平成26年度に行っており、73名が受講いたしました。

4点目の心配蘇生法、AEDが処置できる人を増やす対策につきましては、加茂地域消防署の協力を得ながら、自主防災組織連絡協議会や防災士フォローアップ研修会等の機会を捉えて、各地域においても住民も交えた形の講習会が実現できるように呼びかけてまいります。

なお、学校関係の質問につきましては教育長に答弁させます。

(教育長 安中長市君登壇)

教育長(安中長市君) それでは、渡邊議員の質問にお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症対策の臨時休業での学習の遅れの町小中学校の対応についての質問ですが、小嶋議員の質問への答弁でも説明いたしましたが、3月の臨時休業に続き、4月25日から5月10日まで再び臨時休業になり、次の1週間は分散登校、次の1週間は、小学校は給食後下校となり、小学校、中学校で通常の授業が再開されましたのは5月25日になりました。各市町村での対応が違っていたので、遅れの時数も市町村によってそれぞれになりました。私の試算ですと、県央の見附、三条、加茂の遅れは平均で56時間程度だと思われまます。田上町では、1年生が約40時間、6年生が約60時間、中学校では約50時間の授業の遅れですので、田上町は県央の平均とほぼ同じだというふうに考えております。今年度は、小学校も中学校も1学期の授業を7月31日まで実施することにいたしました。また、1学期の行事だけでなく、2学期の前半の行事も見直し、縮小を検討してまいります。

もう一つ、心肺蘇生法、AEDの必須科目化についてです。必須科目化につきましては、議員がおっしゃっておられますように、AEDの重要性については十分理解しているところであります。現在、小中学校の保健の授業の中でAEDについての学習が盛り込まれています。小学校5年生では、けがの防止、けがの手当てに関連して胸骨圧迫とAED、中学校2年生では、けがの防止と応急手当の中に心肺蘇生法でAEDについての意義と使用法を学習しています。児童生徒を対象とした救命救急法の講習は、授業時数の関係で現在は行われていませんが、教職員は毎年、消防職員等を講師としたAEDの実習を含めた救命救急実施講習を行っています。また、PTAを対象とした実技講習もプールの授業の前に行っています。

以上です。

4番(渡邊勝衛君) それでは、新型コロナウイルスについて、2回目の質問に入らせ

ていただきます。

三条市は、新型コロナウイルスの感染拡大を踏まえた地域防災研修会を開催しました。3密に向けた避難所の開設や、自宅2階への垂直避難呼びかけなど、ウイルス感染防止を最優先とした市の行動指針について説明がありました。研修会は各地域の自治会長や民生委員が対象で、例年市内5地域で5回開催しているが、今年は、参加者の接触を避けるため、各地域2回ずつの計10回として開催されております。今月の3日には、市総合センターを会場に、本成寺地域などの自治会長ら約30人が参加。避難所でのウイルス対策について、1人当たりの広めのスペースの確保、発熱した人がいる場合のゾーニング、入り口での手指消毒の徹底などを解説しております。垂直避難が有効な地域かどうか、市のハザードマップを把握することや、親戚や友人宅など別の避難先確保など、ウイルス感染防止に重点を置いた対応も呼びかけております。三条市も15年前の7.13水害で大きな被害を受け、災害には敏感です。ウイルス感染を避ける行動を取るためにも、市はちゅうちょせず避難所を開くなど、早めの対応をしてほしいと自治会長が要望しております。その後、7.29水害と災害に遭っているため、即対応が取られております。そして、行動に移っております。

本田上地区も、先月ですか、地区の自主防災会議では、6月の会議のテーマとして、要支援者救援方法について民生委員の方々と検討されることが決定しております。先ほど町長から話がありましたように、ハザードマップが4月の第4に、そして先週ですか、災害の危険が迫ったら迷わず避難ということで保存版が各家庭に配布されております。やはりこの2つを各家庭に配っていただけでは駄目だと思います。それは、やはり田上町には自主防災会というしっかりした会がございますので、そこらでやはり各自主防災会の会長に説明して、それから各地区に帰ってもらって地区の方に説明する、そしてそれが防災訓練につながるような状態に持っていかなければ駄目かと思っております。これからも各地区の自主防災会がある程度同一歩調でレベルが上がるようになるには、やはりそれが一番重要かと思えます。地区によっては全く自主防災会を会合されていない地区もあると聞いております。先ほど言いましたように本田上は大体月1回、第4木曜日にやっておりますので、年間10回から12回ぐらい開催するわけですので、そこに大きな差異が出てきますので、やはりこれからその中身の修正といいますか、町の各地区の自主防災会のレベルアップをお願いしたいと思います。

あと、先ほど1人当たり10万円を配る特別定額給付金、これに関してはやはり非

常に田上町もスムーズにいったかと思います。それに関して、一応個人の郵送での申請とオンラインでの申請の比率が分かりましたら聞かせていただきたいと思います。

あと、小学校のほうの関係の話、小中学校の関係の話でございますけれども、小学校1年生が40時間、6年生が60時間、中学生が50時間ということで教育長から話がありました。これから来月になれば、本当であればもう7月27日頃から夏休みが始まるわけなのですけれども、この1週間がやはりその時間に充てられまして、31日までの授業となったわけでございますけれども、その5日間の授業でこの遅れは大体解除できるのか、そこらあたりをまた教育長のほうからということでお願いしたいと思います。

あとは、清掃センターについてでございますけれども、まず1番目の今年の4月に実施された1号炉の炉体天井部分の関係でございますけれども、これ耐熱タイルの崩落があるということは、やはり燃焼温度が上がっていたのではないかと思います。普通大体900度と言われてますよね。その燃焼温度がどのくらいまで上がってタイルが崩落しようとしたのか、もし分かりましたら担当の課の課長からお願いしたいと思います。

あと、2番目、清掃センターの件でございますけれども、午前中にも関根議員のほうから話がありました。今コンサルタントをお願いして、契約をして、これから審議を進めていくということでございます。それに関しては、やはり町民も多く待っているかと思しますので、よろしくお願ひしたいと思います。

3番目のAEDの関係でございます。非常にやっぱり多くの、田上町で35か所にAEDがあると聞いておりますけれども、やはり今後、昼間ばかりではなくて夜も使われる時間帯というのを考慮しながら、少しでもやはり突然死する人をなくしていかなければならないかと思しますので、今後また大いにこのレベルを上げていただきたいと思しますので、よろしくお願ひします。

職員の過去の5年間の講習実績は聞きました。数字的には非常に私、上がっているのではないかと思います。特に竹の友幼稚園のほうでは、やはりこれが必要になってくるかと思ひます。あとは、加茂地域消防署のほうからいろいろ検討していただきまして、私はやっぱり小学校高学年、中学校、高校と、1年に1回で結構です。必須科目にしていただきまして、やはりこれからの世代の子どもたち、そして中学生でありますので、何とかここに、やっても3時間か4時間ぐらいで1回の講習でございます。それが例えば学校で事故があった場合、家庭で事故があった場合、こ

ここにAEDがあるのだよというような状態で町から発信していただければ、やはり少しでもそのほうに目が向くのではないかと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それで私2回目の質問を終わります。

町長（佐野恒雄君） 自主防災組織のレベルアップ、活用ということでご提案いただきました。先ほど藤田議員のときにもお話をさせてもらいました。昨日実はそうした新しい、コロナ対策を踏まえた災害対応ということで、デモンストレーションといひますか、川通りの区長、突然でありましたので、川通りの区長たちからおいでいただいて、実際のパーティションによる区画づくりを経験をしていただいたということであります。確かにこの自主防災組織、各地区によってかなり温度差があるのは確かです。そうした中で、昨日のようなそうしたデモンストレーションといひますか、そんな形で各地区でまたお願ひをできれば大変いいのかなと。そうしたことによって、その自主防災組織のレベルアップが図っていければいいのかなというふうにご考慮しておるところであります。

それから、清掃センターのいわゆる天井部分の落下といひますか、それについては、先ほども申し上げました経年劣化によるものなのだろうと思ひます。温度上昇ということも原因としてそれはあるのかもしれませんが、いわゆる経年劣化によるものというふうにご捉えておるところであります。

私の関係のところでは以上であります。

教育長（安中長市君） 夏休み1週間縮めさせていただきました。実質には5日間になるのですけれども、5日間多く授業することによって、小学校1年生で21時間、中学校ですと29時間授業が多くやれると思ひていひます。先ほど私がお話しした時数には足りないのですが、あとは授業のやり方の工夫と、2学期の行事をやっぱり縮小したりしながらそれを埋めていきたいと思ひておひます。

以上です。

総務課長（鈴木和弘君） それでは、先ほどの定額給付金の関係のオンラインと郵送の数でございますが、郵送が4,042世帯、それからオンラインが42世帯。先ほど町長申し上げました。今日現在4,084世帯の内訳になります。

以上です。

4番（渡邊勝衛君） それでは、3回目の質問をさせていただきます。

これから出水期というふうな状態の時期を迎えるわけでございます。これから避難するということが、なければいいのですが、やはりあるという可能性はこ

れから多々出てくるのではないかと思います。できる限り、避難をするような状態が出てきたら、遅れることなく対応していただきたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

あと、やはり各市町村では今いろいろと防災訓練をやっております。佐野町長も来年田上町で、6年ぶりですか、防災訓練をやるという話をしておるわけでございます。前回のときは1年前ぐらいからもう皆さんに説明していたという記憶もございいます。それは今町民課長である田中当時の総務課長補佐のほうよく分かっているかと思えます。そこらも遅れないような状態で来年の防災訓練のために頑張っていたいただきたいと思いますので、よろしくお願い致します。

あとは、清掃センターの関係でございます。私は、今一番金をかけなければならぬのはやはり清掃センターだと思っております。特に最近は三条市、新潟市、そして昨年見附市ということで、清掃センターは新しくなりました。今後清掃センターをどのような状態にするかは、これからまたコンサルタントと話をしながら進めていくかと思えますけれども、やはりあの状態で何年も炉がもつとは私思っておりません。非常に外から見ても危険だし、中に入るとなご危険というのがよく分かります。それはやはり皆さんから意識を同じにさせていただきまして、今後対応していただければいいかと思えますので、よろしくお願い致します。

最後になりましたけれども、来年開催されます防災訓練における町長の決意を聞かせていただきまして、一般質問を終わらせていただきます。

町長（佐野恒雄君） 来年は当然そうした防災訓練の実施しなくてはなりません。その準備もしっかりとやっていかなければならないと、こう思っております。もちろんそれもそうですが、今出水期を迎えました。日頃からそうした緊張感を持って、災害、そうした不安なければ一番いいのですけれども、そうしたものにしっかりと備えていきたいなど、こう思っております。

議長（熊倉正治君） 渡邊議員の一般質問を終わります。

以上で本日の議事日程は全部終了いたしました。

これで本日の会議を閉じます。

これをもちまして本日は散会といたします。

大変ご苦労さまでした。

午後3時58分 散会

別紙

令和2年 第4回 田上町議会（定例会）議事日程			
議事日程第1号 令和2年6月17日（水） 午前9時開議			
日程	議案番号	件名	議決結果
		開会（開議）	
第1		会議録署名議員の指名	3番 4番
第2		会期の決定	9日間
第3		諸般の報告	報告
第4	報告第7号	令和元年度田上町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について	報告
第5	報告第8号	同年度田上町一般会計継続費繰越計算書の報告について	報告
第6	報告第9号	県央土地開発公社事業計画書及び事業報告書の提出について	報告
第7	同意第2号	田上町監査委員の選任について	同意
第8	同意第3号	田上町農業委員会委員の任命について	同意
第9	同意第4号	田上町農業委員会委員の任命について	同意
第10	同意第5号	田上町農業委員会委員の任命について	同意
第11	同意第6号	田上町農業委員会委員の任命について	同意

日程	議案番号	件名	議決結果
第12	同意第7号	田上町農業委員会委員の任命について	同意
第13	同意第8号	田上町農業委員会委員の任命について	同意
第14	同意第9号	田上町農業委員会委員の任命について	同意
第15	同意第10号	田上町農業委員会委員の任命について	同意
第16	同意第11号	田上町農業委員会委員の任命について	同意
第17	同意第12号	田上町農業委員会委員の任命について	同意
第18	議案第29号	道の駅たがみの設置及び管理に関する条例の制定について	付託
第19	議案第30号	田上町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について	付託
第20	議案第31号	田上町公民館条例の一部改正について	付託
第21	議案第32号	田上町交流会館条例の一部改正について	付託
第22	議案第33号	田上町国民健康保険税条例の一部改正について	付託
第23	議案第34号	道の駅たがみの指定管理者の指定について	付託
第24	議案第35号	田上町道路線の認定について	付託
第25	議案第36号	田上町道路線の変更について	付託

日程	議案番号	件名	議決結果
第26	議案第37号	下吉田川No. 1雨水調整池整備工事請負契約について	付託
第27	議案第38号	令和2年度田上町一般会計補正予算(第4号)議定について	付託
第28	議案第39号	同年度田上町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)議定について	付託
第29	議案第40号	同年度田上町介護保険特別会計補正予算(第1号)議定について	付託
第30	議案第41号	同年度田上町水道事業会計補正予算(第1号)議定について	付託
第31		一般質問	
		散会	

第 2 号

(6 月 18 日)

令和2年田上町議会
第4回定例会会議録
(第2号)

-
- 1 招集場所 田上町議会議場
- 2 開 会 令和2年6月18日 午前9時
- 3 出席議員
- | | | | |
|----|---------|-----|--------|
| 1番 | 小野澤 健一君 | 8番 | 椿 一春君 |
| 2番 | 品田 政敏君 | 9番 | 熊倉 正治君 |
| 3番 | 藤田 直一君 | 10番 | 松原 良彦君 |
| 4番 | 渡邊 勝衛君 | 11番 | 池井 豊君 |
| 5番 | 小嶋 謙一君 | 12番 | 関根 一義君 |
| 6番 | 中野 和美君 | 13番 | 高橋 秀昌君 |
| 7番 | 今井 幸代君 | | |
- 4 欠席議員
なし
- 5 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の氏名
- | | | | |
|--------|-------|----------------|-------|
| 町 長 | 佐野 恒雄 | 産業振興課長
補 佐 | 近藤 拓哉 |
| 副町長 | 吉澤 深雪 | 町民課長 | 田中国 明 |
| 教育長 | 安中 長市 | 保健福祉課長 | 渡邊 賢 |
| 総務課長 | 鈴木 和弘 | 会計管理者 | 山口 浩一 |
| 地域整備課長 | 時田 雅之 | 教育委員会
事務局 長 | 小林 亨 |
- 6 本会議に職務のため出席した者の氏名
- | | |
|--------|-------|
| 議会事務局長 | 渡辺 明 |
| 書記 | 中野 祥子 |
- 7 議事日程
別紙のとおり
- 8 本日の会議に付した事件
議事日程に同じ

午前9時00分 開 議

議長（熊倉正治君） 改めましておはようございます。これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は13名であります。よって、定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

本日の議事日程は、お手元に印刷・配付しております議事日程第2号によって行います。

これより議事に入ります。

日程第1 一般質問

議長（熊倉正治君） 日程第1、一般質問を行います。

通告順に順次発言を許します。

最初に7番、今井議員の発言を許します。

（7番 今井幸代君登壇）

7番（今井幸代君） 皆さん、改めましておはようございます。議席番号7番、今井でございます。

まずもって執行当局におかれましては、これまでの間、日々変わります新型コロナウイルスの感染状況下の中で様々な対応に努力をいただきましたこと、感謝申し上げます。とりわけ事務負担の大きい特別定額給付金においてもスムーズな処理をしていただきまして、大きな混乱を招くこともありませんでした。町の独自支援においても、議会の申入れ後、迅速な対応があり、町の方からも感謝の言葉を聞いております。

それでは、早速ではございますが、一般質問に入りたいと思います。私は、今回新型コロナウイルス対策について、町内学校、町民体育館の防虫、防鳥対策について、そして特別支援学校に通う子どもたちの通学支援について、以上3つのテーマで町当局の見解を伺いたいと思いますので、よろしく願いいたします。

まず最初に、新型コロナウイルス対策における中小、小規模企業に対する支援についてです。これまで事業所の支援策としては、国、県では主に持続化給付金、雇用調整助成金、各種融資制度の拡充、各種税制措置、休業協力金、町独自の支援策

としては、雇用調整助成金の申請経費助成、事業継続緊急支援金、信用保証協会保証料助成、源泉使用料の減免、下水道使用料の源泉分の減免、そしてプレミアム飲食券、商品券等の発行を実施してまいりました。そして、先般6月2日の全員協議会において湯田上温泉への独自支援策が示され、今議会においても補正予算の中に組み込まれております。湯田上温泉に関連する町内事業者も多く、湯田上温泉への誘客による消費循環を喚起していくということは、重要であるというふうに捉えております。

一方で、他業種における追加支援策は、具体的なものはまだ見えてはおりません。昨日の一般質問の答弁では、財政状況を見ながら追加支援策を検討したいとの答弁がありました。国の第二次補正においては、家賃支援給付金が創設され、今後事業実施がされていくと思いますが、町内の実態で言えば、この対象となるテナント事業者、賃貸物件を借りて事業を行う事業者より、店舗建設を行い自己所有物件として事業を行う事業者のほうが多いのではないのでしょうか。国の家賃支援給付金では、事業継続の下支えとしての固定費抑制、この支援が受けられません。また、どのような業種においても感染防止対策が必須となり、各対策には追加的なコストがかかることに加えまして、特に飲食業では十分な客席の間隔確保や利用人数制限等は実質的な客席数を減少させる要因となり、清掃、消毒、換気、これらの徹底は回転率を下げる要因となります。収益性が悪化し、事業継続には非常に厳しい環境が続きます。町としても新型コロナウイルスによる経済的な影響、そのダメージが大きい飲食業や代行業、一般貸切り旅客自動車運送業などを含むこれらの事業所への引き続きの支援が必要であるというふうに考えます。もちろん長期的に見れば、事業者自身が新型コロナウイルス対策は数年続くと見通し、この環境下でも健全な経営ができるよう事業者自身が、収益モデルの見直しを行うことが重要であるということも言うまでもありません。しかしながら、短期的には事業継続のための車両維持経費や備品リース、店舗建設時のローン返済など、固定費抑制支援が非常に重要であり、町として実施していくべきではないかと考えます。

また、プレミアム飲食券や商品券は非常に大きな反響があり、いずれも即日完売となりました。プレミアム飲食券においては、対象店舗で飲食券を持った方々の来店や、新規のお客様が来られるというような来店動機につながっていると事業所からは非常に好評の声を聞いております。昨日の町長のご答弁では、有効期限が切れる頃に利用実績等を見て検討していきたいとのことでしたが、その認識でお間違いではないのでしょうか。販売方法や購入ルール、今回の販売状況で見えた課題をしっかりと

と精査をいたしまして、追加発行をしていくべきだと考えますし、その実施可否の判断はいつ頃されるというふうに捉えていけばよろしいでしょうか。町長の見解を伺います。

そして、昨日も感染予防対策を講じながらの災害対応、主に避難所運営についての議論がありました。おととい避難所設営としてパーティションの設置などを含めた、一連の流れを確認したということをおっしゃっていただきましたが、併せて防災計画の見直しの必要性、避難所運営マニュアル、これらの見直しも図れるべきというふうに考えております。これら避難所運営マニュアルの改善、見直し等、どのような対応になるのかお聞かせください。

2つ目のテーマですが、町内学校、町民体育館の防虫、防鳥対策について伺います。これまでもスズメバチや夜間時における大量の虫などの侵入を防ぐため、学校や体育館へ網戸設置を要望する声がありましたが、その実施のためにはレールの張り替えやそのための足場設置など、必要経費が非常に大きくなるということから、断念せざるを得ない状況であったというふうに考えております。普通教室には網戸が設置されているものの、廊下や特別教室、体育館には設置がされておらず、特に中学校はやぶが隣接することもあり、スズメバチが教室に侵入する事案が毎年発生をし、その発生時期も早期化しております。私自身も5月、そして今月6月と、スズメバチが授業中に入ってきて不安、怖い、授業に集中できないという相談を受けております。スズメバチは、刺されて重症化すればアナフィラキシーショックを起こし死亡することもあり、その危険性は言うまでもありません。安心して学習に取り組める環境整備として、窓の外側への網戸設置ではなく、防虫、防鳥、これらを目的とした網戸シートの設置等で学校環境が大きく向上するというふうに考えます。皆様方に事前に配付した参考資料、これは2014年7月に実施されました第67回北海道公立小中学校事務研究大会における報告書になります。この中に、生徒の生活の場を意識した教育環境整備の実践報告として、まさに同様の事例が発表されております。ぜひ町でも網戸の設置ではなく、窓の内側に設置可能なマグネットやマジックテープ式の網戸シートを活用した簡易網戸、こういったもので防虫対策を進めてみてはどうかと考えますが、見解をお伺いいたします。

そして最後に、特別支援学校に通う子どもたちの通学支援についてです。ちょうど1年前の昨年6月定例会において、特別支援学校に通う子どもたちの通学支援の必要性と事業実施について伺いました。その際の答弁といたしましては、まずは保護者会の設立を目指し、通学支援について研究、検討を進めたいというものでした。

その結果として、実際に昨年度保護者会の設立を目指し、まずは保護者同士の交流会が開かれ、保護者の皆さんからも、これまでこういった情報交換の機会がなく、皆さんと情報交換ができて、話ができ本当によかったという声を聞いています。通学支援に関しては、その後どのような検討がなされてきたのでしょうか。現在の検討状況をお聞かせいただきたいというふうに思います。よろしく願いいたします。

以上、私の1回目の一般質問を終わります。

(町長 佐野恒雄君登壇)

町長（佐野恒雄君） それでは、今井議員の新型コロナウイルス対策についての質問にお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症の拡大により、旅館や飲食業をはじめ、幅広い業種に影響が出ています。緊急事態宣言は解除となりましたが、人の動きはすぐに元に戻るものではありません。町内の湯田上温泉をはじめ、観光施設などで営業を再開しておりますけれども、いまだ元の入り込みには戻っていない状況であります。人が集まる会議、懇親会、宴会等を行うことに関しても、依然として自粛を継続しなければならない雰囲気もあります。一方で、宣言解除後の新しい生活様式とともに、感染予防対策を講じた対応が求められております。湯田上温泉以外の他業種における追加支援策につきましては、飲食業界が特に大きな打撃を受けていることから、プレミアム飲食券の発行や全業種を対象とした感染症予防及び事業継続等緊急支援金など、町独自の支援策を実施してまいりました。国の二次補正予算は、6月12日に成立いたしました。今のところどの程度交付金が配分されるか確認できておりません。交付金の制度や算定方法等が一次補正と同様な取扱いであるならば、先日の全員協議会で説明いたしましたとおり、地方創生臨時交付金の事業計画書に掲載した事業だけで既に交付金を上回っておりますので、二次補正の計画書への振替を行うとともに、今議会で提案いたしました一般会計補正予算の施策についても計画書に盛り込むこととし、施策の必要性和町の財政力も考慮した上で、新たな施策について検討していきたいというふうに考えております。

次に、避難所運営マニュアル等の整理につきましても、昨日回答したとおり、避難所の開設に当たっては、密閉、密集、密接の3密を防ぐ対策を取ることといたしております。今後町が避難所あるいは自主避難所を開設する際には、少しでも避難者の分散が図られるよう複数箇所の避難所を開設することとし、状況によっては小中学校の空き教室の利用や、車中避難等もできるように小中学校のグラウンドの開

放等も考えておるところであります。避難所内の衛生環境確保対策として、高さ1.2メートルのプラスチック段ボールで、2メートル真四角に間仕切りをし、飛沫感染予防を行います。あわせて、換気、手洗いの徹底、不特定多数の方が触れる箇所への消毒を実施するとともに、避難所内に感染者などが出た場合、避難所内に専用スペースを確保することといたしております。6月の12日に「災害の危険が迫ったら迷わず避難」というチラシを全戸配布いたしました。そこでは、ふだんの非常持ち出し品のほかに、マスク、消毒液、体温計など、感染予防に必要な衛生用品についても町民の皆様方からお持ちくださるようお願いをしております。

なお、マスク、消毒液等につきましては、ようやく市場にも出回り始め、比較的手に入りやすくなってきておりますので、町でも備蓄用に随時購入してまいります。現在この方針に従って内部で協議を進め、運営マニュアル等の見直しに着手しております。

また、地域防災計画につきましては、今後国、県の動向を見ながら改正する予定でございます。

(教育長 安中長市君登壇)

教育長(安中長市君) それでは、今井議員の質問にお答えします。

町内学校、町民体育館の防虫、防鳥対策についてであります。現在網戸の設置状況につきましては、小中学校の一部の教室に設置されておりますが、特別教室や廊下、体育館、町民体育館には設置されていません。数年前に田上中学校で普通教室の網戸を取り付けましたが、サッシの窓の構造上、取付けが非常に難しく、取り付けても網戸及び片側の窓の開閉ができない構造となっております。取付けにも費用も多くかかることから、特別教室や廊下など取付けが済んでいないのが現状です。中学校の場所からも蜂などの害虫が発生しやすいことは承知しておりますので、議員ご提案の簡易な方法での取付けを検討しながら、学校の運営上支障のない方法で、必要な場所から取付けをしていきたいと思っております。

続きまして、特別支援学校に通学する子どもたちへの通学支援についての質問ですが、特別支援学校への通学支援に関しましては、今井議員の昨年6月の一般質問後、昨年9月に田上町在住で特別支援学校や特別支援学級に在籍されているお子さんがおられる保護者を対象とした保護者会を行いました。大分以前にはあったのかもしれませんが、私が見る限り、ここ十数年の中ではそういった会議がなかったわけですので、初めての会議です。日頃の悩み等を話し合った大変有意義な会であったと認識しております。その後、3月頃に2度目の会を開く予定でございましたが、

残念ながら新型コロナウイルス感染症の影響で会を開くことがまだできていません。そこで、7月下旬から8月の中旬頃に開催する準備を今しております。現在通学されているお子さんの保護者、これから入学される可能性のあるお子さんの保護者の方にどれだけのニーズがあるのか、どんな要望があるのかをまとめ、町としましてはどのような通学支援の在り方がいいのか早急に検討したいと思っております。しかし、新型コロナウイルス感染症への対応と、教育委員会としましては、両小学校のランチルームの空調整備とかGIGAスクールの校内無線LANの環境整備と1人1台端末の整備で大変多額の経費がかかっている現状もあります。通学支援には、運送車の準備、運転手と介助員の人件費など経費がかかります。実際にどんな支援が可能なのか、どんな方法と経費が必要なのか、早急に検討したいと思っております。

以上です。

7番（今井幸代君） それでは、再度質問させていただきます。

中小企業に対する支援については、答弁の中で具体的なものは、追加の支援については示していただけませんでした。財政状況を見ながらということで、国の第二次補正予算、臨時交付金がどの程度来るのかまだ分からないからというふうなこともおっしゃられておりましたけれども、現在町のほうで支出している新型コロナウイルス関連の事業費全体、正直私GIGAスクールは、これは新型コロナウイルスがなくともいずれはやらなければいけない事業であったというふうに思いますので、新型コロナウイルス関連事業と交付金を差し引いた金額で言えば、今町が持ち出している部分というのはおおよそ7,400万円ぐらいだというふうに認識しています。プラス今回の湯田上関連の補正予算が加わったとすれば、約1,000万円追加をして8,500万円程度今町が持ち出しをしている。仮に第二次補正で、単純に倍額ではないと仮定しても、1億2,000万円ぐらいは来るのではないかと思うのです。仮にその程度来たとしたら、我々議会は財調1億円、真水1億円持ち出してでも追加支援、町の新型コロナウイルス対策支援をやってくれというふうに申してきました。そういった部分を踏まえて、町長の考えておられる中では、現在の財政上どの程度町の持ち出しとして出していけるものなのか、現段階での財政状況を踏まえた町の真水、腹を切る部分がどの程度いけるものなのか、町長自身のお考えをお示しいただければというふうに思います。

実際に飲食業、旅館業もそうですけれども、今席数を減らしたり、宿泊者の数、宿泊する部屋数、使う部屋数を制限しなければ3密対策ができないということで、お客さんがせっかく来てくれても、店側としては感染症対策をする以上、受け入れ

られないというような現状もあります。つまり感染症対策をすると、結果的に既存のお店の回転率は下がりますし、収益性は下がる、この現状があります。あわせて、飲食業と関連をする代行業者等も非常に悲痛な声を聞いています。持っている車両等もありますし、車は動かないけれども、車の維持経費等も大きいのしかかっています。そういった付随する業種等も、数は少ないですけれども、ありますので、そういった数は少ないけれども、大きなダメージを受けている業種への支援もぜひ忘れないでいただきたいなというふうに思います。

そういった中で、これから国のほうで始まる家賃支援給付金は事業継続の下支えを大きくするものです。しかしながら、町の実態は、家賃を払ってテナントでお店をするという事業所よりも、自分たちでこの地で商売を一生やっていこうということでお店を建設されている事業者のほうが非常に多くおられます。そういった固定費をしっかり抑制していくことが、町の町内事業所の経済の下支えになるというふうに思いますので、町長がお考えになる、町としての財政状況を踏まえて、現段階でどの程度町が支援額として出してけるのか、総額としてどの程度までなら町として財源を準備できるのかということを確認にさせていただきながら、これらの支援をぜひ進めていただきたいなというふうに思います。

参考までになのですけれども、実際に私町内の飲食店に、お店を開けていようが開けていまいが、お客さんが来ようが来まいが、かかる固定費というのが実際どの程度なのかということ調査をして、聞き取りをしてまいりました。支払い額が変わらない月額料金というのはおおよそ月額34万円。そして、それは店舗を建設したときのローンですとか、今まで融資を受けている分の返済等もありますし、清掃車の収集料金であったり、通信費であったり、車、出前ですとかそういったものの車両維持費、駐車場代等、そういったものをもろもろ含めて月額約34万円。そして、支払い額が変わらない年額の費用といたしましては、これは害虫駆除の点検費であったりとか、固定資産税であったりとか、労働保険とか、自動車の保険とか車検とか、もろもろくめてですけれども、おおよそ年額25万円程度というふうに伺っております。月額で支払い額が変わらない固定費34万円、これは持続化給付金、仮に個人で100万円受け取っておられたとしても、2月、3月、4月の自粛等でほぼなくなってしまっている。売上げがもう3か月ぐらい立っていない中で、持続化給付金はもう既にその支払いに消えているというのが現状です。そういった部分も捉まえて、ぜひ経済の、この地域の各事業所の事業支援を早急に進めていただきたいなというふうに考えますが、町長のお考えをお願いいたします。

続いて、避難所の運営等に関してなのですが、運営マニュアルに関しては、変更も既に着手をしているというふうにご答弁されましたけれども、実際に避難所マニュアルもその策定指針が新潟県のは非常に簡易過ぎるなというふうにも思っています。しかしながら、石川県ですとか秋田県ですとか、もう既に避難所となり得るであろう会場のレイアウト図であったりとか、動線であったりとか、ゾーニングであったりとか、あとは必要な備品のチェックリストであったりとか、来られた方の問診票であったりとか、そういったものまで細かく示している県もあります。正直、新潟県、しっかりそういったマニュアル策定してくれよというふうにも思うのですが、既にいいものを出してくださっている県のマニュアル等もありますので、ぜひそういったものを参考にしながら、水害であればまだ天気予報等である程度想定はできるかと思うのですが、地震等になるとその想定ができないまま一気にやってくるというものになりますから、ぜひマニュアルをしっかりとつくっていただいて、複数の避難所を設ければその分職員の手も必要になります。そういった中で、職員の人的な部分が本当に足りるのか、もし足りない場合どうするのか。加茂消防署のほうにお邪魔をして、新型コロナウイルス対策の中で実際職員内で罹患者がいたりとか、濃厚接触者になって消防署員の皆さんたち、救急隊の皆さんたちが人的な部分で足りなくなったらどうするのかというふうに伺ったときには、OBのほうに、再復帰ではないですが、一時的なそういったことも検討していますということもおっしゃられておりました。町としても、そういったもしかしたらこの箇所で避難所を運営するならば人が、職員が足りないかもしれない、足りるのか足りないのか、その辺も含めてしっかりとシミュレーションをぜひしていただきたいなというふうに思います。新潟県の指針がああいった程度のもの中でおつくりになるのはなかなか大変かと思うのですが、公益財団法人市民防災研究所のホームページに各自治体のそういった避難所の策定指針等も掲載をされて、参考になる資料たくさんありますので、そういったものをしっかりと確認をしていただきながら、町として緊急時しっかりと避難所運営、災害対応できるような対策をぜひ講じていただきたいなというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

続いて、教育関係の中学校、町民体育館の、まず網戸、簡易的な網戸といいたしよるか、簡易網戸の設置、内側への網戸シートの設置というのは必要な場所から設置をしていくというようなご答弁をいただきましたので、中学校がまずは最優先なのだろうというふうに思います。私もスズメバチの侵入を聞くのは中学校です。ですので、まずは必要な場所にしっかりと設置をしていただいて、その設置状況を勘

案しながらほかの体育館等への設置を検討していただきたいというふうに思います。資料を見ると非常に安価な形で、手作りですけれども、事例としては挙がっていますが、実際に簡易シート自体は市販品もありますので、こういった形がいいのか検討していただいて、もうスズメバチ発生していますから、早急な設置をお願いしたいというふうに思います。

最後に、特別支援学校の通学支援に関してなのですが、教育長、これは事業実施の可否の検討、やるのか、これをやっていくべきなのか、やらないのかという検討ではなくて、やっていくための準備、検討をしているというふうに捉えてよろしいのでしょうか。確かに様々な、GIGAもそうです。空調もそうです。道の駅ができてくれば、そういった費用もまた町の大きな負担というふうになってくるというふうに思います。そういった中ですが、健常者の子どもたちであれ、障害を持つ子どもたちであれ、同じ学びを享受するというその権利は変わりはありません。一方では、しっかりとスクールバスを準備して子どもたちを学校まで安全に連れていくにもかかわらず、障害を持った子どもたち、三条の月ヶ岡特別支援学校に通う子どもたちは何もしないというのは、それはおかしい話だというふうに思いますので、教育長の答弁は実施に向けた検討を前向きに進めているというものでよろしいのか違うのか、そこを答弁お願いしたいというふうに思います。幾ら教育委員会が予算を上げたとしても、その事業実施の大きな判断は町長に委ねられるというふうに思います。町長自身としてこの通学支援の事業をどのように捉えておられるのか、非常に重要な事業だというふうに私は思っております。人の手配と車両を抜いたランニングコスト、運転手と介助員等を考えればおおよそ300万円ぐらいは必要になってくるのだろうというふうに思いますが、その300万円を町長はどのように捉えるのか、町長のお考えをお聞かせいただきたいというふうに思います。

以上、2回目の質問を終わります。

町長（佐野恒雄君） 2回目の質問にお答えをさせていただきたいと思います。

今回の新型コロナウイルスの闘い、世間で言われておりますが、長い闘いになるのだろうと思っております。非常事態宣言が解除され、自粛も段階的な解除を踏みながら新しい日常、新しい生活様式にというふうな形の中で、今経済が少しずつ支援を受けながらも動き出しているというふうな状況だろうと思っております。実際問題国の支援、また県の支援がある中で、町は町なりの独自の支援策を今まで講じてまいりました。しかしながら、そうした大きな打撃を受けておられる業種の皆さん方にとっては、決して大きなものではない、本当に微々たる支援かもしれません。しか

しながら、そうした私どもが打ち出している独自のプレミアム飲食券、それらもこれから町民の方々がそうした飲食店を利用されることによって、少しでも活気が取り戻されればいいなというふうには思っておるところです。しかしながら、新型コロナウイルスがなくても非常に厳しい経済の中でこうした新型コロナウイルスの感染症の対応を求められていくという、先ほど今井議員もおっしゃられましたけれども、今まで10人満室で入っていたものが半分程度しか受け入れられない、そうしたことも含めて、いろんな制限がある中で従来の形に戻していくには大変なご努力というか、ご苦勞がこれからあるのだろうというふうに思っております。したがって、町は町なりに独自の支援策というものをこれからももちろん考えて、しっかりと手を打っていかなければなりませんけれども、先ほどから、では町としてどれくらいというふうな話もありましたけれども、今ここでどの程度というふうなお答えはできかねますけれども、しかしながらしっかりと国の支援、県の支援とまた別に、そうしたところから外れるといいますか、それ以外の枠組みの中で町としてしっかりと支援できるところは支援していかなくてはならない。そして、今回プレミアム商品券等も発行させていただいた、そうした飲食店関係の発行した効果、これらはこれからしっかりと検証していかなければならないかと思えます。そうした検証をした中で、いつどうした形で新しい支援策が可能なのかどうか、それらはこれからまた町としても検討していきたいなと、こういうふうに思っております。

それから、先ほど災害のマニュアルというふうな形でお話がありました。この後池井議員からもお話が質問の中にあります、新潟県のマニュアルというよりも、岐阜県のマニュアルが非常によくできておるというふうなことで池井議員からもご提案をいただいております。そうしたことを参考にしながら、町としてのガイドラインを作成していければなというふうに考えておるところであります。

それから、もう一つは特別支援学校に通う子どもたちの通学支援ということでございます。これは、そういうお子さんを抱えた親御さんたちのご苦勞というのは非常に大変なものがあるかと思います。お仕事をもちながらそうした子どもたちの通学支援ということになりますと、これも非常に大事な町としての政策、考えていかなくてはならない重要な政策だなというふうに思っております。金額のどうのこうのではなくて、先ほど安中教育長が言われていました、実際にどういう要望が、どういう支援の仕方があるのか、それらをしっかりと教育委員会とも検討しながら対策を練っていきたいなというふうに思っております。

教育長（安中長市君） 今町長が答弁したとおりです。教育委員会としましては、実現

ができるように精いっぱい状況を把握して、検討していきたいと思っております。

7番（今井幸代君） 2回目の答弁いただいたのですけれども、正直具体的な質問の答えをいただけないことは非常に残念だなというふうに思います。細かい財政的なシミュレーションであったり、財政状況というのは我々だけでは、議員だけでは分かり切れないと言うと変ですけれども、これからどういった費用が出てくるのかとか、その試算であったりとか、そういったものはなかなか我々ではできかねる部分があります。そういったものができるのがまさに執行部の皆さんたちだというふうに思います。そういった中で、実際どの程度町としてあと新型コロナウイルス支援にお金を使えるのか、どの程度の金額やれるのかということをはっきりと明らかにする必要があると思います。そうでなければ、金額規模が分からなければ一体どういったメニューを考えられるのかということもなかなかイメージつかないと思うのです。実際に8,300万円、国の一次補正で来ます。実際に今町が、真水といたしまししょうか、財政負担している部分は、おおよそ8,000万円程度であるというふうに捉まえば、これから来る臨時交付金が家庭でも最低この程度は来るだろうという線を持って、では同じ8,000万円でも取りあえずいいではないですか。一次補正は国では1兆円、二次補正2兆円、単純に倍額ではきつくないだろう。でも、最低でも一次補正で来た分は来るよねという試算の中で捉えたときに、それであれば、ではどの程度町は今使っている部分と併せて町が新たに支出できるのか、その余力があるのかということをはっきりと我々に説明する必要があると思います。私はそれを知りたいですし、そういったものがなければ、では具体的に次の追加支援、地域の皆さんの事業支援かもしれません。消費喚起なのかもしれません。そういったものをどういった形で提供できるのかということをおも自身も考えることができるのです。町長は、できかねるというふうにおっしゃいましたけれども、ぜひともここはしっかりとお答えいただきたい。現在今実際に払っている金額と、今既に支出している金額と入ってくるであろう交付金の金額と今ある財調と、毎年決算で余りが出る部分を勘案すればおおよそこの程度は実際いけるのではないかという腹づもりがあるはずだと思うのです。それが議会としては財調1億円、これが一つの目安だろうというふうに我々は申し上げて提言をしてきました。それに関して町当局は、議会は1億円と言ったけれども、いや、1億円はとてでもない、5,000万円ですと言うかもしれない。それには執行としてのロジックがあるというふうに思います。そこをはっきりとすることが次の私は一歩だというふうに思いますが、町長、その見解をいま一度お聞かせいただきたいというふうに思います。

通学支援に関しては、令和3年度の事業実施に向けて7月下旬から8月上旬に再度保護者の皆さんとの意見交換会、交流会を開かれるということですので、しっかりとニーズを精査をいたしまして、実際に保護者負担だけではないのです。小学校に入学するときに、送迎を完全に保護者がやりますという形だと、本来その子の育ちや成長を考えれば特別支援学校に行くのがよいのではないかという子ども、通学することが困難なゆえに通えないという現実を実際私たちは見てきたわけです。子どもたちの学びや成長を第一に捉えて、早急に事業実施をしていくような手だてをしていただくことを期待をいたしまして、これに関しての答弁は結構でございます。町長、答弁よろしく申し上げます。

町長（佐野恒雄君） 今回の新型コロナウイルスの関係でどの程度町として腹づもりがあるかと、こういうふうなお話なのですけれども、これは当然町の財政規模を考えた中で判断していかなければなりません。今国の交付額はどのくらいになるかももちろん分かりませんし、一番これから心配になるのは、こういった経済状況にある中で来年の町としての税収ということも当然考えていかななくてはなりません。恐らく非常に厳しい税収入になるのだろうというふうに捉えております。あわせて、いろんな形で、今回道の駅もあります。交流会館のこともありました。地域学習センターもありました。そうしたもろもろの経常経費、これらのことも考えていくと、そうした全体のバランスを見ながら当然考えていかななくてはならないことだと思っております。そういう意味で、なかなか幾らということは今この場で申し上げることはできないということで申し上げたつもりです。

議長（熊倉正治君） 今井議員の一般質問を終わります。

次に、11番、池井議員の発言を許します。

（11番 池井 豊君登壇）

11番（池井 豊君） 11番、池井でございます。一般質問をさせていただきます。今回は、新型コロナウイルス禍における移住の促進について、それからもう一つは新型コロナウイルス後の経済のV字回復について、それからもう一つは、先ほどから議論になっておりますけれども、避難所運営のガイドラインについてでございます。

昨年の6月定例会の一般質問で、改めて人口問題を問うと題し、私は町長に様々な角度から人口問題について質問をいたしました。今回は、移住に特化して質問いたします。それは、今回新型コロナウイルス感染症に関連して報道各社からいろいろな報道もあったところから、私はこの質問をするところでございます。ともかく今回の新型コロナウイルス感染症により、都市部がいかにか人口が過密であるかが露

呈したと言わざるを得ません。これは、東京、大阪だけの話ではなく、イタリアでもスペインでも、そしてアメリカ、ニューヨークでも、都市に人口が密集し感染が拡大し、それを食い止められないという状況を経験いたしました。ちょっと話はそれですけども、19世紀後半にヨーロッパでは、過密都市から逃れようと自然の残されている農村部で田園生活文化の再評価と田舎暮らしへの移行が進みました。これがグリーンツーリズムというものの第1の流行期と言われています。新型コロナウイルス感染症下でも、地方への移住、転職希望者が増えたという報道がございました。また、先日移住希望県ランキングが発表され、新潟県は7位と健闘しています。実はその前の年では5位で、2つランクを下げたのですけれども、それでも健闘しています。このような状況の中、移住を促進するチャンスです。道の駅もできて、そこで情報発信ができるわけですから、今回計画されている町のプロモーションビデオ、その中にもこういう移住促進、田上に住みませんかみたいなことも訴えることができいくのではないかなと思っています。ここで田上町の魅力の発信と移住者を歓迎しますという情報発信が必要です。改めて佐野町長の田上町の魅力発信、移住者獲得の姿勢をお聞かせください。また、今後予定されているプロモーションビデオのテストといいたいまいしょうか、どんな内容を訴えていくのかをお聞かせください。

2つ目の質問でございます。新型コロナウイルス、後と書きましたけれども、後の経済のV字回復について。後というより、中でもいいです。新型コロナウイルスも、停滞期と申しまししょうか、少しは落ち着いてきました。田上町の対策事業第1弾は、周辺の市町村、特に町村レベルの中で言えばそこそこいい線をしているのではないかなと思っています。そこで、今度求められるのは経済のV字回復が求められるところでございます。今までの議論、昨日、今日とやっている中で言うと、観光、飲食業という話が出てくるのです。サービス業か、その3つが出てくるのですけれども、各種産業、観光業、飲食業、小売業、サービス業、工業、建設土木、建築、そして農業、それぞれの状況分析、それぞれ何%ぐらい売上げがダウンしているのか、それからそのダウンしているところをいかにV字回復させていくかの策をお持ちでしたらお聞かせいただきたいと思います。

それから、3番目の質問でございます。避難所運営ガイドライン、新型コロナウイルス感染症対策編についてです。新型コロナウイルス感染症下で、私が参加する全国災害ボランティア議員連盟の間でも、各市町村や都道府県で避難所運営のガイドラインについて話題になり、いろんな市町村や県がつくっております。ボランテ

ィア団体の中でも、通称支援Pと言われるボランティアの連絡会議の中でも、感染防止の冊子が作られたという情報交換もされています。確かにこれからの災害が多発するシーズンに向けて大変大切なことでもあります。私も新潟県の防災局のホームページを見ましたが、大きな文字で「新型コロナウイルス感染症の感染防止を考慮した避難所運営に市町村とともに取り組みます」とありますが、その割には大したガイドラインもできていないような印象を受けました。私とともにボランティア議員連盟の副会長を務める岐阜の県議会議員の川上氏、彼はもうすごく全国を飛び回る災害ボランティアのベテランでもあるのですけれども、彼との情報交換、情報提供の中で、岐阜県の避難所運営のガイドライン、新型コロナウイルス感染症対策編というのが大変よくできていることが分かりました。これプリントアウトしてきたものなのですけれども、全部でページ数にすると22ページに分かれていて、本編としてその中に事前対策、それから初動期の対応、それから展開期以降の対応というふうに6ページにわたり記載があります。それから、チェックリストとして6ページのチェックリストが記載されていたり、チェックリスト、こういうやつです。こういうのが6ページの記載があったり、あと避難所の避難者カードの受付の中にも、健康状態のチェックをする受け入れのカード、それから体調チェック表というものがあったり、それから資料編としていろいろな平時の準備とか、それこそ先ほど今井議員も言っていたように、並び方の様子とかそういうのが、また事前レイアウトというものが逐一丁寧に書いてあって、各市町村が感染症対策編をつくるのに非常に参考になるような内容が記載されています。本編が6ページで、チェックリストが6ページ、それからこういう資料編が10ページにわたってついているような様式になっております。非常に大変よくできております。

また、我々の仲間で、昨日パーティションの話も出ていたと思うのですけれども、最新のと言ったらおかしいですけれども、パーティションに関しての参考例として、昔ながらの家や旅館にある衣紋かけて分かりますか、皆さん、家の家具にある。あの衣紋かけを活用した避難所運営というのを提案している人がいまして、ああ、確かにあれはもう不要のものになって、家のお荷物になっているなど、あれをうまく集めてパーティションづくりができるなんていうふうな話をしていたりとか、そういうふうなこともされています。日々いろんなアイデアやいろんなノウハウが蓄積されているところでございます。

そこで、私の質問はただ1点です。今回は、情報提供に努めようと思っていますので。町は、このガイドラインをいつ頃までに作成するのかというところ、そこら

辺をお聞かせいただきたいと思います。

これで1回目の質問を終わります。

(町長 佐野恒雄君登壇)

町長(佐野恒雄君) それでは、池井議員の質問にお答えをいたします。

はじめに、新型コロナウイルス下の移住者促進についてお答えをいたします。これからの移住者の流れにつきましては、都市部から地方へと変化していくものとは感じておりますが、今の状況で直ちに施策を打つことは時期尚早であるというふうに考えております。ようやく全国の緊急事態宣言が解除され、先日東京アラートも解除されましたが、まだまだ新型コロナウイルス感染症の終息は見通せる状況ではなく、元の生活に簡単に戻れるような状況ではございません。

なお、移住者促進につきましては、新潟県の現状としては、移住者希望ランキングは7位となっておるところでありまして、2019年の転出超過数は残念ながら全国一という結果だそうでございます。その多くが東京圏に転出していることを考えると、県内で人口の奪い合いをすることではなく、新潟県全体としていかにして東京圏から移住者を迎え入れるかが重要であると考えます。今後改善される状況を捉えて、県全体として町も一緒になって東京圏へのPR活動などの実施に努めてまいりたいと考えております。

プロモーションビデオの作成につきましては、先日の全員協議会で説明申し上げましたとおり、移住に向けた呼び込みを目的として町をPRするものではなく、「道の駅たがみ」に整備する情報発信施設を活用して町内の商店街をPRすることで、情報発信基地の役割を担うことになる道の駅からそれぞれのお店への流れをつくるということを目的といたしております。

次に、新型コロナウイルス後の経済のV字回復についてお答えいたします。町内の新型コロナウイルス感染症の影響としては、今までご報告申し上げてきたとおり、旅館業、飲食業、サービス業などが最も大きな打撃を受けております。また、製造業をはじめ、幅広い業種にその影響が広がってきております。緊急事態宣言は解除されましたけれども、経済への悪影響はまだまだ広がることを懸念をいたしております。こうした状況であることから、今はV字回復の前段階、まずは事業の維持、継続に注力すべき時期であるというふうに考えています。そのため、その下支えとして町独自の支援金を創設をいたしました。経済的に大きな打撃を受けている方々にとりましては、決して十分な金額ではないとは思っておりますけれども、町としてできる限り支援していきたいと考えております。

一方で、コロナ禍の終息を見通せる状況ではありませんけれども、このまま経済が衰退するのを傍観するのではなく、今回の議会に提案したような観光キャンペーンを切り口として、町の多方面の業界に波及効果が期待できるような事業展開を検討しております。こうした施策や国、県の動向を注視しつつ、町として有効な施策を検討してまいります。

最後に、避難所運営ガイドライン、新型コロナウイルス感染症対策編についての質問にお答えいたします。先ほどの今井議員の質問でも回答申し上げましたとおり、現在町の新たな避難所の運営方針に従った運営マニュアル等の見直しに向けて内部で協議を進めております。町としては、このマニュアルが避難所運営ガイドラインになるものと位置づけております。町でも今回の新型コロナウイルス感染症対策に伴う避難所の運営方針を決める前段に、議員よりご紹介いただきました岐阜県の避難所運営ガイドライン、新型コロナウイルス感染症対策編、これを参考として、新型コロナウイルス感染症を踏まえた災害時の住民避難と避難所運営対策概要版を先日作成いたしましたところであります。

以上でございます。

11番（池井 豊君） まず、町長、3番目の質問、私情報提供に努めるだけと言ったのですけれども、今の答弁ではマニュアルをつくったということでもいいのですか、そこらをちょっと。何かチラシみたいなのあったような気がするのですけれども、つくっていないのであれば、私の質問は感染症対策編とかガイドラインをいつつくるのかというところの質問でありますので、そこら辺をお聞かせいただければと思います。

それから、1番目の質問、これを機に移住をとすることは時期尚早だという話がありましたけれども、今現在移住、転職を考えようとしている関東在住の人がいるわけです。私の個人的な見解と申しましょうか、本当に東京に人が、東京にといいましょうか、全国の各都市に人が集まり過ぎたがために、こんなに人が集まっているところでは人間は生きていられないのだよという、何か神の啓示といいましょうか、ちょっと変な言い方ですけれども、何か神様が示したような、人はもうちょっと過密でない状況で生きていきなさいというふうな形で、そういう啓示のような気がしてなりません。そういう中で、人々の行動というのは恐らく地方へ向いてくるというのは間違いのないところですし、現在リモートワークというものも確立されました。そういう中で、先日の報道で湯沢町では人口が増加している、移住者が急に増加しているというような報道も実際にあるわけです。そういう中で、県と協調し

てやっていきますということではなくて、田上町は情報発信のツールを、道の駅という情報発信の大きな武器を持ったわけですので、そこでも田上町に移住して働きませんかみたいな、そのような情報発信ができると思います。ぜひそれ検討していただきたいと思いますし、移住のプロモーションビデオについて、移住関連のものは考えていないと言っていましたけれども、私はこれはつくるべきだと思っています。というか、これからはあらゆる動画を自主制作できるように準備していただきたいと思います。観光全般ではなくて、今であれば護摩堂山アジサイバージョンというのをつくって、もう本当携帯一つで撮ってきてつくれますので、それをつくって道の駅のほうで流す、またはユーチューブに上げるという、これがもうスタンダードなやり方で、私もこれから勉強しようと思っています、商工会にユーチューブの勉強、講習会やってくれと言ってお願いしているのですけれども、町の職員や道の駅の駅長、副駅長、または各旅館、事業所なんかは自らユーチューブで動画をつくって情報発信していくというようなのが、これがスタンダードになっていくと思いますので、町としても動画制作を町職員ができて、その中にも移住促進版というのをに入れていってもらえればと思いますけれども、町長の見解があればお聞かせください。

それから、今回の質問で、最初の質問要旨の中で一番文章量が少なかったのが2番目なのですけれども、2番目が私の中では一番重要だと思っています。V字回復についてということでございます。町長の答弁はおかしいといひましようか、的外れといひましようか、現状認識が甘い。さっきから言っているように、町長は観光業、飲食業、サービス業、そして製造業も苦勞しているところがあるというようなこと言っていますけれども、逆に言えば製造業の中では業績アップしているところなんかあるのです。ですから、例えば田上町で言えば、小売関係で言えば、ドラッグストアやホームセンターやスーパーなんかも業績アップしています、これは。DIY、ドゥー・イット・ユアセルフ、自分で日曜大工みたいに作る、そういうのを扱う用具、部品、それから料理関係、自宅で、在宅で料理する人が増えたので、料理器具、料理材料を提供する製造業、ですから一部の食品メーカー。それから、田上にないですけれども、米菓、お菓子の会社なんかは業績アップしているというふうに聞いています。ほかにも業績アップしている業界というのはいっぱいあるのです。でも、そうではないところもあると。ですから、観光業だけではなくて小売業の中、または工業、建設土木もそろそろ影響が出てきたり、建築のほうなんかは中国からの部材が入らないというような状況があったが、ちょっとは回復してきたとか、あと私よく分からないのは農業。農業も田上においてはどうなのか。ニュース

ではいろいろなところが、花の栽培農家が花が売れないとか、イチゴが売れないとか、いろんな報道がされていますけれども、田上町内の農家の収益というのは新型コロナウイルスの影響がどの程度出ているのか、それを把握してもらいたいと思います。今手元に商工会の新型コロナウイルス感染症に関する緊急アンケートということで何度か来ているのですけれども、その中で出ているのは、様々あるのですけれども、業種別に調査した内容というのは出ていません。懸念される影響、自粛による売上げ減少とか、原材料、仕入れの価格の急騰だとか、生産の停滞、減少、資金繰り等々、いろいろあたりもするのですけれども、こういう全般的なものではなくて、業種的なところをしっかりと見て、そこをフォローしていかなければならないと思っています。

それから、私もう一つ言いたいのは、これも私の私見で、間違っていたら大変申し訳ないのですけれども、事業者の中には被害者意識が非常に強くて、新型コロナウイルスのおかげでこんなになってしまったみたいな被害者意識が強くてはならないと思うのです。こんなときだからこそ別の商品をつくってもっと頑張ろうとか、そういうふうな取組が必要で、昨日なんかもテレビで三条の某樹脂系のメーカーが、マスクケースとって今マスクをこういうケースに入れて持ち歩くのだそうです。そこらの地べたに置くと変な菌がつくと悪いので、マスクをしまったり入れたりするマスクケースをネームホルダーにできるとか、パスケースにできるとか、そういうふうなアフターコロナでも使えるマスクケースを生産したという業者が出ていて、いや、頑張っているなと思いました。そういうふうなところとか、一部の飲食店も居酒屋がもうテイクアウトを前提に半分総菜屋になったみたいなところとか、そういう積極的に業態変化をして売上げを伸ばしていこうということでない駄目だと思うのです。町長言っていたように、今は維持だと言っていますけれども、維持だけではアフターコロナは生きていかれないかもしれないのです。私自身の事業としても、講師、コンサルタント的なことで人に会う仕事をしていましたけれども、これでは駄目だと思って、リモート講座ができるような今調整もしていますけれども、そのほかにもものづくりも始めようかと思ったりもしています。ですから、これを機にV字回復をする、V字まではいくかどうか分かりませんが、するということは、業態を維持させるだけではなくて、そういうアドバイスだとか育成、業者の業態変化を育成する第二創業を促進する、そういうふうなところもしっかり意識していかなければならないですし、それをするためにはまずどの業界がどういうふうに着込んでいて、何%着込んでいて、というところをしっかりと

把握する必要性があると思いますが、私の最初の質問の中にもあったように、各業界の状況分析をどのようにしていくのかというところをお聞かせいただきたいと思います。

2回目の質問を終わります。

町長（佐野恒雄君） 2回目のご質問にお答えさせていただきたいと思います。

一番最初に、ガイドラインの策定をもうしたのかというふうなお話ございました。私が申し上げたのは、ガイドラインの概要版のことをお話を申し上げました。対策につきましては、それこそ池井議員のほうからご提案のあった岐阜県のガイドライン、これらを今参考にして災害対策編を町で協議しているということであって、製作したというのは概要版のことを申し上げました。

それから、東京一極集中、これ昨日もお話を申し上げました。もう昨年あたりからそういう地方回帰の動きというのは、多少動きは出始めていたのではなかったでしょうか。それが今回新型コロナウイルスによって非常にクローズアップされてきたというふうな状況なのだろうと思います。ああいう東京の一極集中、過密の中で、それよりも今、それこそ……あれ何といいましたかね。離れたところで作業……

（リモートワークの声あり）

町長（佐野恒雄君） リモートワークは、自然の中で会社を離れて仕事ができる、それはもちろん業種によってできるところとできないところとあるのでしょうか、そういうことが地方回帰というか、もう東京一極集中から新しくそうした地方回帰への流れを、非常に大きな流れとして今クローズアップされているのではないかなと、こう思っております。そういう意味では、地方における今がチャンスといえますか、なのだろうと思います。そうしたチャンスをしっかりと捉えていくということが大事です。そのためにも、先ほど池井議員がおっしゃられるように、町としてのPR、そうした都会に対するPR、これがいろんな形で必要なだろうと思います。そのPRの仕方も、先ほどユーチューブであるとか、いろいろお話がございました。様々な形でのPRが考えられるわけですが、そうしたことも町としてもいろいろ研究していかなければならないなと思っておるところであります。

それから、現在の経済状況、昨日も今日も申し上げているとおり、とにかく一番それこそ影響を受けている業種、飲食店、旅館関係、そしてサービス業というふうなお話を昨日からずっとしてきております。そうした中で、今製造業関係も非常にじわじわと影響を受けてきているというふうに、私自身もいろんな情報の中で聞いておるところです。先ほど池井議員が各業種の状況みたいなのをちらっと話をされ

ていました。例えば建築関係なんかでも、一時は中国から部材が入ってこない、そういうようなことで工事がなかなかできないというふうなことがあって、非常に困っておられた。だけれども、今は割とといいますか、部材についても中国から入ってくるようなことになって、何とか仕事はできているというふうな情報も聞いております。そして、本当に新型コロナウイルスで困っている業種がある一方で、池井議員がおっしゃられるように成績を上げている業種というか、事業所、こういうところも確かにあるようには伺っております。それは、確かにそういう事業所はあることはもちろん把握といいますか、承知はしておりますけれども、それはでも本当に一部ののだろうと思います。それから、例えば小売店というか、町の商店であるとかスーパーであるとか、こういうところは今回の新型コロナウイルスによってむしろお客数が増えていると、売上げが増えているという状況下もあるように聞いております。外食が避けられる中で、家庭での食事の回数が増えるというふうなことでそうした食材が、スーパーであるとか商店関係の成績は、むしろ売上げが伸びているというふうな状況も聞いております。しかしながら、一番打撃を受けている飲食店関係、そして旅館関係、そうした特に旅館関係の、非常に裾野が広いというのですか、いろんな業種に影響が及んでいる。そうしたことを考えると、旅館関係の景気の悪化というのは非常にいろんな業種に影響が及んでいるというのも、これも事実です。そうした意味で、支援が偏り過ぎているのではないかというふうなご批判もあるようですけれども、そうした波及効果等も考えていけば、そうした支援のことも必要だったのではないかなというふうには考えております。いずれにしても町の経済の状況がどういうふうな状況にあるかというようなことは、これからも常にしっかりと把握していくことが必要なのだろうと思います。そうした状況の把握があってこそ、それこそ的確な政策が打てるのだろうなというふうに感じております。

それから、新型コロナウイルスのためにこうなった、新型コロナウイルスの関係でなかなか商売がうまくいかない、そういう悲観的な形ばかりではなくてというふうな、先ほど池井議員おっしゃられました。先日も、名前申し上げていいのだろうと思うのですが、もちろん新聞にも出ておりましたが、須佐製作所、どっちかというところと大きな事業所の下請をやられているわけですけれども、そういうところが非接触棒ということを開発をされた。社長自らが、都会でエレベーターを押すにも、銀行のATMを押すにも爪ようじを使ってやっていたというふうな、そういう報道を見て、うちの工場でも何かできるのではないかなということで非接触棒を考え、従

業員が一緒になって真剣になって考えてくれてできたのだということで町にご寄附をいただきました。そんなこともあって、それぞれ事業所は事業所なりに一生懸命コロナ禍の中で、それをむしろバネにして頑張っておられる事業所もあるのだなということで、本当に頭が下がる思いがいたしました。いずれにいたしましてもそうした状況、いろんな形で、町が今どういうふうな状況下にあるかということはこれからもしっかりと把握に努めていきたいなというふうに思っております。

以上であります。

11番（池井 豊君） まとめさせていただきます。

まず、最初の移住者促進に関しては、ぜひ動画作成の研修を町職員の中でもやって、または商工会と一緒にでもいいですけれども、動画作成の研修をやって、それで町の魅力、観光の発信、移住促進も発信というふうな形でできるようにぜひお願いしたいと思いますし、それに対してコメントあれば下さい。チャンスです。

それから、経済のV字回復については、把握していくとありましたけれども、何とか業種別の調査を、ともかく調査がなくては支援もないので、調査をしていくということをひとつお願いしたいのと。経済対策第2弾は、先ほども今井議員とやっていたけれども、真水で1億円、向こうから返ってくるのだったら返ってきた分をまたそれを町のために使うという、町民のために使うということで、第2弾をぜひ行っていただきたいと思っておりますけれども、そこら辺の意気込みなんかを聞かせていただきたいのと。それから3番目のところ、ちょっとあやふやになっているので、感染症対策編をいつつくるのか、総務課長、いつ頃までにつくりたいとか、そこら辺、もう梅雨入っているんで、そこだけははっきりしていただきたいと思っております。印刷でとは言いません。ネット上のあれでもいいので、いつ作成するかというところを聞かせていただければと思います。

以上で3回目の質問を終わります。

町長（佐野恒雄君） これ昨日からも申し上げております。これからも新型コロナウイルスとの闘いというのは、本当に長期戦になっていくのだろうと思っております。そういう意味におきましても、これから町として第2弾、第3弾というふうな形の中で、状況を見ながらしっかりと早い時期に対策が打てればいいなと、こう思っております。

総務課長（鈴木和弘君） 時期、正直言うといつ頃という部分はないのですけれども、今もう出せるものはホームページに載せてあります。それから、概要版も、先ほど町長申し上げましたとおり、池井議員から頂いたものを参考にしてつくって、それ

もホームページに上げさせていただいています。それで、昨日避難所のシミュレーションもしたという中で、既に保健福祉課でもそういうチェックシートとか、そういう部分も全部出来上がっています。なので、そこまで時間はかからないかと思うのですけれども、いつまでという部分が、できれば早くというふうに思っているのですけれども、そういう部分、不備がないように。それから、県からあまり細かいのは正直出ていないものですから、そういう部分で、さっき今井議員からも指摘がございました。ほかの県も参考にしながら、せっかくだから不備がないような形でいきたいと思うのですが、何とか早めにつくるように努力していますので、よろしく願いいたします。

議長（熊倉正治君） 池井議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。

午前10時26分 休憩

午前10時40分 再開

議長（熊倉正治君） それでは、再開をいたします。

13番、高橋議員の発言を許します。

（13番 高橋秀昌君登壇）

13番（高橋秀昌君） 私は、日本共産党の立場から、第1に新型コロナウイルス感染症について、2つ目に子育て、高齢者等住民への独自政策の展開について、佐野町長の政治姿勢を伺います。

まず第1に、新型コロナウイルス感染症についての政治姿勢を伺います。5月25日に全国で緊急事態宣言が解除されました。全体として新型コロナウイルス感染症の広がりが少なくなってきました。これは、多くの人々が休業要請や自粛要請に応えた結果であり、医療関係者の努力の結果だと思えます。住民の努力と医療関係者の努力の結果という見方について、佐野町長の見解を伺います。

2つ目に、全国での緊急事態宣言とそれによる自粛で、あらゆる経済活動が停滞する。日本の経済活動の6割を占める消費活動が滞ったのでありますから、飲食店、旅行業など、売上げの異常な減少が起こるということになりました。医療関係でも、新型コロナウイルス感染症対策で尽力した病院や、新型コロナウイルス感染症に対応しない病院も、診療所、医院なども大きな赤字で困窮しています。このことが連日の報道で明らかになっています。問題は、安倍内閣の緊急事態宣言による自粛によって発生した、中小零細企業や自営業への売上げ減少の補償がやられていないこ

と、解雇や雇い止め、請負解除等による労働者の失業に対する補償がないことが原因であります。本来自粛と補償は一体のものであるはずなのに、極めて不十分な見舞金程度の財政出動しか行っていないことだと思えます。さらに、医療機関への補償がないことで、新型コロナウイルス感染症の第2波がやってきたときに、医療が対応できなくなるという事態も想定できる状況であります。政府の責任による十分な補償があってこそ、全住民の自粛が活かされることになるのではないのでしょうか。この見方に対する町長の見解を伺います。

第3に、新型コロナウイルス感染が終息していないことは、誰の目にも明らかであります。不要不急の外出は避けましようと言いつつ営業活動の再開を進めるという方向で、果たして新型コロナウイルス感染症発症以前の経済活動に戻ることができるのでしょうか。私は、不要不急の外出は避けるということと経済活動の再開とは矛盾することだと考えています。この矛盾を解決する方法は、PCR検査の抜本的強化であると考えております。厚労省の都道府県へのPCR検査の調べによれば、本年5月13日現在で新潟県の1日当たり検査可能件数は160件です。これ自体そんなに多くはないのですけれども、一方、本年1月15日から5月12日までの新型コロナウイルスPCR検査数は3,584件でしかありません。1月15日から5月12日までの日数は、休日を除いて数えると78日ありますから、78日間実施していれば1万2,480件の検査ができるのに、実績は検査可能数の僅か28.7%でしかありません。当局に提出してあります資料を参照していただきたいと思えます。この原因は、安倍内閣がPCR検査を受けるのは風邪の症状や37.5度C以上の発熱が4日以上続く人に限定されてきたためです。5月8日の厚労省の事務連絡によって、4日以上続く人という限定が削除されて、息苦しさ、倦怠感、高熱等の強い症状のいずれかのある場合、重症化しやすい人となりました。しかし、これは相談の日安であって、検査をするということとはまた別であります。しかし、新型コロナウイルス感染症は発症の2日前にウイルスを周辺にまき散らしていることが研究者によっても明らかになっていきます。症状が出てから検査をやって、その施設に行く前にウイルスをほかに広げているというのであります。安心して外出し、安心して食堂や居酒屋で食事を楽しめる、安心してイベントに参加する、安心して旅館やホテルで宿泊する、こうした活動ができるには、PCR検査を抜本的に増やすこと、陽性になったときには医療機関がしっかりと治療に当たれる環境を整備すること、これを政府の責任と政府の負担で完全実施することこそが、住民の命を守り、経済活動を展開できる唯一の道ではないのでしょうか。最近の研究によれば、新型コロナウイルスに感染した人は

肺機能に障害が残ることや、末梢血管で血栓が発生することで患者の容体が急変すること、しかも高齢者だけでなく若者にも発生することも分かってきたと報道されております。若者から高齢者も含めて命を守ること、地域経済、日本経済を守ることの両立のためには、何としてもPCR検査体制の抜本的強化が必要だと思っております。国の財政負担で県単位、新潟県内では医療圏単位でのPCR検査を、抜本的、本格的に検査数を増やすことが必要ではないでしょうか。ぜひとも佐野町長から県と国に、国の財政負担でPCR検査を抜本的に増やすことを実現するよう働きかけを求めます。町長の政治姿勢を伺うものであります。

4つ目に、厚労省は本年3月6日付けで「新型コロナウイルスの患者数が大幅に増えたときに備えた医療提供体制等の検討について」という事務連絡を出しています。そこには、計算式を示し、市町村単位までの数値も明らかにしています。その計算式に合わせて数値を示すと、新型コロナウイルスのピーク時であります。感染症疑い外来受診をする1日当たりの患者数は田上町は41名となっています。県央医療圏域では758名です。そのうち1日当たりの入院治療が必要な患者数は、田上町は25名、県央医療圏域は433名となっています。そして、重症者としての治療が必要な1日当たりの患者数は、田上町は1人、県央医療圏域では14名となっています。当局に渡しております資料その1、その2を参照していただきたいと思っております。私たちが暮らす県央医療圏は、私たち住民の命を守る地域であります。この地域に国が示した医療環境が存在しているのでしょうか。2018年11月現在、感染病床はゼロです。ありません。県央基幹病院が完成すると、感染症病床を4床計画しています。これでは厚労省の言うピーク時に対応することはできません。また、平成30年度病床機能報告では、高度急性期の病床はゼロなのです。花角県知事は、県央基幹病院に10床の感染症病床を設置するということを本年に入って明らかにしていますが、これ自体は歓迎するものであります。5年後のことです。そもそも感染病床や高度急性期病床を用意することは、それ自体に多くの費用がかかります。しかも、感染病床は大幅な赤字になることは必至であります。県央医療圏域には県立病院が2つあり、田上町の最も近くに県立加茂病院があります。県立病院ならば、新型コロナウイルスの感染症の治療に積極的に様々な形で貢献する、そういう条件があります。それは、たとえ赤字部門であっても、県民の命と健康を守るとりとして県立病院の役割があるからであります。花角知事が計画している県立病院の民間移譲や総合病院を廃止する方針では、新型コロナウイルス感染症の治療に貢献することはできなくなってしまいます。田上、加茂地域の住民の命を守ることができなくなっ

てしまいます。こうした観点からも、国の医療政策を改め、医療に十分な国費を投じること、花角知事の県央医療圏域のもともとの計画を御破算にする方針を撤回していただき、手厚い医療政策を構築することこそ必要ではないでしょうか。町長の見解を求めるとともに、新型コロナウイルス感染症から学び、花角知事に県央医療圏域に医療の手厚い政策の構築と、県立加茂病院を総合病院として維持し、常勤医師の派遣をすることを強く求めることを町長に要請しますが、佐野町長の政治姿勢を伺います。

5つ目に、再び来ると言われている冬の新型コロナウイルスの感染症対策についてであります。ウイルスの研究者によれば、冬に新型コロナウイルスの感染が広がると、一般の風邪やインフルエンザとの見分けが極めて困難で、医療機関が診察することさえ危ぶまれると指摘しておりました。つまり住民が高熱が出たということでもかかりつけ医や病院で診てもらおうとしても、診察をする側、かかりつけ医や病院では、その患者が風邪なのか、インフルエンザなのか、あるいは新型コロナウイルスなのか、検査しなければ分からない。判断できない。そのことで受診そのものをちゅうちょするという、あるいは断るという事態になる可能性があるのではないのでしょうか。こうした事態を100%避けることは無理であります。できるだけ避ける方法の一つとして、インフルエンザの予防接種者を抜本的に増やすことで、新型コロナウイルスとの区分けが少しでもやりやすくすることが可能です。住民の健康を守り、医療機関の負担を少しでも和らげることができるのではないのでしょうか。田上町の人口統計によると、平成27年では1万2,128人の住民が暮らしております。全ての住民を対象にインフルエンザ予防接種を実施した場合、65歳以上は3,918人、町の支援もありまして、自己負担は1,620円であります。この合計額、634万7,160円の負担となります。15歳から64歳の方は6,933人おられます。この方々が受診する場合は、保険が適用になりませんので、3,500円の負担となり、2,426万5,500円の経費がかかります。0歳から14歳は1,277人で、乳幼児は2回の検査を受ける必要がありますので、6,000円となります。これに必要な経費が766万2,000円となります。合計3,827万4,660円の負担が必要となるわけですが、これに対して町が積極的に支援し、全額町が助成する政策を実施すると、3,827万4,660円の町の新たな支出となります。町にとって3,800万円余りの支出は、決して少ない額ではないのでありますが、新型コロナウイルス感染症対策としての町の補助でありますから、県と国に働きかけ、このような施策にも国の全面的な支援を要請しつつ、町独自でも実施すべきであると考えます。町長の政治姿勢を伺います。

次に、大きな2つ目ではありますが、子育て、高齢者など町住民への独自政策の展開について伺います。住民の暮らしを守る最も身近な自治体の役割として、今年度の佐野町長が提案した当初予算に私は反対の態度を表明しました。佐野町長就任以来、私は具体的な提案を行ってきましたが、国保の引下げ、75歳以上の人間ドックへの町独自助成以外では、全てを事実上否定し、新年度当初予算には何も計上しなかったからであります。その具体的項目は、1つは町の0歳から高校卒業までの住民の医療費助成の自己負担をなくすること、2つ目には同じ住民なのに75歳になると人間ドック補助が1万円しかなく、国保の世帯は2万7,000円と大きな差があり、この是正を求めました。佐野町長は、2019年に当初予算に町の一般財源で5,000円を追加し、その結果、受診者がこれまでより若干増えたという効果がありました。そう見るべきなのに、さらなる前進をしなかったことです。3つ目に、区長規定を改善し、地方自治の最先端を担う自治会にふさわしい条例を求めましたが、検討した形跡も結果もなかったことでもあります。4つ目に、子育て支援の立場から一般会計予算で国保の均等割の廃止を求めましたが、部分的な改善や前進も見られませんでした。5つ目に、新生児の先天性難聴の早期発見と治療のための聴覚スクリーニングに町の補助制度の創設を求めました。これは、国から交付税算入されているというものでありますが、今年の予想出生数が50人ならば僅か25万円で実現できるのに、全く予算に反映されませんでした。6番目に、地域経済循環の大切さから、地元零細企業や自営業者も元請で参入できる制度創設を求めました。地域経済の循環という観点から、地域活性化の観点からも、もっと真剣な研究や努力の姿勢が必要と考えますが、こうした研究や努力のための予算化や姿勢を見ることができなかったことです。以上6項目のことから反対しました。しかも、私は事前に反対する趣旨の原稿を町の三役に提出していました。私の議員生活21年余りの中で、事前に反対理由を述べる原稿を三役の方に提出するのは初めてのことでした。それには理由があります。第1に、新しい町長への強い期待があると同時に、期待外れという世論の声を感じており、町民の期待に応える町政がどうしても必要と感じていたからであります。第2に、消費税が8%に引き上げられてから消費不況はずっと続いています。さらに、昨年10%に引き上げられました。消費不況がさらに深刻になることは必至であると考えたからであります。こういうときだからこそ、町住民の暮らしを守る防波堤として、佐野恒雄町長が町住民の子育てする家庭を支援すること、高齢者の健康を守ること、地域の小規模、零細企業が町事業に元請で参入すること、これへの支援策を作成し、可能なところから議会に提案し、議会の賛同を得て実現す

ることが今日極めて重要なときであり、佐野町長の抜本的な考え方にも完全に一致するものと私は確信していたからであります。私のこれらの提起や提案をどのように受け止めているのでしょうか。また、どのように具体化しているのでしょうか。それとも13人の議員のうちの1人でしかなく、絶対少数の意見など検討する余地はないと考えておられるのでしょうか。佐野町政の真意をぜひとも聞かせていただきたいのです。そして、ぜひとも私が提起した政策を田上町として正面から検討し、実施可能なところから実現することを強く求めるものであります。

(町長 佐野恒雄君登壇)

町長(佐野恒雄君) それでは、高橋議員の質問にお答えいたします。

はじめに、新型コロナウイルス感染症についての政治姿勢を問うということであり、新型コロナウイルス感染拡大は小康状態にありますけれども、これは特に緊急事態宣言発令中において、高橋議員が言われるように、多くの全国民が休業要請や不要不急の外出の自粛にご協力をいただいたことと、感染リスクがある中で医療関係者の皆様から危険を顧みず献身的な活動をしていただいたことによるものと感じております。そうした献身的なご努力に対して心から感謝を申し上げます。

次に、新型コロナウイルス感染症拡大によって、全国各地で様々な業種に悪影響が出ているところであります。町におきましても、事業と雇用が守られればと、十分とは言えないながらも、独自の支援策を講じてきたところであります。議員がおっしゃるとおり、医療体制も含めて政府の責任による十分な対策や補償が必要であると強く感じております。そのことが長く続いた全国民の自粛に報いるものであるということも私も感じております。PCR検査体制を抜本的に強化し、検査の実施数を増やすことにつきましては、必要かつ重要なことであると思います。PCR検査が必要な対象者がタイムリーに検査を実施されることで、安全・安心で良質な医療提供が行われ、治療が適正に行われます。効果的な感染制御と社会経済活動の回復、維持において、PCR検査の拡大が重要であります。住民が安心して生活ができ、経済活動が展開できるよう、国の財政負担でPCR検査を抜本的に増やすことを町村会を通じて働きかけてまいります。

また、この地域で新型コロナウイルスが流行した場合、今の医療体制で大丈夫なのか不安を感じております。県立病院の役割、在り方として、民間医療機関で担うことが困難な高度急性期、急性期医療や不採算医療に重点化するということがあります。県立病院である加茂病院がこの地域でその役割を担えなくなることがあってはならないと考えております。これからも加茂病院の常勤医師の確保、県立病院と

しての存続、そして新型コロナウイルス感染症の流行に備え、地域医療の中核としての役割を担えるよう、加茂病院の機能強化、充実を県に強く要請してまいります。

新型コロナウイルス感染症の第2波が秋から冬にかけて訪れるのではないかと専門家から警鐘が寄せられております。また、風邪やインフルエンザと見分けが困難であるとも言われております。議員からは、インフルエンザの予防接種を全町民に補助することで新型コロナウイルスと区分けができ、医療機関の負担を和らげることができるのではないかとのご提案であります。町で単独で実施するには多額な経費を要することになるので、慎重にならざるを得ませんが、有効な手段であると思っておりますので、町村会を通じて国や県にその支援に取り組むよう働きかけてまいります。

次に、子育て、高齢者等住民への町の独自政策の展開についての質問にお答えいたします。議員ご提案の6項目のうち、1点目の町の0歳児から高校卒業までの医療費助成の自己負担をなくすことにつきましては、子育て支援策として検討してまいりました。今後の子育て世帯への負担軽減を図りたいことから、全ての年齢は難しいけれども、せめて0歳児だけでも実施できればというふうに考えております。

2点目の人間ドックの補助の関係につきましては、さらなる増額については検討いたしておりません。国保加入者の40歳から74歳までの方につきましては、メタボリックシンドロームの予防、改善を目的に特定健康診査が実施されており、人間ドックであってもその特定健康診査と同じ検査項目を必須とし、なおかつその検査結果を提供していただくことから、国保として補助事業を実施しているものであります。一方、後期高齢者医療加入者に対しましては、それらの目的を持たない一般健康診査の検査項目での実施となっていることなどから、さらなる助成額の増額についての検討は考えておりません。人間ドックは、保険事業の一環としてそれぞれの保険者においてその取組を行っているものであり、後期高齢者広域連合が保険者として助成単価を1万円と定め運用しているところ、町で増額した経緯としては、後期高齢者医療対象者の健康増進に少しでも寄与できるよう、令和元年度より5,000円増額したものであり、県内の各市町村の助成状況と田上町の状況を照らし合わせた中ではさらなる増額は考えておりません。

3点目の区長規定を見直し、自治会を町の条例に位置づけてはとの提案につきましては、町が規定している区長は、町の業務を補助していただくため、町が定めた地域ごとに置くものであります。一方、自治会はそれぞれの地域で住民相互の協力、親睦のため、それぞれが定める規約に基づき自治活動を行っている組織であり、そ

の代表者が自治会長であります。町の業務を補助する区長と地域の自主的な活動を行う組織の代表者である自治会長とは、厳密にはその役割が異なるため、これらを併せて条例に規定することは適切とは言えません。しかしながら、自治会は町と地域を結ぶパイプ役、地域における防犯、防災活動、環境美化活動などを担っており、非常に重要な組織であると認識いたしております。また、地方分権や少子高齢化など町を取り巻く環境の変化への対応として自治会に求められる役割は、さらに重要なものとなっております。このような状況の中で、様々な地域課題に対応するため、他市町村においては自治基本条例やコミュニティ活性化推進条例などを制定し、町や議会の役割と責任を定めるとともに、住民の役割と責務、住民参加への義務づけを行っている例も見受けられます。議員ご提案の自治会を条例に位置づける方法としてこれらについて研究してまいりましたが、条例の制定は自主的に行っている自治会の活動を義務づけることになることと、行政が一方向的に定めるべきものでないこと、町内の自治会においてこれらの制定を求める機運が全体としては感じられないことから、現時点において条例の制定は時期尚早であるというふうに考えております。しかしながら、議員が提案されている趣旨としては、町が自治会あるいは町民の意見をしっかりと聞いているのかどうかを危惧されてのことだと思っております。これにつきましては、私が就任した平成30年6月議会の答弁でも申し上げましたが、私の政治姿勢として、広く町民の方々の意見を聞きたい、町民の方々に寄り添った政治、行政をやりたいという思いは変わっておりません。町民の意見を取り入れるため、いろいろな集会、総会等に参加させていただくなど、様々な形で町民の声を聞く機会を設けてまいりたいと考えております。

4点目の国保税における子どもの均等割の廃止のご提案であります。均等割課税の考え方につきましては、国民健康保険の制度設計の中で国において議論されるべき問題であると考えていることから、町としても今後も引き続き町村会や国保連合会を通じて国に要望していきたいと考えております。その一方で、議員ご指摘の視点で何か特色のある対策ができないか担当課に指示しておりました。検討を重ねた中で、今般の新型コロナウイルス感染症やインフルエンザ等の防止や重症化の予防に一定の効果が期待できることから、国保加入者に対するインフルエンザや子どものおたふく風邪など、任意の予防接種の助成を実施することといたしました。これについては、インフルエンザの流行期前に実施できるよう、早急に詳細を取りまとめ、9月議会に提案していきたい考えであります。

5点目の新生児の先天性難聴の早期発見と治療のための聴覚スクリーニングの町

の補助制度につきましては、子育て支援策として検討してきました。できれば実施したいとは思っておりますが、事業を取捨選択する中で慎重に判断していきます。

6点目の地元零細企業や自営業者も元請で参入できる制度の設立につきましては、以前の議会において地元業者へ受注を与えられるようにすることは当然であると回答を申し上げました。この気持ちに変わりはありませんが、町から指名を行う上では、ある一定の基準が必要であると考えております。工の種類はもちろんのこと、規模が大きくなればなるほど、また技術的特性等によっては施工管理、品質管理等の技術的水準の確保や、施工するに足りる有資格技術職員が必要になってくるなど、それらに見合う業者かどうかを客観的に判断する必要があります。その理由としては、当然のごとく最後まで間違いなく施工する能力がある業者かを判断する必要があります。万が一にも指名、落札した業者が施工不良となることがないように、業者指名の判断材料の一つとしてこれらの要件の確認が必要になってきます。このような問題があることから、現在工事の案件によっては、その規模によっては基準に満たない業者の指名には至っておりません。議員のご提案につきましては、もちろん重く受け止めておりますし、様々な制約がなければ、できれば具体化していきたいというふうに考えております。しかしながら、事業を実施するに当たりましては、様々なことから総合的に判断せざるを得ないことをご理解願いたいと思っております。

以上です。

13番（高橋秀昌君） 新型コロナウイルス関連では、私の質問に対してはほぼ同意するとお答えいただきました。これは評価したいと思います。そこで、同意するという事の中で、政府の責任による補償という問題です。私は、田上町が独自に町民に対して支援することを否定するものではありません。しかし、率直に言わせていただければ、それも見舞金程度の額なのです。根本的に地域経済を興すなどというお金を残念ながら田上町は今すぐ持っていません。そうすれば、県や国が、特に国が大胆にお金を投じる以外ないのです。そのことについては同意いただいたのですが、国にもしっかりと補償をもっと増やせと。私は、あれは補償とは言い難いです。経営維持のために個人経営で100万円なんかやったって、皆さんそんなので変わるわけがないのです。そういう点で、本当に強く県にも国にも働きかけて、抜本的に補償を増やせということをさらに強めていただきたいと申し上げておきたいと思っております。

それから、PCR検査の必要性について国にも求めるというお答えでありました。PCR検査は、厚生労働省が3月の時点で医療機関への報酬として、自分のところ

で検査できるものについて、医院については1万5,000円ですと、1件当たり、よそにやる場合は1万9,500円ですとということを通知しております。実際にそれを全国で大々的にやるというのは、町村レベルでは無理です。県レベルでも恐らく無理だと思います。これ国レベルでやるしかないのです。私は、単純な言い方をすれば全国民にすべきだと思いますが、そうでなくとも、例えば無作為抽出検査を行う。住民の1%の方々を検査をすると、これを試算してみました。新潟県の人口が231万3,820人です。これに、1万9,500円と1万5,000円がありますので、一応1万8,000円として計算しましたら4億1,650万円かかるのです。これ1回やったら終わりではないでしょう、検査というのは。定期的に行っていかなければならないわけです。そうすると、新潟県が1兆円の予算規模でこれをどんどん、どんどんやれるかというのも限界あります。これだけのお金を使わせるというのは国なのです。国にしっかりと検査をしてもらう。そして、皆さんが陽性でなければ、みんなマスク外して大いに語れる。それで、飲食店に行っても、食堂に行っても、かつてのように向かい合うことも可能なのです。そうでないと、狭いフロアに半分しか入れない。経営ができないわけでしょう。飲食店の皆さん、大いにもうけているわけではないわけです。ここはPCR検査を4億円かかろうが、新潟県全体だけですけれども、全国でやったら大変なことになるわけですが、それでも国が進めていくしかないのです。抽出検査でもいいと思います。それなら国だってやれるではないかというふうに思うのです。そういう具体的な数値を持って、ただ単に一般論として国に負担せえではなくて、こういうお金でやれるではないですかということをごひ町長からも、県を通じてでも結構です。町村会でも結構です。大いに機会あるたびに県や国に要求してもらいたいのです。そのことをひとつ指摘しておきたいと思います。

それから、これ新聞紙上での話なのですが、県知事が基幹病院について、ある面では積極的な発言をしておられます。しかし、県立加茂病院については全く方針を変えていないです。このままいったら地元から同意してもらったというふうになりかねない。これは、もうとにかく機会あるたびに県立病院を総合病院から外すな、民間に売り渡すな、医者をおこしなさいということをお願いすることが必要だと思います。これは世論なのです。ここをぜひ町長からも機会あるたびに、あるいは機会がなくても定期的にでも、田上の町長はうるさいと言われるぐらい要求していただきたいことを重ねて要請しておきたいと思います。

それから、冬のために風邪やインフルエンザと、そういうのはなかなか区別がつかないので、インフルエンザ対策として町が独自でも出すべきではないかという提

起をしましたが、国、県に支援を求めると、単独では慎重だという答弁でありました。私も率直に言えば、三千数百万円を毎年出していくというのは極めて大変だと思うのです。でも、もう一つの考え方は、この仕事も国の今回の新型コロナウイルス対策としての交付、この中に入れさせる。そうすれば、町単独でできるのです。その努力をぜひやっていただきたい。必ずこれは有効になると思います。

それから、今度私は新型コロナウイルスから外れまして、当初予算に反対したことに対して6項目を述べました。町長は、この件について率直に行政内で検討されたということについては、まず評価したいと思います。検討してくれたのだということについて私は評価していきたい。しかし、その中の0歳児についてだけでも実施したいという一定の積極性があるのですが、0歳児というのは母体を受け継いでいますので、割合と0歳児は病気にかかりにくい。大体病気になるのは1歳からなのです。そういう子どもの状況がありますから、0歳でやるのではなくて、やるなら1歳からやるとか、あるいは2歳からやるとか、そういう点で再検討願いたいと思います。0歳だとほとんどお医者さんへ行く人が少ないような気がしますので、要請したい。

それから、2つ目の75歳になると人間ドック1万円しか出さない、それに対して5,000円出した、これ以上上げる気はないとお答えになりました。それは、保険者の判断なのだというお答えでありました。ならば、保険者にそれを要求する、必要ではありませんか。もともと1万円を出すのも3万円を出すのも、保険者がやろうということになれば、それは全体と市町村のプールになります、75歳以上ですから。私が指摘をしたいのは、保険者が違うからではなくて、同じ県民でありながら、同じ町民でありながら、年齢によって一方で人間ドックに積極的な支援をし、もう一方には1万5,000円しか出さないという、この人間に対する、同じ住民に対する差別はどうなのだという指摘なのです。そして、後期高齢などと言っていますが、現実に75歳を過ぎた方々が元気で働いているではありませんか。そうでしょう。実際に自治会、区長やられている方、そういう方々も自治会で積極的に活動している。決して年寄りではないのです。昔の高齢者ではないのです。現役で働ける。現役とは一般の会社に勤めるという意味ではなくて、地域に貢献できる方々です。こういう人たちを、保険者が違うから、私知らないのだでは駄目なのです。だったら、保険者に強く要求することです。そうではありませんか。ここはもう一度考え直す必要がある。もちろん無尽蔵に出せと言っていません。でも、かつては、後期高齢者制度が始まる以前は国保のメンバーですから、みんな出していたのです。それを後期

高齢者になったから外しただけの話でしょう。そういう経過から見たって、大いにこのところを、町がなかなか金のやりくりできないというなら保険者に出させるとか、そういう努力すべきではないですか。お答えいただきたいと思います。

それから、3番目の区長規定の改善の問題ですが、私は条例の捉え方が間違っていると思うのです。自治会に対する条例を制定すると、自治会を縛るものだというお答えですよ。もしこれが行政マンの全ての課長たちの意見だとしたら、条例に対する物の捉え方が間違っています。もともと条例というのは、住民に規制を加える目的ではないのです。条例の本質は、行政の側、権力を持つ側が住民のためにどう自分たちを縛るかなのです。これが条例の本質なのです。この本質を見ないで条例を定めると、住民を束縛するとか自治会を束縛するというのは、私は条例の本質を見ていない、見識を持たない田上町の行政マンでしかないと言わざるを得ません。しかも、条例で自治会を縛る必要はないのです。自治会をどう見るか、区長会をどう見るか、行政と自治会や区長会はどうあるべきか、こういうことを条例の中に定めていくことが必要なわけでしょう。なぜか。それは、現場の地方自治を行政としてもしっかりと見ていくという、こういう立場です。もちろんこれはただ単にここでの二、三分の議論や1時間の議論で明確になりません。ですから、そういう点は識者に、つまり大学で地方自治研究している人たちもいます。こういう人たちと相談するなりしてつくっていくことが十分可能なのです。少なくとも住民を縛るものとか、自治会を縛ることになるなどという、条例の捉え方自体は改めるべきでありますので、ぜひこの件についても、少なくともその視点は改めるというお答えをいただきたいと思います。

それから、4番目について伺います。子育て支援の立場から、一般会計で国保の均等割の廃止を求めました。これに対しては、国の仕事が根本なのだから、国にやってもらうよう要求するという、以前から見れば一歩前進です。しかし、もう一方で、国保の予防接種が云々という話になりましたが、これ予防接種を無料にするという意味なのでしょうか。違うのですか。そこのところが見えない。それで、私が言っているのは、均等割の廃止というのは、これは何だかという本質的には国保税が高過ぎることなのです。だから、根本的にはもう1兆円国が国保に対して出せば均等割ゼロにできるよという県知事の、全国の知事会の国に対する申入れです。これに合わせたものなのです。だから、私はただ単に国に言うだけではなくて、田上町としても実際に私は、全面的にやったら三千数百万円かかりますから、そんな全面的ということは、もちろん言いましたけれども、町としてやれるところ

をやって、田上町これだけやっているのだから、県や国もどンドン国を金出すように要求してくださいよと、そういうことが必要ではないかという視点なのです。この点は、改めて認識していただきたいと思います。残念ながらスクリーニングについてはやらないというお話でありましたので、これはそちらの姿勢なので、聞き置くだけにします。

それから、地域経済の循環の大切さからの入札制度の改善ということについては、難しい話は出しますけれども、町長の政治姿勢だけでは駄目なのです。これは、条例に基づいた、規定に基づいた申出が必要なのです。大事な点は、長がおっしゃっているように、町が発注したのに責任持てないので困るというのは、初めからやる気がないということです。田上町の零細業者は知っているわけでしょう。こういう人たちなら何ができるかというの調べればいいではないですか。そして、この人たちが参入する場合、今の条例で何がネックになっているかが分かればいいでしょう。そうしたら、その人たちがやれる仕事の中身について条例を改善するという、そういう物の捉え方ではないですか。それをやらないで、ただ単にそごを来すと悪いから駄目だとか、気持ちだけは住民と一体になってやりたいのですでは駄目なのですよ。町長が替わったらどうしますか。もう一度やらなければ駄目でしょう。ここのところは具体的に研究し、実際の田上町の中小零細、特に零細事業主たちが公共事業に何なら参画できるのか、何ができないのか、見れば分かるでしょう。そういうことを通じて自治体の中で、零細業者も公のお金、つまり町の税金を使って仕事ができるようにするには何と何を改善すれば何ができるか、ここを見ればいいのではないですか。そういうことが必要だし、そこは研究する必要があると思います。これも8人の課長が1時間、2時間議論して答えが出る中身ではないと思います。そういう点では条例のつくり方、零細企業が発注できる条件をどう見るべきか研究する必要があると思います。ぜひこの点でも研究を進めてもらいたい。ちょっと2番目が長くなってごめんなさい。

以上です。お答え願います。

町長（佐野恒雄君） 2回目のご質問をいただきました。

まずは、国、PCR検査ですかね、これ先月5月……

13番（高橋秀昌君） 補償。町長、補償。補償の点で国に要求する、補償せいということ国に要求する。

町長（佐野恒雄君） 自粛に対する補償、これ国のほうに要望せよと、こういう話でございます。国にというか、県を通じて、町村会等を通じて要望していきたいなど、

こう思っております。

それから、PCR検査についてです。先月5月の何日だか日にちは忘れました。県知事が自粛をどうするかというか、解除するに当たって自治体の各首長から意見を聞きたいと、こういうふうなことがあって、県に出向いて意見交換会に出席をさせていただきました。そのときにも私からは、PCR検査について高橋議員のほうからお話も伺ってございました。PCR検査の重要性伺ってございました。そのことは、意見交換の中で県のほうに要望させていただきました。そのときに、その時点で柏崎と長岡だったと思います。2か所にPCRの検査所が新設されたというふうな県の発表がありました。その後も、県としてもPCR検査の重要性は十分認識しているので、検査体制については推進していきたいと、そういうふうなお話でした。最近、ここ二、三日の県の報道なんかも聞いておりますと、そうしたPCR検査の体制もかなり進めているような状況下にあるのではないかなというふうに情報としては聞いております。そんなことで、確かに高橋議員がおっしゃるように、感染防止対策下の中で経済活動という相矛盾するような中で、経済活動を復活させていくためには、そうしたPCR検査というのは非常に重要なことなのだろうと思います。これからもそうした、先ほど抽出検査というふうなやり方も高橋議員のほうからお話ございました。町村会等を通じてそれらを強く要求していければなと、いきたいなと思っております。

それから、加茂病院を総合病院として続けるということ、そして医師の確保の問題、最近の新型コロナウイルスの関係で、加茂病院の基幹病院としての後方支援としての役割というのが、むしろ新型コロナウイルスの関係で非常に大きな役割を担う形になってきているのだと私は感じております。そういう意味においては、いろいろと議員おっしゃられるように、民営化とか言われておりますが、そうした今回の新型コロナウイルスのことを考えると、しっかりと基幹病院としての後方支援と同時に、新型コロナウイルスに対しても役割を果たせるような形での基幹病院の在り方について、県については要望していきたいなと思っております。

それから、インフルエンザ対策、なかなかお金のかかる話であります。当然町としてそれだけのことがもちろんできるわけではありません。議員のおっしゃるように、国のほうにしっかりとその点も町村会等を通じて、訴えていければなというふうに思っております。

それから、子どもの医療費の関係、町としていろいろと、それこそ高橋議員の要望の中で、実現できるものはないかなというふうなことで町としてもしっかり検討

いたしております。そんな中で、0歳ということでは何とか支援していければなというふうに思っております。実際確かに議員おっしゃるように、免疫を持った中で0歳児というのは病院にかかるケースというのはそんなにないかもしれません。そうしたことも含めて、何歳までなのかということも、これらも再度また検討をしていければなと思っております。

それから、人間ドックの助成、同じ町民でありながら何でそこに差別なのだということもございます。これも保険事業であるということもひとつまたご理解をいただきたいなと思っております。

それから、区長規定、これは決して、高橋議員おっしゃられるように、住民を束縛しようというふうな形で考えているわけではありません。ただ、住民をそうした形で縛ってしまうようなことになりかねないかなという疑念のことを申し上げただけの話であります。この条例につきましては、いろいろと研究をしていく必要があるのだろうなというふうに思っております。

それから、もう一つ、一番最後だったかな……

(何事か声あり)

町長(佐野恒雄君) 均等割の話だったっけ。

13番(高橋秀昌君) うん。それは言ったから、あとは地域経済、零細企業の参入です。

町長(佐野恒雄君) これは、町の事業者にできるだけ受注の機会を与えていきたいというのは、高橋議員おっしゃるとおりで、私もそう思っております。できるだけそうした受注の機会を与えられるようなやり方をやっていきたいとは思いますが、その事業の大きさ、そうしたことを考えたときに、どこかで基準を設けていかないと難しい点があります。そうした場合には、できるだけ企業体、JVを組んでもらうとかして、できるだけ地元の企業に、受注といいますか、仕事が行き渡るような、そういう政策といいますか、行政的な配慮は考えていかなければならないと思っておりますので、十分そのお気持ちは分かりますので、努めてまいりたいと思っております。

13番(高橋秀昌君) まず、PCR検査についてであります。県は新たに2か所設置したとありますが、ここが問題なのです。いいですか。設置したことを否定しているのではないのです。今国が検査の要項を緩めて、だるい、熱がある、そういう人がお医者さんに行って、お医者さんが検査していいよと言った人が対象なのです。つまりもうそのときは、菌をばらまいている可能性があるのです。私が指摘をしているのは、そうではなくて、抽出でもいいから、自覚症状のない人を含めて一定の

数を検査すべきではないかと、PCR検査を。それには先ほど言ったように億単位のお金がかかりますよと。そうすると、町村クラスでは無理だと。もしかすると県レベルでも無理かもしれない。そうすると、国が積極的にここにお金を出すことによって、この地域、例えば田上町地域で1%という120人ですか、120人やったら陽性が一つもなかったとなれば、皆さん、田上ではマスク要らないのではないのとなるではないですか。そうでしょう。つまりウイルスに冒される危険性を、皆さんは自分が持っていると思ってマスクするわけでないですか。検査をして、この田上地域では1%やったら全員白だったということになれば、非常に安心して暮らせるではないですか。そういうことをやるべきではないか。そうすれば、地域経済も元に戻る、完全に戻るとは言いませんけれども、地域経済が動きやすくなるではないですか。そのためにPCR検査が必要という、そういう趣旨で、町長、ぜひ捉えていただきたい。

それから、病院問題。県は、いまだに断らない病院という言い方しているのです。つまり県央基幹病院に救急車全部そこにやれと。そんなこと言ったら医療できないのです。町長がおっしゃるように、後方支援病院としての加茂病院、骨折を治せるなら加茂病院でいいでしょう。県央基幹病院へ行かなくていいわけですから、そういう役割分担をしっかりとするためには、どうしても加茂病院は県立である必要がある。それから、例えばこういう新型コロナウイルス感染症の場合、例えば発熱外来を設ける、これだって大きな負担がかかるわけですから、県立ならつくりやすいではないかということで、県立病院をきちっと守っていくということでご指摘させていただきました。でも、町長、私の指摘については基本的に賛同されていますので、付け加えるだけの話でありますので、ぜひ認識していただきたいと思います。

それから、私が新年度予算で反対した6項目について、率直に言えば皆さんが検討してくれたと。的を射ないお答えもありましたけれども、欲張って6項目全部、100%私の言うこと聞いてくれなければ駄目だという考え方ではありません。でも、重要な点ではしっかりとそこを研究して、少しずつでもいいですから、前へ出ていく。そのことが何を意味するか。町民への励ましになるのです。そこをしっかりとつかんでいただきたいと。決してしゃくし定規に、第1答弁でおっしゃったように、条例をつくる、縛ることになるなどという、そんな見方はやめていただきたいということを申して、質問を終わります。

町長（佐野恒雄君） ありがとうございます。しっかりと高橋議員の要望されたことに対して十分研究して取り組んでいきたいなど、こう思っております。いつも高橋

議員からは町民の目線に立った形の中でご提案を、一般質問、議会の中でご提案いただいております。私自身も同じような気持ちです。そうしたご提案に対してお応えできればいいなといつも思っておりますが、そうした町の財政的な見地からも、できるもの、できないもの、いろいろあるわけでありましたが、でもしっかりとそうしたものに対して受け止めていきたいなど、こう思っております。

議長（熊倉正治君） 高橋議員の一般質問を終わります。

ここでお昼のため休憩をいたします。

午前 11時51分 休 憩

午後 1時15分 再 開

議長（熊倉正治君） それでは、再開をいたします。

10番、松原議員の発言を許します。

（10番 松原良彦君登壇）

10番（松原良彦君） 10番、松原でございます。一般質問をさせていただきます。今回は、2件の案件について町長に伺います。

1つ目は、田上町独自の支援の追加についてでございます。1つ目の質問は、新型コロナウイルスのその後の対応についてですが、田上町独自の支援策、私の独自の提案を聞いていただきたいと思っております。今回の新型コロナウイルスの恐ろしさを本当に体で感じたときは、ドリフターズの志村けんさんが亡くなった頃でございます。私は、それは何でだかと、こう思いましたら、それはこの新型コロナウイルス簡単に死亡につながる病気だと分かったからでございます。

まずは、5月26日、安倍総理大臣ます緊急事態宣言の解除を出し、景気回復に力を入れていく方針に変わったときでございます。まだまだ不十分で、先が見えない状況にあり、今までのような景気には程遠い話と言っても過言ではありません。皆さんが早急に上向きになるよう頑張るほかありません。国は国なり、県は県なり、町は町なりで、少しでもよい方向に実行することで町民の皆様喜びと信用が生まれると思うからでございます。今までの国や県の応援や支援は、台風や大雨、大雪等の自然災害で家屋や田畑、川の氾濫等が主でしたが、そこに体の病気が加わってまいりました。

そこで、提案でございますが、私はすごく簡単と思っておりますが、そういうわけにもいきませんが、田上町に住民票のある方全員に、金額は少ないかもしれませんが、5,000円の現金配付というものを提案いたします。これは、5月31日現

在の1万1,475人が対象で、金額に直すと5,737万5,000円のお金になります。田上町として新型コロナウイルスの感染者が一人も出なかったことは、町民皆様の大きな協力があってこそできた新型コロナウイルス対策です。それらの長い間自粛していただいたお礼という意味も兼ねまして、精いっぱい提案でございますが、いかがでしょうか。町長の決断を期待しております。

もう一案でございますが、ごみ焼却施設の建て替えなどについてお伺いいたします。少しだけ前置きをさせていただきますと、この質問については昨日の同僚議員と同じような内容がございます。なるべくかぶさらないよう質問いたしますが、同じような話題が出てきたときは、それなりに流してお聞きください。加茂市・田上町消防衛生保育組合の担当のごみ焼却施設の建て替えを含めた今の状況や、加茂市との話し合い等がどこまで進行しているのかなど、ざっくりでよいですが、町長の考えをお尋ねいたします。

この建物は、昭和55年10月竣工のごみ焼却施設であります。築40年を超えた建物になり、故障も多く、修理で焼却を休むことが出てきました。私ども田上議会は、1号炉、2号炉の故障やダイオキシン対策等で焼却炉が使用不可のため、野積みによるブルーシートの下にあるごみの山を何度も見てきました。周囲の人、農作業の人たちにもご迷惑をおかけしていることも事実でございます。焼却場家屋等の現地調査も何回か実施され、その都度管理者の加茂市長に根本的改善を申し入れましたが、直せば新品同様の言葉ではぐらかされて今日まで至りました。焼却炉の使用に当たっては、何でも燃やせるよい点もございますが、寿命が短いのが欠点です。よく40年も上手にもったなと感心せずにはおれないことも確かでございます。建物の中に入ると、窯の限界がよく分かり、雨降りや電気配線のむき出し等も見られ、いつ壊れるか心配が頭に付きまとう次第で、安全作業などは無理だと感じてまいりました。今回の選挙でどちらの首長も替わりましたので、その辺の状況や考え方も変わると思い、次の5項目について佐野町長に再度お尋ねいたします。

町長は、就任後この焼却場に何回来られましたか。

2つ目に、焼却場の新設について両首長の意見は一致しましたか。

3つ目に、新設焼却場の件は国、県のほうへ要望してありますか。

4つ目は、正直なところ町長は今後どのくらい使えると思っておりますか。

最後に、建設事業費はどのくらいと考えていますか。

以上5点についてお尋ねします。

いま一点は、先般一部事務組合から年間どのくらいの修理代金がかかるのか調べ

てもらいました。ざっくりですが、年間5,000万円、多いときは8,000万円の修理代がかかっています。一番修繕がかかる場所は燃焼室で、平成20年から平成30年までの11年間の間、7回故障が出て直しております。前小池市長が常に言っていた、取り替えればいつでも新品で使えるは全くの間違いでございました。佐野町長は、この修理代金をどう思いますか。この程度ならば仕方がないとか、お金の使い方が大変上手だとか、もったいないとか、正直なところをお聞かせいただきたいと思えます。

以上、1回目の質問を終わります。

(町長 佐野恒雄君登壇)

町長(佐野恒雄君) それでは、松原議員の質問にお答えいたします。

はじめに、田上町独自の支援の追加ということについてのご提案であります。新型コロナウイルス感染症対策への私の基本的な考え方は、全ての町民に広く浅くという考えではなく、感染症の影響により大きく困っている方々に重点的に対応していきたい、特に国、県の支援制度ではあまり行き届かないところを救っていきたいという思いから、様々な町独自の支援策を実施してまいったところであり。基本的にこの考えに変わりはありませんけれども、議員の提案につきましては今後の検討材料の一つとさせていただきます。

次に、ごみ焼却施設の建て替えなどについての質問にお答えいたします。清掃センターにつきましては、町長に就任してからは視察目的で伺ったことは2回でありますけれども、就任前にも何回かは行っておるところであります。

施設の現状につきましては、建設から39年が経過していることなど、施設の老朽化という点におきましては、管理者である加茂市の藤田市長とは共通の認識に立っております。昨年の令和元年6月6日に、管理者と清掃センターの今後の方針等に関して協議の場を設けました。その中で、焼却場施設の新設あるいは広域処理がよいのかどうかを判断するための材料がまずは必要であるという考え方で管理者とは意見が一致しており、その方針で事務作業を進めており、現在消防衛生保育組合において、ごみ処理施設整備構想と一般廃棄物処理基本計画の策定業務を進めているところであり。

国、県への要望につきましては、その構想と計画の策定後に用地の選定、施設の実施設設計など、一連の業務を終えた後に補助申請をしていくことになるものであり、今はまだ要望する時期ではないと思えます。

今後の施設の使用可能期間につきましては、それら施設の専門的な知見を私自身

有しておりませんので、申し上げることはできませんが、現実問題として次の施設の見通しが立つまで使用していかなければなりません。そのようなことから、消防衛生保育組合におきまして、管理運営について最善の努力をしているものと考えております。

新しい施設の建設事業費につきましては、明確にお答えはできませんが、現有施設と同じ30トンの焼却炉2炉を整備するとした場合、1トン当たり1億円程度必要になるのではないかと聞いているところではあります。修繕費の関係につきましては、先ほども申し上げましたとおり、消防衛生保育組合において、施設の管理運営について計画的に最善の努力をしていただいていたとと考えております。

以上でございます。

10番（松原良彦君） ただいまは大変お上手に簡単にお話を承りまして、大変ありがとうございました。

私は、新型コロナウイルスの話が出たとき、大変だなと思いながらも、そのうちに収まるだろうと思っておりましたが、そんなわけにもいかず、私の家の東京の孫は東京へ行ったきり、もう帰ってくるなど。そんなわけで、入社間もない子が何にも分からないでうろうろしていましたけれども、ちょうど兄弟が、おばさんも2人いますし、そんなわけで住むところに不自由がなかったのも、多少はよかったけれども、聞いてみると大変よっぱらになってどうにもならなかったと、そんな話をしています。

町長には大変いろいろなことを聞いて申し訳ありませんが、私は私なりに思ったことをお話しさせていただきます。今回は、田上町の全部の行事やセレモニーが戻るまで、復活や生活が町にかかっております。いかに町の協力が、町のいろいろなものを町民にお話しすることによって皆さん安心することもあります。また、なかなか大変だということで、家の中で、3密ではありませんが、大変親も子どもも心配しております。町の議会の皆さんの二次補正にもっと出してもよいという後押し的な声も聞かれておりましたが、ただ1点今回うれしかったことは、それはプレミアム商品券、プレミアム飲食券が1日で完売したことです。終わってみればもう少しあってもよかったとは思いましたけれども、町の皆さんが経済的なことを考えれば少しでも安いものに飛びつくのは当たり前でございます。先日の10時過ぎには本当に大勢の方がこの商工会の前に列をつくっておりました。私ごとでございますが、なぜ私が5,000円に力を入れているのかお話をいたしますと、皆さんは町から、または社会福祉協議会などから、多分この2つの会だと思いますが、間違っていたらご

めんしていただきますが、お見舞金をいただいたことがありますでしょうか。私には近い関係者がおりますので、お金をもらったお話を聞いています。どうしても町民の皆様は町の仕事の一端を知ってもらいたいと、あえて話を出しております。それは、身体障害者の人、病院に入院している人、その人たちは、正月前や帰宅前になると民生委員の方がそういういろいろなものを持ってきてくれます。すると、周りの人、他町村の人と一緒にいますので、わあ、いいね、田上はすばらしいねと他町村の方が言って、喜んでくれました。今はその行事は廃止になったかもしれませんが、5,000円の見舞金は大変助かりました。今回町民限定宿泊プランは、湯田上温泉旅館にとって私は起死回生のプランとして、それはそれとして実施していただきたいと思っております。残った人たちは、健康やいろんな都合でその宿泊プランには行かない人もおりますが、町民の自粛疲れを癒やすことを目的とした事業でございますので、1万1,475名の町民の方々は、権利を持った方々ですが、その人たちにも5,000円の支払いができるように、同じ仲間でございます。出不精の方もたくさん出てきております。今後の取組についても、現金配付は家族みんなと一緒に使える金額として町民の皆様にもよくできるかと思っておりますので、再度町長に5,000円の出し具合はどんなかお聞きいたします。

次に、先ほど町長に焼却場のことをお聞きしました。町長は、2回から3回見に行っております。本当にご苦労さまでございました。焼却場の新設は、2人とも新しく造ることで一致しましたことをただいまお話をお聞きいたしました。一緒の考え方、共通の認識を持ってこそ、加茂と田上は仲よくやっていかなければなりません。どうしても焼却場のあるところは、いろんな意味で苦労しています。例えば車の中の紙やごみがこの焼却場近くに来ると落ちている日もあります。そういう施設を持ったところは、掃除とかそういういろいろなもので困っているときもございます。そしてまた、そういうごみを集めている人たちは大変なこともよく分かっておりますので、私もその散らかったごみを掃除をしたこともございます。

それから、これから申し込んで着工、またはというような話の中に、町長はいろいろな準備をしなければ駄目な段階なので、まだできる状況ではないというような答弁でございました。焼却場を造るだけでも2年はかかる。そして、設計やらその場所を決めるまで二、三年はかかるのではないのでしょうか。そうすると、やると、造るぞと言ってから、そういう話になってから完成までに最低でも5年はかかるのではないかと。そうすると、これから5年間も待つ間にもっと焼却場の施設は弱って、もっと簡単に壊れるのではないかと、私はその心配を持っています。もし壊れたら

どうするのか、そういうような対処の方法も考えていけば、町長にお話をお伺いいたします。

建設事業費はどのくらいかというのは、予想したら大体60億円前後かかるというお話、私ももっともだと思います。それでも少しでも安いにこしたことはありませんが、お金がたくさんかかることは分かっております。

もう一点、私は町長にお話を聞きました。今改修が終わり、やっと火がついた1号炉、これが終わり次第、すぐに2号炉の修繕に取りかかる、そういう話がちまたでも評判になっております。すぐになんか言ったって、8月か9月頃になるのだかと思えますけれども、そんなに急いで造らなければならない、修理しなければならない状態で、もう少し早く、もっとスピードを上げてやらないと、本当に壊れてしまうのではないかと、私はそう思っております。焼却場の今直した1号炉は本当に長もちするのか、2号炉はもう修繕の要望が出ているぐらい、どこが悪いのか分かっているのだと思えますけれども、そういう話が出ている。そんな中でのこれからの仕事でございしますが、町長はその点、地元でそういう施設があるところは難儀するのは当たり前でございしますが、もっと早いスピードでできるか、出来上がりはどんなになるのか、もっと心配して加茂にお話を出して、もっと早くできるようにスピードアップをしてもらいたいと思えますが、その点もどんな考えをお持ちですか。お聞かせ願いたいと思えます。

以上、焼却場と新型コロナウイルスの関係のお話の2回目を終わります。

町長（佐野恒雄君） 今2回目のご質問をいただきました。

今回の新型コロナウイルスの関係で大変多くの方々のご苦労されている。ご商売をされている方々はもちろんでありますし、そのことによっていろんな立場の人たちが大変なご苦労をされている状況は、今松原議員が言われるとおりで思っております。今まで、それこそ日本だけではない、世界中がかつて経験したことのない事態に陥っているわけでありまして。これから新型コロナウイルスとの闘いというのはまだまだ続いていくのだろうな、ワクチンの開発、そして治療薬の開発がいつきも早く待たれるという状況でないかなというふうに考えております。町もいろいろと、国の支援、県の支援のほかに、町は町なりの独自の支援策は講じてまいりました。プレミアム飲食券、商品券、今松原議員のほうからもお話が出ましたけれども、本当に困っている飲食店の関係、または商店の関係、少しでも貢献できればというふうなことでもって、お買い求めをいただいたというふうに理解をいたしております。もう1日どころか、飲食券については当日の3時頃、商品券については6

時頃にもう完売というふうなことで、好評でよかったのでありますけれども、特に飲食券の関係につきましては、もう3時過ぎに完売してしまったというふうなことで、お仕事が終わってから帰りに求めようということで思っておられた方々がお買い求めできなかったと、そういうことに対しては大変申し訳なかったなというふうに思っております。松原議員の5,000円の給付ということ、これも決して分からないわけではありません。町民の方々に公平に給付ということで、町民の方々に自粛を要請してきた中で、癒やしという意味、お見舞いという意味でというふうなことでお話をされたわけでありましてけれども、基本的な考え方は私が先ほど申し上げた、より大きく困っている方々に重点的に対応していきたいという、私自身の基本的な方針の中で今まで対応させてもらってきたということでございます。今後ともまたいろんな状況を見ながら、まだまだ町としてもしっかりと取り組んでいかなければならないというふうに考えておりますので、そういう状況を見ながら、また早めに対応をしていかなければならないと、こう思っておりますし、松原議員の今ほどの5,000円の給付のことにつきましても検討材料の一つにさせていただきたいなと、こう思っております。

それから、焼却場についてのお話がありました。それこそ2年や3年で新しくできるわけではありませんし、焼却場についての松原議員のご心配はごもっともだと思っております。私自身も同じでございます。そういう中で、加茂市の市長と6月に今後の方針について協議を持たせていただいて、管理者とは広域処理がよいのか、または新設がいいのかというふうなことで、その材料をまずは調査をしなくてはならない、そういうことで今事務作業を進めておる段階であります。そうした中で、先ほども申し上げたごみ処理施設基本整備構想、そして一般廃棄物処理基本計画の策定業務を進めているというところでございます。実際に本当にそうした中で物事を進めていかなければならないと思っておりますが、その間とにかく今の施設を維持していかなければならない。実際に大変厳しいとは思いますが。そうであればこそ、それこそ町としてもいろいろと、ごみの量の削減、そしてまた生ごみの処理の問題、そうしたこともやりながら、何とか今の施設をもたせていかななくてはならない、そういうことで今やっておるわけでありまして、ひとつご理解をいただきたいなと、こう思っております。

以上であります。

10番（松原良彦君） ただいま町長の胸のうち、難儀さ、腹積もりがよく分かりました。先ほど同僚議員も申しました。支援の仕方の中に出したお金のお話が出ています。

これは、残念ながら金額は出ませんでしたけれども、町長が言っておりました支援の仕方、出したお金の効果など、町が出せる金額、町長、これは出せなかったというのが本当のところでしょうけれども、もう1億円か2億円出してもらえればもっとよくなるというふうに考えるのが当たり前でしょうが、今回ばかりは本当に大変なのです。仕事がなくなったお家の方もいます。そうすると、少ないお金でも大切にしますし、買物も儉約する方もおられます。私は弱い人の味方だと、佐野町長は心の中に持っていると言っていましたので、あまり無理には言いませんけれども、5,000円の算出方法に期限はついておりません。これは、笑い話のように見えますけれども、ならないものにせいと言っても無理でございます。時期や皆さんの気持ちですが、そしてまた町の財政が豊かになって、それからでもいいですから、今町長が言った皆さんに平均に、全員の方に、これは田上を愛する町長の表れだと思いますし、私どももそれは当たり前で歓迎いたします。

そんな中からもう一点だけ、新型コロナウイルスのことについて質問いたします。田上町の町民の方に出したいろいろな支援、施策は他町村に負けているのかいないのか、もっと元気が出るよう、足りないと思って出してくれるのか、そこら辺町長の考えをお聞かせ願いたいと思います。

それから、焼却炉の関係でございますが、私がこんなことを言うのもちょっとおかしい話でございますが、焼却場の1号炉、2号炉、人間の手術に例えれば、ものすごい回数を受けてこの建物は成り立っています。機械だからこそできる体で、ロボットみたいなものだかと私は聞いておりました。今後の取組を考えることも大事でございますが、他町村に迷惑をかけるようなことも、これは何とか、そんなに長続きさせるわけにはいきません。地元権限でもっと早めるとか、何とかして加茂の市長にもそのように話をして、もっとスピードを上げてやらないかと、そういうようなお話をさせていただきたいと思います。

こんなこと言っただけなんです、震度5の地震で爆発するようなことはないと思いますが、その点心配ばかりしていると幾らでも出てくるものですから、こんな話もいたしました。町長のコメントを聞いて終わりにしたいと思います。

町長（佐野恒雄君） これまでしてきた町の支援、施策、他町村に比べてどうなのだというふうなお話でございました。今日の池井議員のお話の中では、他町村に比べてそこそこの線をいっているのではないかと、こういうふうなお話でございました。その辺のところ、ひとつ理解をしていただければなというふうに思っております。

それから、焼却施設、スピードを上げてということでございます。決して事務組

合のほうでのんびり構えているわけではありません。今の施設の状況を考えれば、もういつときも早く調査をして、また計画を立てて、どうするのかということの結論を出していかなければならないのは当然でございます。そういう意味においては、スピード感を持って早急に、急いで対策といいますか、計画を立てていく必要があると私自身も思っておりますし、また加茂の市長ともそうした共通認識の下に進んでいきたいなど、こういうふうにも思っております。

それから……

10番（松原良彦君） いいです。

町長（佐野恒雄君） よろしいですか。施設の爆発とかなんかいう話が、よろしいですか。

10番（松原良彦君） ありがとうございます。

議長（熊倉正治君） 松原議員の一般質問を終わります。

次に、8番、椿議員の発言を許します。

（8番 椿 一春君登壇）

8番（椿 一春君） 議席番号8番、椿一春です。ただいまより一般質問をさせていただきます。今回は、町長へ質問をいたします。1番目は、町の福祉サービスについて、2番目は羽生田地内国道403号線歩道整備事業についての2項目について質問をいたします。

1番目の町の福祉サービスについてですが、町で行っている福祉事業では、利用の減免ですとか、紙おむつの購入助成、配食サービス、在宅介護手当ですとか、福祉タクシーの利用助成等を行っております。今回は、福祉タクシーの利用助成について質問をいたします。福祉タクシーの利用助成の対象となる人は、身体障害者手帳1級、2級及び3級の一部、それから療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級、2級の交付を受けている人が対象となっております。サービスの内容については、タクシーの初乗り料金と迎車料金が助成され、助成の金額としては、初乗り料金の630円から720円と迎車料金の110円が合わさり、1枚当たり830円以内の助成であります。この券が1年間に24枚助成されております。利用目的には限定がなく、おのおの目的に沿った利用ができます。これは、移動手段のない方への助成で、とてもよい制度であります。町民の声の中に、24枚の券を使えるのはありがたいのですが、現状は通院に使うことが多く、月に2回の通院などもあり、医療費以上に交通費の負担が大きいとの声を聞きます。この助成の24枚に対し、不足と感じている人ばかりではないと思いますが、人によっては不十分な方と十分な方がいらっしゃ

ると考えます。

そこで、質問いたします。利用実績について伺います。福祉タクシー利用補助券の発行枚数に対する利用実績をお聞かせください。

2番目の質問です。枚数を増やしてほしいという町民の声はありますか。私は、福祉タクシー券の枚数24枚を不足と感じる方の支援のために、利用目的を限定した自己申請制度を追加して、福祉の充実を図ることが必要だと感じました。具体的には、利用目的は病院への通院のためと限定して福祉タクシーを利用する者に限り、タクシー利用券の追加申請ができるように制度化することを提案いたします。

次に、羽生田地内の国道403号線歩道整備事業についてであります。羽生田地区の住民の方より、国道403号線の歩道計画はどうなっているのかという問合せを受けて、町のインフラ整備の考え方について質問いたします。3年前より国道403号線の羽生田交差点から加茂方面へ向かっての高取食堂の間の歩道が整備され、高齢者、小学生をはじめ、一般の人にとっても安全な歩行ができて安心して歩いています。歩道のないときは、大型車両が車道いっぱい走ってきて、車が通り過ぎるまで立ち止まらなければならないほど怖い道でした。今回整備されたことで大変喜んでおります。思い起こせば、3年前に開かれた国道403号線歩道整備事業の地元説明会では、国道403号線は田上駅までの間は歩道が整備されていない道路なので、まず羽生田交差点から加茂方面への高取食堂の間の歩道が整備され、その後田上方面へと延長し、羽生田交差点より羽生田駅まで延長し、その後は田上駅まで歩道を整備していく予定ですと、住民の方々は国道403号線の歩道整備事業について、長期的な整備計画を踏まえた事業説明を受けました。今度は、羽生田駅側へ延長をしてもらうのはいつなのかなと気になっていたようであります。そこで、地元の住民の方が三条地方振興局へ問い合わせしてみました。電話の回答は、田上町から歩道整備の話はないとの回答を受けました。その後、地域整備課へ電話で問い合わせしてみました。電話の回答は、地元からの要望は上がっていないという回答を受けたそうです。その結果、私は国道403号線の歩道整備の事業のことで歩道の整備計画はどうなっているのだよと相談を受けました。その後、地域整備課へ確認したところ、この事業は新潟県のバリアフリーまちづくり事業で、保健福祉課のほうへ案内が来ているとの事業でした。田上町の都市計画構想の中に、コンパクトシティー構想ですとか、駅を中心としたところに建物を誘導していき、コンパクト化を図っていくことが平成26年度より検討されています。当然それに沿ったインフラ整備も計画されていると思い、主要となる国道403号線の歩道整備を進めていくのだなと私なりに理解していました。しかし、

現状はその後の計画の継続がなされていないこと、地元の要望が上がっていない等の町民の声に対する回答は、開いた口が塞がりませんでした。今回の歩道整備は、役場庁内での部門の連携がよかったのか、保健福祉課の事業の提案が来ているのに、新潟県のバリアフリーまちづくり事業にのっかった歩道整備で、指定区間を3年間でやる事業だったことが分かりました。次の整備区間となっている羽生田駅までは、羽生田公民館ですとか郵便局、銀行、高齢者施設、障害者施設、ドラッグストア、商店などがあり、生活上でもバリアフリー化を推進していかなければならない区間ではないでしょうか。事業の進め方については、3年間の事業終了を待たなくとも、毎年新しい区間を事業要望していく内容ではないでしょうか。

そこで、質問いたします。この事業は、県内でどれくらいの事業実績があったのでしょうか。過去3年くらいについてお聞かせください。

2番目の質問です。事業の要望に対して、羽生田総区として歩道整備が挙げられ、整備がされていたと聞きますが、コンパクトシティに関してインフラの整備の考えはありましたか。

3番目の質問です。3年前の地区説明会で、歩道が延長されていくと理解して歩道整備を待っているのですが、今後の整備計画についてお聞かせください。

以上で1回目の質問を終わります。

(町長 佐野恒雄君登壇)

町長(佐野恒雄君) それでは、椿議員の質問にお答えいたします。

はじめに、町の福祉サービスについてのご質問にお答えいたします。町の福祉タクシー利用補助券の発行数に対する利用実績についてお尋ねであります。令和元年度の実績といたしましては、申請月によって発行枚数の違いはありますが、90名の方に発行をしております。総発行枚数につきましては2,100枚であり、そのうちタクシー会社から請求された枚数は1,127枚であります。使用の実績割合としては53.7%となっております。

枚数を増やしてほしいという町民の声はありましたかとお尋ねですが、過去に1件程度はあったというふうに聞いております。

利用目的を限定して、病院への通院のための利用に限定してタクシー利用券の追加申請を制度化してはとのご提案であります。この福祉タクシー利用料金助成事業は、重度の身体障害の方、知的障害の方、また精神障害の方に対し、経済的な負担を軽減し、障害のある方の社会参加意欲の助長と増進を目的としています。町としては、外出されることに不便な障害のある方がタクシーを利用することで、生活用

品の買物をすることも含め、社会参加を促す考えでいることから、その利用目的を通院に限定するという考えはございません。また、枚数を増やすことは今のところ考えておりませんが、デマンド型の新しい公共交通の導入を今後予定していることから、その活用も考慮して検討していくべきものであるというふうに考えております。

次に、羽生田地内403号線の歩道整備事業についての質問にお答えいたします。新潟県福祉保健部が実施しておりますバリアフリーまちづくり事業実績でありますけれども、平成30年度は新規で11か所、継続事業で12か所、令和元年度は新規で4か所、継続事業で23か所、今年度、令和2年度は新規で2か所、継続事業で19か所の実施となっておりますのでございます。

コンパクトシティに関してのインフラ整備についてでありますけれども、議員の言われる箇所については、立地適正化計画における居住誘導区域には入っておりません。しかしながら、歩行者、とりわけ交通弱者と言われる子どもたちや高齢者の安全を確保する観点においては、区域外であっても当然ながら整備が必要であるというふうに考えております。新潟県に事業要望を行う上では、地元の理解と協力が不可欠となります。歩道整備についての強い要望がありましたら、意見集約をしていただき、お話をいただければと思っております。新潟県内における優先順位や予算等の関係により、すぐに事業採択となることは難しいかもしれませんが、町としては協力体制を整え、整備実現に向けて努力してまいります。

以上でございます。

8番（椿 一春君） ありがとうございます。

まず、福祉タクシーのほうなのですが、利用を限定したということはないのですが、24枚については従来どおり利用、何でも使える限定のないような、外出の支援のために使っていただきたいと思うのです。今回通院のために枚数がどうも不足している方があるので、24枚を超えたものに対し、あと何枚必要だからということで追加申請をとということで、利用目的を限定しないものを従来の形で24枚、それからそれに不足するものに関して、利用目的を問わなくて、申請すれば追加発行してくれるという制度であればとてもありがたいのですが、そうすると幾らあっても足りないと思ったので、どうしても行きたいというもので24枚を超える部分については通院とかに限って、追加申請をすることによってタクシー券を24枚を超えてでも求められるというようなのを制度化してほしいものであります。今町長の答弁ですと、町の考え方は通院に限定したのではなく、外出の支援のために自

由に使ってほしいということをおられましたので、繰り返しになりますけれども、24枚は従来型でいろんな目的に使っていい券と、あと24枚を超えたものに関しては通院ですとかやむを得ずという形で、追加申請をして利用できるということで、そういうのを制度化してほしいということです。今の発行枚数と利用実績から見ると、総額予算に対してまだ半分、2,100枚だけ発行して、実際は1,100枚、約53%の利用実績なので、まだ四十何%が使われずにいるタクシー券なので、そういった追加申請の制度を出していただいて、今使われていない四十何%も有効に使えるような施策の検討をお願いしたいと思います。

次に、歩道整備のほうなのですが、住民の声があれば町としては協力していきますというようなスタンスで言われておりましたけれども、平成26年度に田上町都市計画マスタープランというものがつくられております。その中に、コンパクトシティの中で田上駅の開発と羽生田駅の開発というものがあって、それに対して歩道の整備というものもあるのです。主要なところを点々とバリアフリー化のために歩道を整備していくというものの、26年前に計画されているので、当然私としては、ああ、ちゃんと歩道のないところ、羽生田駅、田上駅、それに関して、町の計画として提案があったものを羽生田地区の方に、これから403号線の歩道整備事業として、予算があることなので、実際に実行になるかどうか分からないですけれども、町の計画としてそういうふうに上げられているものだというふうに私は理解していたのですが、今町長の答弁からいくと、町に住民の要望がないからしないのだという、そういうスタンスに聞こえたのです。そうではなくてちゃんと、これ何百万円という、700万円ですかね、結構な金をかけて造っている。これから20年先の町の未来を描いたものです。そういうところに歩道を整備するというものを計画されているのですから、そういう町民の声ではなくて、逆に町民のほうに、ここでこういうふうなまちづくりしていくのだから、皆さん協力を願いますねという逆の立場で歩道整備を進めていくのが町としてのスタンスではないでしょうか。今聞くと、町民の声があれば整備しますよ。それ考え方が逆だと思うのですが、その辺を踏まえて、また歩道整備計画ですとか、あと駅構内をバリアフリー化するというのも田上町の都市計画マスタープランの中に入っています。バリアフリー化というと、エレベーターの設置とかも入ってくるのですが、ちゃんとこの計画の中にはバリアフリー化、エレベーターというのがあるのです。こっちの新潟県のバリアフリーまちづくり事業の中には、もちろん歩道の整備ですとか信号機の整備、それから駅構内のエレベーター、エスカレーター、そういったものに対しても助成金という

ものが事業として上がっているのです、こういう事業をうまく使って、県の予算なので、幾らでも応用すればいいではないですか。そういったこといろいろありますので、せっかくお金をかけてつくったマスタープランなのですけれども、このつくったマスタープランが実現できるように、計画されているというのがなかなか今見えない状態だと思います。その辺を踏まえて、再度町長の考えをお聞かせください。

町長（佐野恒雄君） まず、1点目の福祉タクシーの件についてであります。

福祉タクシーの関係については、先ほど第1回目の答弁でお話を申し上げましたように、デマンド型の新しい公共交通の導入を予定しているわけでありますので、その活用も考慮しながら検討していきたいというふうに思っております。

それから、今ほど椿議員がおっしゃられるように、歩道整備の関係、これ決して町民の要望がないからしないのだというふうなことで私今申し上げたつもりはないのです。そういうふうな受け取り方をされたとしたら大変申し訳ないのですが、要は歩道整備、当然子どもたちの通学とか高齢者の関係とか、歩道環境整備、これは町としてもしっかりと環境整備していかなければならない事業だというふうに私は思っております。そういう中で、歩道整備ということになると、ご承知のように住宅、それから事業所、拡幅の関係でその当事者の方々、地元のご理解がないとなかなか進められない事業であります。当然そうした用地買収、このことが最も大事な、もう用地買収さえ終わればそれこそ8割、9割終わったというふうに言えるぐらい、もう本当に地元の協力が不可欠なものであると理解しております。そういう意味で、決して町民の皆さんの要望がないからしないのだというふうなことで申し上げたつもりはございません。しっかりと町の環境整備事業としてそういうことは推進していかなければならないと思っておりますし、ただそういう中で、今ほど申し上げた、地元がやってもらいたい、だけれどもいろんな形で非常にご負担をかけることになります。そういうことを地元の方々が、いや、それでもしっかりとやってくれと、こういう地元の合意というのでしょうか、そういう協力が必要なのだということを申し上げたつもりです。ご理解いただきたいと思っております。

8番（椿 一春君） ありがとうございます。

今回私が歩道整備に関わったのは、地元の土地買収だとか、今度そういった対象になる方々だったのです。こっちの加茂方面が終わったので、今度私らのところに来るので、自分たちも協力しようと思っただけけれども、中には家をリフォームしたり、いろいろ葛藤している人がいるのだけれども、なかなか町から話が来ないから、工事をしたくともまだできないというのが、それでどうなっているのだ、

どうなっているのだということ相談を受けた方が2件あります。どちらも立ち退きですとか、そういった関連の方々なので、ちょうど3年前に、こっちが終わったら羽生田駅側へと延びていくのですという、そういった説明を受けているものですから、ではこっちへ来たら今度私たちだから協力しなければならないという形で、どうなのだろうなというのがその地元の方の声だと思しますので、地元の方は協力的だと思しますので、ぜひこの事業は早く進めていただければというふうに思います。

あと今度障害者のほうの福祉タクシーでございしますが、デマンド型はこれから試験運行で、1年か2年本格運用までかかるかと思しますので、その間のつなぎの制度でもいいのですけれども、何とか現状のものは現状のもので、プラスアルファで通院に限って申請すればその申請を受け付けるという形で、そういった障害者の方の外出の機会を高めるために、町のほうとしても協力していただければというものを要望しまして、質問を終わります。

町長（佐野恒雄君） 福祉タクシーについて検討させてください。

先ほど申し上げた歩道整備の関係、これ当然三条地域振興局との協議というか、形になってくるかと思しますので、その辺町のほうからも積極的に動いていきたいと思っております。

議長（熊倉正治君） 椿議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。

午後2時24分 休 憩

午後2時40分 再 開

議長（熊倉正治君） それでは、再開をいたします。

なお、議長のほうから報告いたしますが、今井議員の欠席届が出ておりまして、午前中の後半ぐらいから午後欠席ということで届けが出ておりますので、報告をしておきます。

それでは、最後に6番、中野議員の発言を許します。

（6番 中野和美君登壇）

6番（中野和美君） 6番、中野和美でございします。一般質問させていただきます。

今回一番問題になっています新型コロナウイルスの影響による支援につきまして、質問させていただきたいと思っております。昨今の新型コロナウイルス感染症の影響を受け、田上町でも多くの支援を打ち出し、町民に何が必要で、どこを救済すればよい

のか悩み考え、議会とも切磋琢磨しながら、ここ二、三か月の間に目まぐるしいほどの会議や討論を重ねてまいりました。国の定額給付金の支給対応にしても、トラブルの少ない郵送方式を優先に進めると総務課も判断してくださったことで、他市町村のトラブルが相次ぎ報道される中、5月中に9割方の町民に定額給付金支給済みとなりました。これは、本当によかったなと思っております。3月中に保証料や申請経費の助成を表明したことにより、他市町村よりもこれはちょっと早かったのではないかと、私は本当に、えっ、田上町やっていますけれども、ほかの地区はやっていないのですかというぐらい、ああ、田上町頑張っているなと私は思っていました。事業者を支えようとの働きかけが伝わり、大変評価しています。町長はじめ、担当課、関わってくださった皆さんに感謝申し上げます。しかしながら、町長も会議の中でおっしゃるように、支援や対策はまだ終わったわけではなく、今定例会におきましても新型コロナウイルスの影響の支援が引き続き提案されています。いろいろな支援の方法がある中で、3点ほど確認したいところがありますので、質問いたします。

1点目、新型コロナウイルス感染症が終息しない中、梅雨を迎える季節となりました。田上町のハザードマップでは、避難場所の一覧が掲載されています。新型コロナウイルス感染症予防に、避難所も密を避けるために、避難者間の間隔を確保する必要が出てきたと考えています。県外の市町村で計測を試みたところ、密を避けようとする収容予定人数のおよそ半分程度の避難者しか受け入れることができないということが分かりました。そこで、考えられるのは、町所有の施設にこだわらず、民間の施設にも協力を要請してはいかかかということです。全国的にもそのような取組が必要なのではないかと言われ始めています。昨日からの質問の中でそれに答弁をいただいておりますので、また後ほど。

2つ目といたしまして、第2弾、第3弾の支援として、町としての全町民への公平な支援として水道料の支援を、私は町民クラブ、また議会の総意としても提案してまいりました。水道使用料に関しては、それぞれの家庭で個人差がありますので、全額免除する必要はないと考えます。単純に計算して4,000世帯掛ける1,364円、これは基本料ですが、これを単純に掛けますと545万6,000円となります。決して少ない金額ではありませんが、しかしながら第1弾、第2弾では最も影響を受けているところから支援を始めてきて、期間限定でもよいので、広く公平な町民への支援が必要なのではないかと思います。

3番目、新型コロナウイルス感染症の影響で体を動かす機会が少なくなったとい

う傾向があります。また、健康教室などを再開しても以前のように集まるかどうか分かりません。運動教室に取り組んできた担当課も頭を悩ますところだと思います。見附市の取組で、高齢者オンライン運動教室という取組があります。スマホやパソコンを利用し、職員がサポートすることで、双方向のやり取りで教室が運営され、全国放送にて紹介されていました。この取組が可能になってくると、保健センターや教室開催場所へ行けない方も参加可能となってまいります。このような取組も考えられてはいかがでしょうか。

3点につきまして町長の考えをお聞かせください。1回目の質問を終わります。

(町長 佐野恒雄君登壇)

町長(佐野恒雄君) それでは、中野議員の新型コロナウイルスの影響による支援についてのご質問にお答えいたします。

はじめに、新型コロナウイルス感染症に対する避難所についてのご質問ですが、今回複数の議員の方より避難所に関する質問があり、同様でありますけれども、町としては避難所の開設に当たり、密閉、密集、密接の3密を防ぐ対策をとることから、今後避難所あるいは自主避難所を開設する際には、少しでも避難者の分散が図られるよう、複数箇所の避難所を開設することとしております。議員ご指摘の民間施設の協力依頼につきましては、昨日もお答えしたとおりでございます。湯田上温泉旅館協同組合とは、既に災害時における宿泊施設の供給に関する協定を締結いたしておりますが、私から組合長へ改めて宿泊施設の供給についての協力を依頼いたしました。今後も引き続き災害リスクの低い安全な場所で協力していただける施設があれば、積極的に声をかけてまいりたいと思います。

次に、新型コロナウイルス感染症に対する第2弾、第3弾の支援策についての水道料免除のご提案でございますが、松原議員にもお答えいたしましたとおり、私の基本的な考え方は、全ての町民に広く浅くという考えではなく、感染症の影響により大きく困っている方々に重点的に対応していきたい、特に国、県の支援制度であまり行き届かないところを救っていきたいという思いから、様々な町独自の支援策を実施してまいりました。基本的にこの考えには変わりはありませんけれども、今後の検討材料の一つとさせていただきたいと思っております。

最後に、高齢者のオンライン運動教室の取組についてのご提案ですが、このたびの高齢者に対する運動教室に当たって、町では教室の参加者に自宅においても体を動かしていただきたい思いから、自宅でも気軽にできる運動のチラシやDVDを作成し、配布を行ってまいりました。運動教室に参加されていた方々からは、

とても喜ばれていたというふうにお聞きをいたしております。議員のご提案であります高齢者のオンライン運動教室につきましては、今後の参考とさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

6番（中野和美君） 昨日からの一般質問で、皆さんから今回新型コロナウイルスに関する質問が大変出まして、避難所の件では多くの議員と重なる部分が出てまいりましたが、災害時には町の施設だけでなく旅館組合との提携もありますとのことですが、通常にお客様を受け入れていた場合どの程度可能なのかというのが心配でして、この概要版にも協力依頼までしか書いていなくて、今お話聞いたとき宿泊施設というふうにおっしゃったので、その宿泊施設も泊まる場所なのか、大広間なのか、ホールなのか、どういうところに旅館やホテルが避難の方を受け入れてくださるのか、その辺がどのように詰められているのかもお尋ねしたいと思うのですが、分かる範囲内でよろしく願いいたします。

避難所に避難した方は、食料や水分などは町から配給されるでしょうけれども、今までお話ありました縁故避難や旅館に避難にしている方たちとの待遇の差は、どのように考えていらっしゃるのでしょうか。その辺も分かる範囲で、今のところまだ概要版しかつくられていないということなのですが、先ほど岐阜県のを参考にしてお話を聞いていますので、その辺もしもうちょっと具体的に分かりましたら教えていただけたらと思います。

そして、ちょうど10年近く前に消防団の女性広報班を私初代の班長で立ち上げましたときに、ちょうどその直後に水害が発生いたしました。まだ女性広報班できたばかりで、どのように支援するかとか何も決まっていなかった状態でしたので、その後そういう災害があった場合、女性広報班がどのように支援に立ち会えるのか。本当に発足した直後だったので、広報班ははがゆい思いをしておりました。何とか町民の役に立ちたい、町民体育館でも何かお手伝いしたいけれども、もうみんな別に役割が決まっているのでオーケーですよというふうな感じで、ほとんど支援ができなかった経験がありますので、その後どのように広報班と災害の関係が移行してきたのか分かりましたら教えていただきたいと思っております。

そして、民間施設として旅館以外はないのだろうかということで、ここには旅館等の民間施設への協力依頼ということで今町長からもお話がありました。それ以外、ホテルや旅館以外にもそういう施設があったら要請していきたいということだったので、ホテルや旅館のお客様とぶつからないような形で、それ以外の施設

の確保も本当に考えていかなければいけないと思います。間隔を取るとなると収容人数の半分しか入らないということになりますと、私は不安になっておりましたので、その辺、今後の課題かもしれませんが、概要版以降、よく検討していただきたいと思っております。

2つ目の質問の中の水道料なのですけれども、不平等感を払拭するものになると私は考えています。最初のうちは、町長がおっしゃられるように、本当に困っているところ、そこを助けるというのは本当に大事だと思うのです。でも、時間がたってきて、プレミアム飲食券が出たり、商品券が出たりして、一番苦しいところはそこで賄われたと。町民もプレミアム券を買えた人はそのお買い物券使えるけれども、買えなかった方というのもいらっしゃるわけで、今後将来的に、期間限定でいいので、1年も2年もやれというわけではなく、今大変だったねということで、ライフラインですよ、水道料。ライフラインを補填するという意味で、期間限定でいいので、これは考えていただきたいと思っております。町長の困っているところに重点的に支援したいという気持ちはとても分かります、本当にみんな困っているところがあるわけですから。でも、町税を払っているのはそこだけではないので、広く町民にも行き渡るような施策を、今後でよろしいので、考えていっていただきたいと思います。その辺もまたお聞かせいただきたいと思います。今後その可能性があるのかということも柔軟に考えていただけたらと考えております。

そして、3つ目の健康に関することなのですが、町民の健康を維持するということは町の活力にもつながります。自粛で体がなまっているところ、昨年活躍した田上ベースボールクラブのメンバーも練習ができずにとっても困っていたそうです。子どもたちが家に籠もって運動しないでしまっているというのは、今年あれだけの実力を発揮した子どもたちの技術といたしますか、練習量といたしますか、とても心配されていまして。その辺も町で、今後プロ野球も開幕となりますので、町のスポーツクラブにも、活動し始めているとは思いますが、スポーツ関係者への町からのバックアップもぜひよろしくお願いいたします。

3点につきまして町長の意見をお願いいたします。

町長（佐野恒雄君） 宿泊施設への協力依頼ということで先ほど申し上げました。県からも観光旅館に対する、ホテルに対する協力依頼というのは出ておるわけですし、申し上げていますように災害協定結んでいる中ではありますけれども、各旅館といたしますか、旅館組合長のほうに協力を改めてお願いをしたということでありまして、実際に災害が起きて避難をお願いするときに旅館、ホテルの状況が、お客の入りか

どういう状況下であるかということによって、当然もちろん変わってくるかと思えます。しかしながら、先ほどホールなのか、宿泊の部屋なのかというふうな話、当然宿泊室というふうな捉え方私はしております。そのほかにまた民間といいますか、どんな施設があるのか、民間の事業所等にもそういう協力してもらえるところがあるのかどうか、そういうところもまた調査もしていかなければならないなというふうに捉えております。

それから、災害に対するガイドライン、これにつきましてはまた総務課長のほうから説明をさせたいと思います。

そして、先ほど松原議員の5,000円の支給というようなこともございましたが、中野議員の水道料の免除ということなのでありますけれども、松原議員にお答えしてきたと同じような形であります。町としても支援をしっかりとしていかななくてはならない状況は、恐らくこれからもまだ続くのだろうというふうに思っております。そういう中で、状況をしっかりと把握することがまず大事であろうというふうに思っておりますし、そうした中でそうした松原議員のご提案、また中野議員のご提案についても検討材料の一つにさせていただきたいなと、こういうふうに思っております。

それから、今回の外出自粛というふうな要請の中で、お年寄りの方たち、また子どもたち、運動というのは続けることに意味があるわけですし、新型コロナウイルスで外出自粛を要請した中で運動ができない。1人で運動するといっても、なかなかできないといいますか、皆さんと一緒の場にいるから運動ってできるのです。そういうことを考えると、集まって運動するという機会が失われてしまったということは、非常に大きな影響があったというふうに思っております。ましてお年寄りばかりではなくて子どもたちも運動がずっとできない状況が続いておりました。いろんな形で大変な影響があったわけですが、ようやく子どもたちのクラブ活動も再開をされて、本当によかったなと思っておりますし、またお年寄りの方たちの運動教室、これらについても、少しずつだろうと思うのですけれども、再開をされていく中で運動をすることによって健康を保てる、そうした形にぜひひとつになってほしいなというふうに思っております。

以上でございます。

総務課長（鈴木和弘君） それでは、町長からガイドラインというふうなお話がありましたけれども、先ほど中野議員から幾つか質問があった部分、町長の補足をさせていただきます。

避難所の水とか食料の関係につきましては、基本的には持ってきていただくという形で、今回も併せて皆さんに、昨日から町長回答しておりますけれども、こういう形で町民に配布をさせていただきました。以前から食料、水は持参をお願いしたいと。以前自主避難所の際もそういうふうな形をお願いをしました。現状としては、麦茶とかそういう部分は用意させていただきましたけれども、一応持ってきていただきたいと。それに併せて、マスクとか消毒液、ウェットティッシュ、体温計もできるだけ持ってきていただけますかという形をお願いはしております。これもこちらのほうでも一応数はありますけれども、場合によっては分散する場合はあれば、そういう形の対応をしていきたいなというふうに思っています。あと女性広報班の活用と、どういうふうな役割かということでございますけれども、具体的に何かあれば当然消防団からお願いしてもらったり、先ほど今井議員から、複数になれば職員がなかなか大変になる。この前避難の練習したときも、幾つか自主防災組織、会長、鈴木山田区長もいらっしゃいました。そういう方も自分たちも動ければなるべく協力するよというふうなお話もいただきましたので、場合によってはそういうところで皆さんから協力をいただいて、職員ですとマンパワーが足りなくなりますから、そういう部分もぜひ協力をお願いしたいなというふうに思っています。

あとガイドラインにつきましては、先ほども池井議員、今井議員のときもお話をさせていただきました。概要版を取りあえず別ベースにしてつくっています。あとは、先ほど池井議員からいろいろ参考にいただきました避難所をどうするか、並び方もどうするかというの、実際には県から、国からも来ているのですけれども、そういう部分、今実際保健福祉課と協議しながら整理しておりますので、今いつというふうになかなか言えませんけれども、早めには出したいなと、つくっていききたいなというふうに思っています。

私からは以上です。

6番（中野和美君） ありがとうございます。

そうしましたら、1つ目の避難所、総務課長ありがとうございました。そんなふうに早ければ早いほどできるのはありがたいのですけれども、よく熟考していただいてつくっていただきたいと思います。普通の避難とまた今違う状況ですので、よろしく願いいたします。

避難に関しましては、町民の中で被災した人もいれば被災しない人もいるということで、被災しない人に関しては支援したいという方も多くおられると思いますので、ぜひそういう一般の町民の方のボランティアを受け入れる形を取っていただけ

れば、町の職員のみ負担がかからないような形が取れるかと思しますので、よろしく願いいたします。

2つ目の水道料なのですが、町長、何とか考えていただきたいと思います。というのは、水道料を徴収しないというのを実施した市町村も出てきておりますし、水道の使い方、家庭によって全然違いますが、基本料だけで私はいいと思うのです。そんなような換算の仕方でもいいと思しますので、ご検討よろしく願いいたします。

3つ目の健康管理、こちらのほうもスポーツ関係者へのバックアップ、今後ともよろしく願いいたします。

特に答弁は要りません。3回目の質問を終わります。

議長（熊倉正治君） 中野議員の一般質問を終わります。

以上で本日の議事日程は全部終了いたしました。

これで本日の会議を閉じます。

これをもちまして本日は散会といたします。

大変ご苦労さまでした。

午後3時04分 散 会

別紙

令和2年 第4回 田上町議会（定例会）議事日程			
議事日程第2号 令和2年6月18日（木） 午前9時開議			
日程	議案番号	件名	議決結果
		開議	
第1		一般質問	
		散会	

第 3 号

(6 月 25 日)

令和2年田上町議会
第4回定例会会議録
(第3号)

- 1 招集場所 田上町議会議場
- 2 開 会 令和2年6月25日 午後1時30分
- 3 出席議員
- | | | | |
|----|---------|-----|--------|
| 1番 | 小野澤 健一君 | 8番 | 椿 一春君 |
| 2番 | 品田 政敏君 | 9番 | 熊倉 正治君 |
| 3番 | 藤田 直一君 | 10番 | 松原 良彦君 |
| 4番 | 渡邊 勝衛君 | 11番 | 池井 豊君 |
| 5番 | 小嶋 謙一君 | 12番 | 関根 一義君 |
| 6番 | 中野 和美君 | 13番 | 高橋 秀昌君 |
| 7番 | 今井 幸代君 | | |
- 4 欠席議員
なし
- 5 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の氏名
- | | | | |
|--------------|-------|---------------|--------|
| 町 長 | 佐野 恒雄 | 町民課長 | 田中国 明 |
| 副町長 | 吉澤 深雪 | 保健福祉課長 | 渡邊 賢 |
| 教育長 | 安中 長市 | 会計管理者 | 山口 浩一 |
| 総務課長 | 鈴木 和弘 | 教育委員会
事務局長 | 小林 亨 |
| 地域整備課長 | 時田 雅之 | 代表監査委員 | 大島 甚一郎 |
| 産業振興課長
補佐 | 近藤 拓哉 | | |
- 6 本会議に職務のため出席した者の氏名
- | | |
|--------|-------|
| 議会事務局長 | 渡辺 明 |
| 書記 | 中野 祥子 |
- 7 議事日程
別紙のとおり
- 8 本日の会議に付した事件
議事日程に同じ

午後1時30分 開 議

議長（熊倉正治君） これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は13名であります。よって、定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

議案審議に入る前に、町長から6月17日の議会初日の本会議における今井議員の質疑に対する答弁について、訂正をしたいとの申出がありましたので、この発言を許します。

町長（佐野恒雄君） 議長のお許しをいただきましたので、貴重なお時間をお借りいたしまして、議会初日におきます私の発言について訂正させていただきます。

議案第29号 道の駅たがみの設置及び管理に関する条例の制定につきまして今井議員から質疑を受けましたが、その中でそごが出ているのではないかとの今井議員の問いに、私はそごになっているというふうには捉えておりませんと申し上げました。正しくは、交流会館と道の駅たがみとは一体的に整備を進めてきたという事実は紛れもないことであり、そういう意味では表現が適切ではありませんでした。交流会館につきましては既に交流会館条例を制定していることから、両施設の管理運営に当たって、道の駅たがみの設置及び管理に関する条例に交流会館の規定を組み込むことは管理運営上不適当と判断して、今回その規定を外して提案をいたしましたと答えるべきでありましたので、そごになっているというふうには捉えておりませんとの発言を取消しさせていただきます。

今後はこのようなことがないように注意し、丁寧な説明を心がけますので、よろしくお願いを申し上げます。

議長（熊倉正治君） 本案はこれで終わります。

本日の議事日程は、お手元に印刷・配付してあります議事日程第3号によって行います。

これより議事に入ります。

-
- 日程第1 議案第29号 道の駅たがみの設置及び管理に関する条例の制定について
日程第2 議案第30号 田上町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

日程第3 議案第31号 田上町公民館条例の一部改正について

日程第4 議案第32号 田上町交流会館条例の一部改正について

日程第5 議案第33号 田上町国民健康保険税条例の一部改正について

議長（熊倉正治君） 日程第1、議案第29号から日程第5、議案第33号までの5案件を一括議題といたします。

本案件につきましては、それぞれ所管の常任委員会に付託し、審査をいただいたものであります。

審査の結果について、委員長の報告を求めます。

最初に、総務産経常任委員長の報告を求めます。

（総務産経常任委員長 小嶋謙一君登壇）

総務産経常任委員長（小嶋謙一君） 総務産経常任委員長の小嶋でございます。

議案第29号 道の駅たがみの設置及び管理に関する条例の制定について、これは6月2日の交流会館等建設調査特別委員会でも説明がありました10月28日道の駅開業へ向けた条例の一部を改定するもので、第3条の道の駅たがみの施設の中から交流会館を削除するものです。審査の結果、意見はなく、討論を終結し、本議案は原案のとおり可決しました。

続いて、議案第30号 田上町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正についてであります。これは、人事院規則改定により、防疫等作業手当に家畜伝染病の蔓延を防止する作業で町長が定めるものとの条文を加えるものです。同様に、防疫等作業手当の特例として、職員が新型コロナウイルス感染症処置に係る作業であって、町長が定めるものに従事したとき防疫等作業手当を支給するもので、この場合の状況として県の対応に町の職員が同行する状況などが想定されるとの説明もありました。審査の結果、意見はなく、本議案は原案のとおり可決しました。

議長（熊倉正治君） 委員長の報告が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。ご質疑のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。小嶋委員長、ご苦労さまでした。

次に、社会文教常任委員長の報告を求めます。

（社会文教常任委員長 今井幸代君登壇）

社会文教常任委員長（今井幸代君） それでは、議案第31号、議案第32号、議案第33号についてご報告申し上げます。3案件とも審査の結果、原案可決でございます。

議案第31号、32号は、それぞれ道の駅の敷地内の土地を分筆したことにより、地番の変更を行うものでございます。

議案第33号は、新型コロナウイルス感染症等の影響による収入減少があった被保険者の保険料減免を規定する内容のものでございます。減免対象年度は、令和元年度2月1日から令和2年度というふうになります。その際、主たる生計者、これは原則的に世帯主ではありますが、世帯の中の所得状況や扶養状況等も含めて世帯の方より申告をしてもらい、認定をしていくとの説明がありました。また、主たる生計維持者を誰にするかということによって減免額も変わってくるので、町当局としては各パターンで試算をし、減免額を提示した上で申告ができるようにしたいというふうに説明をしておりました。

以上であります。

議長（熊倉正治君） 委員長の報告が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。ご質疑のある方、ご発言願います。しばらくにしてご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。今井委員長、ご苦労さまでした。

以上で委員長報告及び質疑を終わります。

これより順次討論及び採決を行います。

最初に、議案第29号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第29号の採決を行います。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（熊倉正治君） 異議なしと認めます。したがって、議案第29号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第30号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第30号の採決を行います。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（熊倉正治君） 異議なしと認めます。したがって、議案第30号は委員長報告のと

おり可決されました。

次に、議案第31号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第31号の採決を行います。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(熊倉正治君) 異議なしと認めます。したがって、議案第31号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第32号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第32号の採決を行います。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(熊倉正治君) 異議なしと認めます。したがって、議案第32号は委員長報告のとおり可決されました。

最後に、議案第33号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第33号の採決を行います。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(熊倉正治君) 異議なしと認めます。したがって、議案第33号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第6 議案第34号 道の駅たがみの指定管理者の指定について

議長(熊倉正治君) 日程第6、議案第34号を議題といたします。

本案件につきましては、所管の総務産経常任委員会に付託し、審査をいただいたものであります。

審査の結果について、委員長の報告を求めます。

(総務産経常任委員長 小嶋謙一君登壇)

総務産経常任委員長(小嶋謙一君) 議案第34号 道の駅たがみの指定管理者の指定について報告します。

これは、道の駅たがみの指定管理者に「道の駅たがみ協同組合」を指定し、指定期間は令和2年4月1日から令和7年3月31日までの4年9か月とするものです。審査の結果、意見はなく、本議案は原案のとおり可決しました。

議長(熊倉正治君) 委員長の報告が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。ご質疑のある方、ご発言願います。しばらくにしてご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。小嶋委員長、ご苦労さまでした。

以上で委員長報告及び質疑を終わります。

これより議案第34号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第34号の採決を行います。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(熊倉正治君) 異議なしと認めます。したがって、議案第34号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第7 議案第35号 田上町道路線の認定について

日程第8 議案第36号 田上町道路線の変更について

議長(熊倉正治君) 日程第7、議案第35号及び日程第8、議案第36号までの2案件を一括議題といたします。

本案件につきましては、所管の総務産経常任委員会に付託し、審査をいただいたものであります。

審査の結果について、委員長の報告を求めます。

(総務産経常任委員長 小嶋謙一君登壇)

総務産経常任委員長(小嶋謙一君) 議案第35号 田上町道路線の認定について、国道403号バイパス工事に伴い新潟県から譲与を受けた側道3路線、これを道路法第8条第1項の規定に基づき、町道に新規認定するものであります。また、国道403号バイ

パスによって路線が変わった町道2路線についても、新たに認定をし直します。議案審査では、現地で直接説明を受け、路線確認を行いました。本議案は、原案のとおり可決であります。

続いて、議案第36号 田上町道路線の変更について報告します。これも国道403号バイパス開通に伴い路線が分断された町道2路線を道路法第10条第2項の規定に基づき、起点と終点を変更するものです。この議案も現地で説明を受け、路線確認を行いました。本議案は、原案のとおり可決です。現地説明の中で、今回の認定を含めた町道の総延長はおおむね245キロ、743路線になるとの説明もありました。

以上で報告を終わります。

議長（熊倉正治君） 委員長の報告が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。ご質疑のある方、ご発言願います。しばらくにしてご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。小嶋委員長、ご苦労さまでした。

以上で委員長報告及び質疑を終わります。

これより順次討論及び採決を行います。

最初に、議案第35号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第35号の採決を行います。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（熊倉正治君） 異議なしと認めます。したがって、議案第35号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第36号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第36号の採決を行います。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（熊倉正治君） 異議なしと認めます。したがって、議案第36号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第9 議案第37号 下吉田川N o. 1 雨水調整池整備工事請負契約について

議長（熊倉正治君） 日程第9、議案第37号を議題といたします。

本案件につきましては、所管の総務産経常任委員会に付託し、審査をいただいたものであります。

審査の結果について、委員長の報告を求めます。

（総務産経常任委員長 小嶋謙一君登壇）

総務産経常任委員長（小嶋謙一君） 議案第37号 下吉田川N o. 1 雨水調整池整備工事請負契約について報告します。

これは、制限付一般競争入札による同工事の契約金が小柳・ヤマキ・渡辺特定共同企業体と税込み1億8,370万円で仮契約しており、契約額が5,000万円を上回ることになるため、議会の議決を得るものです。審査の結果、本議案は原案のとおり可決しました。

質疑では、N o. 1 調整池と昨年度設けたN o. 3 調整池との地盤状況の比較や調整池の管理について質疑がありました。地盤については、2か所で実施するボーリング調査で状況は把握できており、管理については、既存調整池の6か所がありますけれども、毎年土砂の排出を行っており、N o. 3 調整池は2年ほどの経過を見て検討したいとの説明がありました。

以上、報告終わります。

議長（熊倉正治君） 委員長の報告が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。ご質疑のある方、ご発言願います。しばらくにしてご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。小嶋委員長、ご苦労さまでした。

以上で委員長報告及び質疑を終わります。

これより議案第37号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第37号の採決を行います。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（熊倉正治君） 異議なしと認めます。したがって、議案第37号は委員長報告のとおり可決されました。

-
- 日程第10 議案第38号 令和2年度田上町一般会計補正予算（第4号）議定について
- 日程第11 議案第39号 同年度田上町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）議定について
- 日程第12 議案第40号 同年度田上町介護保険特別会計補正予算（第1号）議定について
- 日程第13 議案第41号 同年度田上町水道事業会計補正予算（第1号）議定について

議長（熊倉正治君） 日程第10、議案第38号から日程第13、議案第41号までの4案件を一括議題といたします。

本案件につきましては、それぞれ所管の常任委員会に付託し、審査をいただいたものであります。

審査の結果について、委員長の報告を求めます。

（総務産経常任委員長 小嶋謙一君登壇）

総務産経常任委員長（小嶋謙一君） 議案第38号 令和2年度田上町一般会計補正予算（第4号）議定について中、歳入歳出予算の補正は歳入歳出それぞれ1億5,894万1,000円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ62億8,120万円とするものです。

歳入につきましては、国庫支出金から1億3,020万6,000円の補正を行い、これは主に新型コロナウイルス対策事業補助金の地方創生臨時交付金の8,362万3,000円が大勢を占めます。歳入の中におけるこの項目は社会文教常任委員会と関連することから、総務産経常任委員会との連合で審査を行いました。

連合審査の中では、資料として感染症対策の進捗状況、財政調整基金残高推移、商工会が実施した感染症に関する2回目のアンケート結果、観光キャンペーンに関するもの等が示され、資料を通した質疑が交わされました。

寄附金120万円は、教育にとの指定寄附金であります。

繰入金の財政調整基金繰入金は財政調整で1,106万5,000円を減額するもので、臨時交付金の8,362万3,000円が入り次第繰り戻すというもので、先ほどの資料に基づき説明がありました。

諸収入の雑入470万円は自治総合センターコミュニティ助成事業交付金で、坂田、上横場地区の公民館に供するものです。

町債の土木債520万円は社会資本整備交付金が増額されたもので、充当率90%です。消防債100万円の補正は、防災対策事業債330万円の減に対し緊急防災・減災事業債が430万円増となった差額であり、質疑を通して緊急防災・減災事業債は充当率が100%であるため、この差額を算入としたとの説明がありました。用途は、小型ポンプ車入替えに充てられるものです。

続いて、歳出のうち、2款総務費、第1項総務管理費198万8,000円の増額補正は、主に人事異動に伴う経常経費であります。

6款農林水産業費の209万6,000円の減額補正は、これも主に人事異動に伴う農業委員会費、農業振興費の経常経費の見直しによるものです。

7款商工費の1,045万5,000円の増額補正は、商工総務費の職員1名増員と観光費では道の駅ホームページ作成委託料、湯っ多里館事業費では修繕料の200万円が計上されています。ホームページ作成の内訳について質疑があり、ホームページ作成に99万円、映像作成に66万円の計160万円の経費を見ているとの説明でした。

8款土木費の522万6,000円の増額補正は、道路橋梁総務費の町道認定に伴う道路台帳作成委託料、道路維持費の碧台団地街路灯の修繕、道路新設改良費として保明・後藤線の路肩拡幅工事の工事請負費が挙げられます。

第2表、地方債補正は起債目的が学校教育施設等整備事業で限度額2,770万円の起債を追加し、変更では道路整備事業の限度額を520万円増の4,940万円に、緊急防災・減災事業の限度額を430万円増の1億9,020万円に補正したものです。

以上、審査の結果、意見もなく、討論を終結し、本議案は原案のとおり可決しました。

続きまして、議案第41号 同年度田上町水道事業会計補正予算（第1号）議定について報告します。収益的収入は水道事業収益が営業外収益を12万円減額し、2億5,053万8,000円となり、支出は水道事業費用の営業費用を121万6,000円減額し、2億6,878万4,000円に補正するものです。

次に、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額9,077万8,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額の293万円と過年度分損益勘定留保資金8,784万8,000円に改め、資本的支出を建設改良費の246万7,000円を減額した9,246万8,000円に補正するものです。このほか、4月の定期人事異動に伴い職員給与費を360万3,000円減額し、2,029万8,000円に改めるものです。

審査の結果、本議案は原案のとおり可決しました。

以上、報告を終わります。

議長（熊倉正治君） 委員長の報告が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。ご質疑のある方、ご発言願います。
しばらくにしてご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。小嶋委員長、ご苦労さまでした。

次に、社会文教常任委員長の報告を求めます。

（社会文教常任委員長 今井幸代君登壇）

社会文教常任委員長（今井幸代君） それでは、まず議案第38号について報告申し上げます。審査の結果は、原案可決でございます。

主な内容は、人事異動に伴う増減整理、新型コロナウイルス対策費、そして教育費における空調設備やG I G Aスクール構想に伴うものとなっております。

4款衛生費の新型コロナウイルス対策費は連合審査にて審査をされまして、避難所運営等に活用するパーティションの購入費等として100万円、中小・小規模企業対策事業として975万円、休校時の給食食材キャンセル料として59万8,000円等となっております。特に中小・小規模企業対策事業である湯田上温泉宿泊補助費505万円についての質疑が集中をいたしました。町民限定プランに限定した割引ではなく、他のプランや日帰りなどの利用にも活用できるような弾力的運用を求めるもの、事業設計における経緯について、また事業設計の甘さなども指摘がありました。当局としては、まずは提案の内容で事業を実施した後、その状況を勘案した中でこの審査での指摘事項等を検討させていただきたいとの答弁でありました。

そのほかといたしましては、10款教育費では、田上小学校整備事業として4,218万4,000円、羽生田小学校整備事業で5,595万8,000円は、いずれもランチルームの空調設備。そしてG I G Aスクール構想に伴うもので、中学校整備事業2,920万円はG I G Aスクール構想による端末通信ネットワーク整備となっております。先般の全員協議会で事業計画の全体像は示されておりますので、割愛をさせていただきますけれども、ランニングコストや使用する端末のOSについて質疑があり、具体的な内容、ランニングコスト等の数字等を示すことが非常に難しいとのことではありましたが、事業規模の大きさからしてもしっかりと説明されるべき事柄であるということ踏まえまして、現在把握できる概算での数字や、またOSについても資料を今議会中に提出するよう求めております。

そのほかにも、中学校の浄化槽ブローアの改修費に120万2,000円、延期されております令和元年度成人式費用として32万4,000円、そして地域学習センターへの図書購入として120万円が増額をされております。なお、図書購入費120万円の財源は、

田上町マイスタンプ会より10万円、株式会社堀内組より110万円の指定寄附をいただいたものから支出するというふうになっております。

続いて、議案第39号 令和2年度田上町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）でございますが、歳入歳出それぞれ33万円を追加いたしまして13億3,273万円とするものです。これはシステム改修に伴うものでありまして、特段議論はありませんでした。審査の結果は、原案可決でございます。

最後に、議案第40号 令和2年度田上町介護保険特別会計補正予算（第1号）ですが、歳入歳出それぞれ21万1,000円を追加し、歳入歳出それぞれ14億3,621万1,000円とするものでございます。これは、介護予防事業として実施をしておりますアクティブシニア教室の送迎として、利用しておりますジャンボタクシーの運賃値上げによるものでございます。当初予算では1日当たり2万1,000円と見込んでおりましたタクシー料金が値上げがありまして、1日当たり3万円というふうに見込まれていくということで増額されているものです。審査の結果は、原案可決でございます。

以上であります。

議長（熊倉正治君） 委員長の報告が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。ご質疑のある方、ご発言願います。しばらくにしてご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。今井委員長、ご苦労さまでした。

以上で委員長報告及び質疑を終わります。

これより順次討論及び採決を行います。

最初に、議案第38号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第38号の採決を行います。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（熊倉正治君） 異議なしと認めます。したがって、議案第38号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第39号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第39号の採決を行います。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案は委員

長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(熊倉正治君) 異議なしと認めます。したがって、議案第39号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第40号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第40号の採決を行います。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(熊倉正治君) 異議なしと認めます。したがって、議案第40号は委員長報告のとおり可決されました。

最後に、議案第41号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第41号の採決を行います。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案は、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(熊倉正治君) 異議なしと認めます。したがって、議案第41号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第14 議員派遣の件について

議長(熊倉正治君) 日程第14、議員派遣の件についてを議題といたします。

お諮りいたします。本件は、会議規則第129条の規定により、お手元に配付いたしました内容で議員を派遣することにいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(熊倉正治君) 異議なしと認めます。よって、議員派遣の件につきましては、お手元に配付いたしました内容で議員を派遣することに決定しました。

日程第15 閉会中の継続調査について

議長（熊倉正治君） 日程第15、閉会中の継続調査についてを議題といたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から所管事務調査について、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付の申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りいたします。各常任委員長及び議会運営委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査に付することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（熊倉正治君） 異議なしと認めます。よって、各常任委員長及び議会運営委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定しました。

以上で本定例会の日程は全部終了いたしました。

これで本日の会議を閉じます。

佐野町長からご挨拶をお願いいたします。

町長（佐野恒雄君） 議会閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

このたび第4回田上町議会定例会を招集申し上げましたところ、議員各位におかれましては何かとご多用のところご出席をいただき、誠にありがとうございました。ご提案申し上げました27案件につきまして、それぞれ慎重審議の上、ご同意あるいはご決定を賜り、誠にありがとうございました。

ところで、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の第二次補正予算の交付限度額が県より示されました。臨時交付金の活用につきましては今後改めて協議をお願いいたしますが、取り急ぎ配布をいたしました。新型コロナウイルスとは長い闘いとなっており、感染拡大の防止と社会経済活動の維持の両立を図る必要があります。この難局を乗り越えていくために、審査の過程でいただきましたご意見や一般質問でのご提案を真摯に受け止め、今後の町の施策に活かしていきますので、よろしく願いを申し上げます。

これから夏本番を迎えるわけではありますが、健康にはくれぐれもご留意いただきまして、ますますのご活躍をご祈念申し上げまして、閉会の挨拶といたします。大変ありがとうございました。

議長（熊倉正治君） これをもちまして令和2年第4回田上町議会定例会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

午後2時08分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

令和2年6月25日

田上町議会議長 熊倉正治

田上町議会議員 藤田直一

” 議員 渡邊勝衛

別紙

令和2年 第4回 田上町議会（定例会）議事日程			
議事日程第3号 令和2年6月25日（木） 午後1時30分開議			
日程	議案番号	件名	議決結果
		開議	
第1	議案第29号	道の駅たがみの設置及び管理に関する条例の制定について	原案可決
第2	議案第30号	田上町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について	原案可決
第3	議案第31号	田上町公民館条例の一部改正について	原案可決
第4	議案第32号	田上町交流会館条例の一部改正について	原案可決
第5	議案第33号	田上町国民健康保険税条例の一部改正について	原案可決
第6	議案第34号	道の駅たがみの指定管理者の指定について	原案可決
第7	議案第35号	田上町道路線の認定について	原案可決
第8	議案第36号	田上町道路線の変更について	原案可決
第9	議案第37号	下吉田川No. 1雨水調整池整備工事請負契約について	原案可決
第10	議案第38号	令和2年度田上町一般会計補正予算（第4号）議定について	原案可決
第11	議案第39号	同年度田上町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）議定について	原案可決

日程	議案番号	件名	議決結果
第12	議案第40号	同年度田上町介護保険特別会計補正予算（第1号）議定について	原案可決
第13	議案第41号	同年度田上町水道事業会計補正予算（第1号）議定について	原案可決
第14		議員派遣の件について	決 定
第15		閉会中の継続調査について	決 定
		閉会	